

令和7年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年3月5日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和7年3月5日（水）午前8時58分
閉 会 日 時	令和7年3月5日（水）午後6時32分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 芝寄 和好 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

## 議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 8 号	鴻巣市こどもの権利条例	原案可決
第 1 9 号	鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 1 号	鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 2 2 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 3 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市文化芸術振興基金条例	原案可決
第 3 2 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 8 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 8 号	令和 7 年度一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 0 号	令和 7 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長  
 こども未来部副部長  
 こども未来部参事兼  
 こども応援課長  
 こども未来部参事兼  
 子育て支援課長  
 こども未来部参事兼  
 保育課長  
 こども応援課副参事  
 子育て支援課副参事  
 保育課副参事

小林 宣也  
 佐々木晴美  
 沼上 早苗  
 高子 英江  
 矢澤 潔  
 黒巢 弘路  
 新井 玲奈  
 富田まゆみ

(健康福祉部)

健康福祉部長  
 健康福祉部副部長  
 福祉課長  
 障がい福祉課長  
 健康づくり課長  
 介護保険課長  
 福祉課副参事  
 健康づくり課副参事

木村 勝美  
 服部 和代  
 鈴木 恵子  
 野口 豊和  
 新島 政博  
 宮澤多喜也  
 長島 正和  
 中根 洋子

(教育部)

教育部長  
 教育部参与  
 教育部副部長兼  
 学務課長  
 教育部参事兼  
 教育総務課長  
 生涯学習課長  
 学校支援課長  
 スポーツ課長  
 中央公民館長  
 教育総務課中学校  
 給食センター所長  
 学務課副参事  
 学校支援課副参事  
 学校支援課教育支援  
 センター所長  
 吹上支所副支所長兼  
 地域グループリーダー  
 川里支所副支所長  
 川里支所地域グループ  
 リーダー

鳥沢 保行  
 上岡 勝  
 池田 耕司  
 松本 直樹  
 清水 健紀  
 杉山 賢次  
 竹井 豊  
 新井 隆司  
 関根 好一  
 伊藤 一途  
 鈴木 聡  
 中山 尚子  
 吉田 勝彦  
 中越 好康  
 生川 由美

書 記  
 書 記

國島 清文  
 小林美奈子

(開議 午前8時58分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、昨日執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議案第38号、一般会計予算のほうを質疑をさせていただきます。事前に通告させていただいたのですけれども、ちょっとボリューム感があるので、少し飛ばすものもあるかもしれないのですけれども、すみません、ご了承ください。

債務負担のところは、一旦ちょっと飛ばさせていただきます。

では、歳出のところ順に質問させていただきます。157ページ、民生児童委員活動支援事業について伺います。こちら現在の民生委員や児童委員の平均年齢、高齢化に伴って担い手が不足しているという状況を聞きますが、その辺りというのは課題はあるのかというところが。あと、1名増員になっていたと思うのですけれども、それについての理由というか、そちらを伺います。

(福祉課長) まず、民生委員、児童委員の平均年齢になりますが、令和7年3月3日現在、平均年齢は70.2歳となっております。こちらのほう、高齢化に伴う担い手不足が課題となっております。鴻巣市だけではなく埼玉県や国でも起きていますので、今後も国や県、近隣市町の動向を参考にして定員を充足させるよう努めていきたいと考えております。

また、民生委員推薦会委員の人数が1名増えているということでもよろしかったでしょうか。そちらにつきましては、民生委員推薦会の委員の人数は以前から10名でありました。以前は、委員の中に市の職員が1名入っていたために9名分の予算計上をしておりました。現在は、市の職員が委員ではないので、10名の予算計上をしております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。高齢化に伴って、なかなか担い手が少なくなっているという状況はよく分かりました。その中で、職員さんが

今1名抜けたということですよ。新たに入ったということですが、その職員さんが抜けた理由というか、その構成が変わった背景というのは何かあるのでしょうか。

(福祉課長) 推薦会の委員さんの任期というのが3年になっておりまして、その任期満了を迎えた後に推薦会の会則の改正が行われて、選出区分とその人数についての詳細がその規則に明記されておりましたが、市の区域の実情に通じる者10名としたことによって、選出区分にとらわれることなく幅広い人材を推薦会の委員として迎えるということで、メンバーのほうを替えた次第でございます。

以上です。

(高橋) 分かりました。

では、次に参ります。159ページの生活困窮者自立支援事業について伺います。こちら自立相談支援事業の委託料が昨年から減になっておりますでしょうか。その要因というか、理由を伺います。

(福祉課副参事) こちら減額となった要因なのですが、国の補助金等を活用して対応しているのですが、実は今年度国の補助金の内示額のほうが減額となっております。その減額に合わせて金額のほうを計上したような形になってまいります。

以上となります。

(高橋) 分かりました。では、一応確認なのですが、昨年よりもそうなってくると事業のところというのは縮小になってしまって、市民へ何か影響みたいのは出ないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

(福祉課副参事) 委託内容のそういった変更等はなく、影響等はありません。

以上です。

(高橋) それでは、次に参ります。

同ページで重層的支援体制整備事業について伺います。こちらは、今年度から本格的にスタートになるのかなと思うのですが、昨年のところでちょっとアウトリーチ等はかなり構築されてきたのですが、というお話がありまして、居場所づくりとは関係団体との協働というところ

ころが課題ですというふうなご答弁があったと思うのですが、そのところの課題というのはクリアは今年度はできそうでしょうか。

（福祉課副参事）居場所づくりについてなのですからけれども、こちら課題がクリアできるかどうかということなのですからけれども、こちらにつきましては、居場所づくりということで、今年度ですか、地域福祉計画を策定しまして、その中で気軽に集まれる居場所づくりの推進のために、年齢や世代にかかわらず気軽に交流できる居場所づくりのそういった必要性とか重要性を関係機関とか地域の団体のほうに周知のほうはしてまいりました。あと、今年度から出前講座ということで行っておりまして、その中でもそういった居場所づくりにつきまして話しているような状況です。

それとあと、関係団体の関係なのですからけれども、地域で協力してくれる団体とかには今後団体数を増やしていったりとかということで周知等を行いまして、関係団体につきましては増やしていければと考えております。

以上となります。

（高橋）なかなか今ちょっとよく理解できなかったのですが、居場所づくりについては、では課題解決した上で今年度はこの予算でスタートできるということでしょうか。

あとは、協働団体というのですか、去年は例えば幾つだったのが今年度は幾つでスタートできますという感じで、ちょっと具体的に数字でお示しいただけますか。

（福祉課副参事）では、居場所づくりにつきまして、課題が解決できて、来年度スタートできるかということになると、ちょっとその辺につきましてはなかなか難しい。やっぱりそういった居場所づくりということで、今年度とか周知していった中でなかなか進まない部分もありますので、来年度も引き続き解決できるよう、こういった居場所づくりにつきましては、関係団体とかそういったところに周知のほうは引き続きしていきたいとは思っています。

あと、関係団体のほうなのですからけれども、現在73団体ご協力のほうをい

ただいているような状況です。こちらにつきましては、今後増やしていければとは考えております。

以上です。

（高橋）すみません。では、一応最後確認です。まだ今年度はということですので、では昨年とは違って今年はその解決策として新たな策と、あとは73団体ということですがけれども、今年度は何団体を目標にしているのか伺います。

（福祉課副参事）今の現時点で新たな策ということで、今こういった新たな策ということでちょっと……まだこれから検討していかなければいけないということで、ちょっとすみません、この場でこういった新たな策がありますということでお答えできなくて申し訳ないのですがけれども、今後検討してまいりたいと思います。

団体数につきましては、今ある73から具体的に幾つというのもこれから検討していきたいと思います。

以上です。

（健康福祉部副部長）補足でちょっと答弁させていただきます。

先ほど関係づくりのところについて課題があったという点について補足をさせていただきます。先ほど副参事のほうから答弁をさせていただきました構成が、今要援護高齢者等のネットワークの協定を締結しているところの団体数でございますが、居場所というところで捉えている組織ではございません。いろいろと高齢者の見守りに対してネットワークの皆様、新聞配達店ですとか、牛乳配達店ですとか、お弁当の配達をさせていただいたり、あとは金融機関でしたり、そういったところと協定を締結しておる要援護高齢者のネットワークの数でございますが、来年度から本格実施に伴いまして、今年度も周知のところを一生懸命職員、営業に回らせていただいているところですが、本格実施に向けて職員が自ら足で稼いで新規開拓はしてまいりたいと思っております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。重層的支援体制整備事業というのは、かなり肝煎り事業かなというふうに私も感じておりますので、ぜひ、課

題があるようでしたら、本格実施に向けて今年度（P. 5「来年度」に発言訂正）しっかりと課題解決に向けてやっていただければと思います。それでは、次に参ります。

（委員長）高橋委員、今年度というか、来年度だよね。

（高橋）申し訳ありません。来年度です。

（委員長）訂正してもらっていいですか。

（高橋）すみません。今「今年度」と発言したところを「来年度」に訂正させていただきます。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

続けてください。

（高橋）すみません。

それでは、161ページの介護保険特別会計繰出金、こちらなのですが、昨年よりも増額がかなりあるのかなと思うのですが、そちらを伺っておきます。

（介護保険課長）今年度と比較しまして来年度増額した主な要因としましては、地方公共団体システムの標準化に伴う介護保険システム更新業務に係る諸経費を計上している一般管理費の増額が大きく影響しております。その他、介護保険給付費の増加とか認定審査会費、認定調査費の増加の影響も今回の増加の要因としてございます。

以上でございます。

（高橋）それでは、次に参ります。

飛びまして、167ページ、障がい者相談支援事業です。こちらは、鴻巣市と北本のたしか委託されている事業だと思うのですが、それぞれの相談支援の、年間で大丈夫です。昨年度の年間の相談件数、あとは相談内容の傾向、それぞれ鴻巣と北本の違いはあるのかということと、あとはそれぞれ鴻巣と北本の委託費の内訳を伺います。

（障がい福祉課長）それでは、お答えをさせていただきます。

障がい者相談支援事業につきましては、先ほどお話ありましたように、北本市と鴻巣市で共同で社会福祉法人一粒と社会福祉法人埼玉県済生会

のほうに相談業務のほうを委託をしております。

件数のほうなのですけれども、基本的にそれぞれ、鴻巣には鴻巣分、北本には北本分しか報告のほうがございませんので、今回、令和6年の10月末現在ということで北本のほうにも確認をしましたので、その数字をちょっと申し上げさせていただきます。まず、社会福祉法人一粒のほうなのですけれども、令和6年10月末現在の相談件数が1,664件、北本市のほう778件、埼玉県済生会のほうが令和6年10月末で鴻巣市が2,632件、北本市のほう1,487件となっております。

相談の傾向ということなのですけれども、北本市も恐らく同じような傾向かなというところを考えておるのですけれども、具体的には、夢の実のほうで申し上げますと、まず障がい福祉サービスの利用等に関する支援ですとか、不安解消、情緒の安定に関する支援等、こういったものが多くなっております。一方、しゃろーむ、一粒のほうなのですけれども、一粒のほうでも障がい福祉サービスの利用等に関する支援、こういった相談ですとか、健康、医療に関する支援、こういった相談が多くなっております。

それから、委託費のほうでございますけれども、それぞれの法人のほうに1,295万円を委託をお願いをしております。内訳としましては、人件費が1,135万9,000円、そのほか事業所が北本と鴻巣と2か所ございますので、そちらの光熱水費ですとか通信運搬費、消耗品費等の人件費以外の経費が159万1,000円、合わせて1,295万円ということで委託のほうを行っております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。

それでは、進めます。では、ちょっと飛びまして、177ページ、地域介護予防活動支援事業についてお伺いします。こちらの委託先の事業の具体的な内容と実施方法、あとはこの事業の成果というののどのように評価されているのか。また、その改善というのですか、何かその評価に対しての改善。今後、地域のニーズに応じた事業内容の拡充であったり、見直し、今回そういったところで事業内容の拡充だったり、見直しの予定

というのはあったのか。介護予防なので、予防効果があったのかというところになってくると思うのですけれども、伺います。

(介護保険課長) こちら今年度まで介護保険特別会計、ご質問のとおり地域支援事業の一般介護予防事業の中で実施していたものでございます。委託先につきましては、1つ目は鴻巣市シニアボランティアポイント事業に係る費用でございまして、こちらにつきましては鴻巣市社会福祉協議会のほうに委託してございます。もう一つにつきましては、介護予防活動支援事業に係る費用でございまして、市内6か所のわがまちサロンと2会場で実施されるすこやかシニア体操の管理委託で、委託先は5つの地域包括支援センターとなります。

それと、こちらの実績の評価でございましてけれども、介護保険事業計画等で計画に基づいて一応日々効果検証はしております。ただし、この事業につきまして、例年、コロナ禍もございましたので、参加者等もなかなか満たされなかった。でも、コロナが明けて、今後このシニアボランティアポイントの利用実績もしくはわがまちサロン、すこやかシニア体操の参加者等につきまして、適宜今後評価していきたいと思っております。以上でございます。

(高橋) すみません。答弁漏れかなと思うのですけれども、この事業、割と同じものを毎年やっているのかなと思うのです。この事業の見直し、効果に対して見直し、新たなものだったりとかというものは今年度(P.7「来年度」に発言訂正)はありますか。また、そういったところの検討はあったのか。

(委員長) 高橋委員、今年度ではなくて来年度ですか。

(高橋) 来年度です。すみません。

(委員長) では、訂正してください。

(高橋) 申し訳ありません。「今年度」と発言したところを「来年度」に訂正させていただきます。発言の訂正をお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(介護保険課長) 来年度に向けた介護予防事業ですけれども、当然この

ような事業を継続してやるということがもちろん大事ですので、まずそれは1つでございます。それと、新規の事業等につきましては、常に先進市とか、そういうところにアンテナを高くして、介護予防リーダー等にも意見交換してやっておりますけれども、取りあえず来年度につきましては特に新たなものはございません。

以上でございます。

(高橋) 取りあえず今年度同じということですがけれども、ニーズに合っているかというところも、介護予防事業ってやっぱりそこ行きたいなっと思ってもらえるような事業内容なのかというところというのも検証は必要なのではないかなと思いますので、取りあえず同じということですがけれども、また検討していただければと思います。

それでは、次に参ります。同じページ、地域包括支援センター運営事業について、こちらは5か所の地域包括支援センターの委託費になると思われるのですが、一覧をたしか出していただいていたと思うので、詳しいところは分かったのですが、この委託費の内訳、5か所の、を伺います。

(介護保険課長) こちら5か所の内訳というか、5地域包括支援センターにそれぞれ委託しております。委託内容としましては、要介護高齢者の実態把握とか、制度の相談支援等を行う総合相談支援事業で業務委託費として払ってございます。あと、虐待の防止、早期発見等を行う権利擁護事業につきまして、それぞれ包括に払ってございます。あと、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等を行う包括的、継続的マネジメント事業の委託料としてそれぞれの事業として払っております。なお、この委託料につきましては、それぞれの地域包括支援センターの被保険者の人数に応じて、昨日ちょっと条例で話しましたけれども、配置職員数を示して、その人数に応じた委託料を支払ってございます。

以上でございます。

(高橋) 続きまして、その下、生活支援体制整備事業、こちらのコーディネーターの委託料って支え合い支援などだと思うのですが、具体的にこれってどんな内容、委託の内容ですね、事業内容を伺います。

(介護保険課長) 生活支援体制につきましては、多様な主体による多様な生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を用い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実強化を図ることを目的とした事業でございます。具体的には、鴻巣市社会福祉協議会に業務を委託してございます。具体的には、生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務、あと地域資源と地域課題等をデータ化し、分析、評価すること、あと生活支援体制整備事業として、大きな目玉としまして移動販売に関することにつきましても生活支援体制整備事業の中で行っております。

以上でございます。

(高橋) それでは次、その下、ねんりんピック交流大会開催事業、こちらの実行委員、こちらはどのような基準で選出されたのか伺います。

(健康福祉部副部長) 実行委員会の選任基準についてお答えさせていただきます。

開催の運営について、関係する団体ですとか支援をいただく団体より選出をしております。審査意見の状況を参考にさせていただいたところで

以上です。

(高橋) ありがとうございます。その方々の専門性だったりとか、経験とかですか、そういったところというのは選出基準にも含まれているのでしょうか。

(健康福祉部副部長) 構成団体を示してちょっとご答弁したいと思っております。実行委員会は、もちろん主催者のほうですとか、市議会、あとは競技主管団体スポーツ関係の組織から選出をいたします。それと、警察ですとか、消防さんですとか、そういったところの官公庁も含まれております。あとは、市民団体のところすとか、教育関係、商工、経済関係、医療、衛生関係、交通、通信関係なども含まれております。

以上です。

(高橋) それでは、飛びまして183ページのこども応援課に参ります。こちらは少し説明もあったのですけれども、ちょっと重複するかもしれ

ないのですけれども、伺います。イベントの内容、あと記念品を予定しているということですが、具体的にどんなものを予定しているのか伺います。

(こども応援課副参事) イベントなのですけれども、昨日こちらで審議いただきました鴻巣市こどもの権利条例のほうで定めております、昨日ちょっとその中でも特色というところで述べさせていただいた、11月20日を鴻巣こどもの権利の日として定めておるわけなのですけれども、こちらに合わせたイベントで周知啓発のほうを図ってまいりたいと思います。具体的には、11月開催予定のこども映画フェスティバルですとか、青少年健全育成「市民のつどい」、こういったイベントを通して周知啓発のほうを図ってまいりたいと考えております。

それから、記念品なのですけれども、記念品としましてはオリジナルのハンドタオルを考えております。学校等でも使っていたりかなというところで、ハンドタオルを考えてございます。

以上です。

(高橋) ハンドタオル、楽しみですね。そうしましたら、今回こどもの権利条例だったり、こども計画もそうですけれども、今回こうやって子どもたちの意見を継続的に反映するためというのはずっとお話でも出ておりますけれども、新たに設けられる予定のチャンネルとは、その具体的に何か予定しているのかというのを伺います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

具体的にはホームページ上に、今市のほうに意見を述べるというところだと市長へのメール、今でいうと市長への意見・提言というのがあるのですけれども、これの子ども版といいますか、もうちょっとかみ砕いて、君のつぶやきを聞かせてみたいな形で、易しい、平易な分かりやすい形のフォームをつくりまして、そちらのほうから気軽に投稿できるようなものをつくってまいりたいと考えております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。たしか令和4年度に開設されたこのスキッズページがあると思うのですけれども、ちょっとなかなかそれが

活用されていないというか、なかなか周知もされていないのかなと思うのですけれども、そういったところというのは今回子どもたちの意見を聴取したりとか反映するためというので活用できるのではないかなと思うのですが、その辺りというのはどのように考えていらっしゃいますか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

委員おっしゃるとおりに、キッズページ、この辺りをちょっと刷新を考えておりまして、それを活用して投稿フォーム等もその中に設定してというところで検討を進めているところです。

以上です。

（高橋）よかったです。すごくかわいかったので、ぜひあれ使ってほしいなと思うのですけれども、今刷新してというお話、具体的なスケジュール、いつからというところを詳細に伺います。

（こども応援課副参事）こちらなのですけれども、そのフォームにつきまして、おおむね夏休み明けぐらいから、2学期ぐらいから学校を通じて周知のほうを図れるように、あわせてページのほうもそれに合わせて構築できるように準備のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。これできるかどうかなのですけれども、ICT、子どもたちパソコンを持っていますので、そういったところにつなげるというか、気軽に子どもたちがそこを見られるみたいな、そういうこととかというのもできるのですか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

おっしゃるとおり配信等も可能かと思っておりますので、そういったところも含めて検討させていただければと思います。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

そうしましたら、すみません、ちょっと確認で、今回コミュニティバスの無料化のところ、公共交通施策として前回はのっていたのですけれども、今回こっちのほうに予算が計上された背景というか、理由という

のはお伺いしてもいいですか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

こちらの事業の目的としまして、近年、毎年毎年暑くなっていくような、猛暑の中での夏休み期間（P. 26「夏休み等長期休業期間」に発言訂正）中の子どもたちの移動支援といったところがございます。これによって熱中症予防、ひいては子どもたちの安全、安心といったところを守るというふうな観点から、こういった取組がこどもまんなか社会の実現につながり得るのではないかと考えまして、今回は本事業のほうで予算計上させていただいたものになります。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

では、次に参ります。187ページ、こどもの居場所支援事業、資料のほうもありがとうございます、準備していただきまして。すみません。資料のところから幾つか質問させていただきます。子ども食堂の利用者数の推移のところを出していただいたのですけれども、団体によってかなり活動日数だったりとか、当然利用者数というのにも差があるのかなというふうに見受けられるのですけれども、鴻巣市の子ども食堂等応援金、こちらたしか年間1団体12万円でしたっけ、を出していただいているのかな、補助金を出していただいていると思うのですけれども、ここの団体への補助金というのは、金額というのはいくらになっているのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

委員おっしゃるとおりで、月額1万円で一律となっております。活動に対してというところで、1か所の活動に対して1万円ということで月額支出させていただいております。

以上です。

（高橋）ということは、この利用実態に基づいて、これを見てみるとかなり開催回数だったりとか利用者数というのが変わってきていると思うのですけれども、当然そうすると食材費であったりとか購入品というのでも回数が多ければ増えると思うのです。そういったところの利用実態に基づいて補助金の金額の見直しというか、ちょっと配分の公平性という

のですか、そういったところというのは、検討はしていただくことというのは今後はあるのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

令和6年度、今年度からこちらの交付対象を、従来は子ども食堂、フードパントリーに限っていたのですけれども、今年度からフリースクールですとか学習支援教室にもちょっと広げているようなところがございます。そういったところもありまして、まずはちょっとその辺りの検証をした上で、今後この応援金の形をどういうふうにしていったらいいかというところは、当然その検討というのは必要になってこようかと考えております。

以上です。

（高橋）団体さんもボランティアでやられていると思いますので、利用実態をしっかりと市のほうで把握していただいて、たくさん開催していただいているというところには、例えば食材費もどれぐらいかかっているのかというところもちょっと検証していただいて、今後またそういったところも見ていっていただければなというふうに思います。

すみません。あと、今回出張子ども食堂、新しい事業が始まると思うのですけれども、こちらの81万円の予算というのは、この中のどこかに計上されていますか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

一括でこの中にどんと入っているような形ではなくて、それぞれ例えば報酬であったりだとか、消耗品費だったりだとか、あとは使用料、備品費などの積み上げがその金額という形になってございます。

以上です。

（高橋）分かりました。

そうしましたら、ではその出張子ども食堂のことについてちょっと伺います。予定している実施回数と、あとはどこの団体が担うのか。あと、児童館だけなのか、鴻巣は広いですから、そこもちょっと伺います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

まず、実施回数なのですけれども、4回以上で考えてございます。以上

というのは、この後の答弁とも関連してくるのですけれども、団体さんがどれだけやってくれるかというところにもなってこようかと思えます。あと、鴻巣女子高校とも連携してやっていくわけなのですけれども、鴻巣女子高校と連携してやる回数が3回程度かなと。プラスアルファの部分で団体さんの協力を得ながらやっていこうかなというふうに考えておるところで、その具体的な団体さんというのも今後募って、実際マッチング等もさせていただきながら、回数等は決定してまいりたいと考えております。

それから、場所を児童館に限るというところなのですけれども、今回は夏休み期間中（P. 26「夏休み等長期休業期間」に発言訂正）の昼食時、給食がない夏休み期間中（P. 26「夏休み等長期休業期間」に発言訂正）の子どもたちの食事の提供というふうな意味合いで、子どもたちが多く集まる児童センターでの実施というところを考えてございます。まず、枠組みとしてはそういった枠組みで考えてございまして、7年度実際やってみて、その辺りの検証も含めて今後の展開につなげていければと思っております。

以上です。

（高橋）ということは、では来年度は児童館でのみ開催で、ちょっと増やしていくかもしれない。あとは、団体は決まっていらないので、やっていくところを今の登録団体のところからお願いをしていくということで、そこら辺もはっきりと決まったら早めに周知というのにも必要かなと思えますので、お願いいたします。

すみません。ちょっと時間があれなので、飛ばします。

（委員長）高橋委員、確かにあと20分程度ぐらいなので、時間配分を検討してください。お願いします。

（高橋）そうですよね。ちょっと飛ばします。

では、すみません、199ページの子どものための安全対策事業、これ新しい事業なので、ちょっと伺います。パーティション等というふうな感じだったので、具体的な購入品を、あとはどこで使用するのかも具体的に伺います。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

購入品につきましては、公立保育所におきましてはパーティションを購入する予定です。民間保育施設におきましては、今のところカメラとパーティションということで聞いております。設置場所につきましては、パーティションのほうは、日々の着替えとか、内科検診、身体測定、またプール活動等で利用するというところで予定としております。カメラにつきましては、防犯的なものとか、保護者からの確認依頼とか、そういった部分に使用するというところで聞いております。

以上です。

(高橋) すみません。では、早口でいきます。201ページの地域子育て支援事業に参ります。

こちら出張広場の開催スケジュール、回数、実施予定、あとは開催場所が新たな実施場所は追加があるのかを伺います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

出張広場につきましては、週1回以上、子育て支援センター以外の場所に出向いて実施しております。令和6年度につきましては、常光、笠原の児童センター、それから北鴻巣の市民センター、鴻巣保健センター、コスモスアリーナふきあげで実施してまいりました。7年度についてなのですけれども、現在実施していない馬室地区での実施ができるかかなと考えております。

以上です。

(高橋) すみません。次へ参ります。

205ページの吹上地域保育園等新設整備事業、こちら予定で何か前回、6年度の予算のときにインクルーシブ遊具の検討をしていますという答弁があったので、その辺りでの進捗というか、検討の進捗状況を伺います。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

現在基本設計のほうを実施中のございまして、その中でインクルーシブ遊具のほうの設置につきましても検討しているところのございます。

以上です。

(高橋) すみません。早口になって申し訳ないです。次に参ります。

205ページ、同じですね、公立保育所管理運営事業、こちらも新しい事業なので、伺います。おむつのサブスク、かなりこれも気になるところであります。こちらのスケジュールは聞いていますね。保護者への利用の申請の仕方というのですか、スキームというのですか、どういうふうに、何かちょっとイメージがつかなくて、どんな感じで結局保護者の方たちというのは利用できるのかなと思ひまして、そこをちょっと詳細に伺います。

（保育課副参事）お答えいたします。

まず、在園児の保護者には2月19日に保育事業支援システムにて実施についてのお知らせをして、後日、申込方法等が記載されたパンフレットを配布いたしました。新規入所の保護者の方には、入所説明会時に所長から説明をさせていただいて、パンフレットの配布を行っております。その後なのですけれども、サービスの申込みを3月の17日までにさせていただいて、4月からのトライアルの期間を始めていただくという形になっています。トライアル後に、その後継続されたい方については、その後また申込みをしていただくという形になります。以上です。

（高橋）分かりました。すみません。

では、こども誰でも通園制度はこの間もう伺っているので飛ばしまして、225ページ、保健衛生総務費庶務事業、こちらちょっと1個だけ気になったので。救急医療の負担金で済生会の加須病院が令和7年度のものに計上されていなかったのですが、こちらは、すみません、なくなったのでしょうか。ちょっと伺います。

（健康づくり課副参事）済生会加須病院は三次救急医療を設置しております。本市の医療課題である救急医療の確保、充実に大きく貢献できることから、その部分に対して令和4年度より財政支援を行ってきたところです。救急医療は、立ち上げから初期3年間は財政的に厳しいと言われておりました。当直の医師確保にも苦労すると聞いているため、令和4年度に病院が整備されてから3年間はめどに負担金を支出してまいりましたが、順調に救命救急も軌道に乗ったことから、済生会加須病院

との協議の結果、令和7年度において救急医療負担金は計上しないこととしたものです。

以上です。

（高橋）分かりました。

では、次に行きます。すみません。あと時間って何分ですか。

（委員長）あと15分。

（高橋）分かりました。

すみません。では、245ページの母子健診事業です。こちら産後ケアの通所と宿泊の利用状況、利用率の推移を伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）お答えいたします。

令和7年1月の実績（P.26「1月末までの実績」に発言訂正）で申し上げます。通所型につきましては、延べで96人の利用となっております。宿泊型、こちらのほうが61日という表現をさせていただいています。すみません。1泊2日だと2とカウントして、2泊3日だと3とカウントした上で61日という形で失礼いたします。述べ19人となっております。率……何率でしょうか。

（高橋）推移です。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）推移ですね。推移を申し上げますと、宿泊型は昨年度実施しておりませんので、今年度の利用はかなりサービスを受けている方がいるなど感じております。また、通所型につきましては、昨年は39となっておりますので、こちらのほうも伸びていると感じております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

では、すみません、飛びます。327ページ、（仮称）川里義務教育学校整備事業、こちら説明会等を今されている段階だと思うのですが、実際にこの説明会等にはナウな子育て世代、ナウな方たちというのですか、保護者等の参加というのはどのぐらいの比率でされているのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えします。

参加の比率については、すみません、具体的な数値は今手元にないので  
すが、もちろん子育て中の方も参加はしていただいています。

以上です。

(高橋) 分かりました。では、子育て中は分からないということですね。  
では、参加人数を伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時47分)

---

(開議 午前9時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育部参事兼教育総務課長) 申し訳ございません。川里地域の説明会  
等の人数、今ちょっと手元にないので、この後休憩時間に確認をして、  
今年度実施した説明会の人数でよろしいでしょうか。

(高橋) はい、大丈夫です。お願いします。

(教育部参事兼教育総務課長) 川里地域における今年度の説明会の人数、  
後ほどお答えさせていただきます。

(委員長) では、準備のほうをお願いいたします。

では、続けてください。

(高橋) 委員長、すみません、ちょっと暫時休憩していただけますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時48分)

---

(開議 午前9時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(高橋) そうしますと、あと10分なので、通告のところを飛ばさせて…  
…一覧を資料請求で出していただいたので、ちょっとこちらのほうを。  
ここはちょっと幾つかのと重なってくるので、331ページだったり、333ペ  
ージ、学務課のところになるのかなと思うのですけれども、児童生徒の  
多様な学びに関する支援体制のところを整理していただいて、物すごく  
分かりやすく、本当にありがとうございました。今こうやって鴻巣市

はいろいろな子どもたち、児童や生徒のいろいろな居場所だったり、学びに対する場所というのがこういうふうに整備されているのだなど、改めて本当に素晴らしいなと思ひまして、またそれぞれの性質というのが違うということも分かりました。もちろん当然保護者だったり、本人ということもこれを見て、自分はここがいいかなとかということも分かりやすいのかなというふうに思ったのですけれども、現在こういったものを出していただいですごく分かりやすいのですけれども、これやっぱり市民、要するに児童とか生徒、保護者がこれって見られれば一番いいと思うのですが、こういったものというのはホームページなどで公開されているものでしょうか。どこになりますか。学務課ですか。

（教育部副部長兼学務課長）多岐にわたっているので、学務課以外のもあるのですけれども、一部はホームページに公開されているかなと思ひます。

（高橋）まさにそれが問題というか、そうなのです。分かるのです。多岐にわたって課がなっているのは分かるのですけれども、市民にとっては全く関係ないので。例えばフリースクールもそうですけれども、自分が必要な学びの場はどこかなとかといってスムーズにそこを見つけられるということがやっぱり大事だと思うのです、市民目線で考えたときに。この情報を今回みたいに課を横断して一元的に可視化して何かに発信するという、見れるようにする、可視化するということはできないのでしょうか。これもまた答弁がどこになるのかってなってしまうのかなと思うのですけれども。紙媒体でもいいと思うのです。もちろんあとはホームページだったりとか、そういったものでもいいと思うのです。とにかくやっぱり当事者の気持ちになってみると、こういうものが可視化されているというのはとてもいいと思うのです。自分はどこかなというふうにスムーズに見つけられる。そういったところをどこかがまとめて情報を統一化して連携すると、情報の発信をするというのを図れないのかなというのが。そこはどこかがちょっとお答えいただけますか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 5 2 分）



(開議 午前9時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部長) お答えいたします。

先ほども、ホームページの中にこのすキッズページがあります。その中に今相談というコーナーがございますので、そちらのほうを活用して、縦割りではなくて市役所全体を通して相談というキーワードで掲載を検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(高橋) ありがとうございます。やはりこれフリースクールも民間のものもそうなのですが、この一覧見て、もうすごく分かりやすいなと思ったのが、フリースクールとかのところの利用状況とかというのは市のほうではやっぱり把握されていないですね。そして、成果、効果というところも空欄になっています。せっかく民間のところでもこうやって頑張ってくださっていて、当然児童生徒、保護者にとっても一つのここは学びの場だったりとか居場所になっていると思うのです。なので、そういうところともしっかりと連携を取っていくということが今後は必要になってくると思っております。ぜひ先ほどのキッズページ等でもそうなのですが、あとはパンフレット等、こども応援課の子ども食堂とフードパントリーの一覧表みたいな、こういうものって地図にもなっていてとても分かりやすいので、ぜひこういったものも検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、339ページの教育支援センター管理運営事業のところ、こちらでもさっきの学びの場の一つだと思っておりますけれども、小谷小に引っ越しになります。当然今まで川里のほうで利用していた児童生徒、保護者というのは不安はあると思っておりますけれども、そちらの軽減するための具体的な配慮策というのはどのようなものがあつたのか伺います。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。周知につきましては、1月の時点で12月議会の条例改正の承認をいただきましたので、適応指導教室に通所しているご家庭全員の方に移転のご案内は既に済んでおりまして、今後も新しく見学にいらっしゃるご家庭、

年度をまたいでもご利用の方につきましても説明をしている状況でございます。それから、広報2月号やホームページで移転について今記事を掲載しているほか、くらしのガイドブックや子育てガイドブックに移転についての注意書きを掲載しているところでございます。

それから、移転後のフラワー号の時間割に合わせて通級時間を、今これ適応指導教室のお話になりますが、変更することを今検討しておりますが、そちらのほうの事業計画等の準備を今進めているところでございますが、お一人ずつ、来年度通級してくださる方については、通級のコースですとか、お時間等の具体的なお一人ずつのヒアリングとご説明ということで、スムーズに安心してご利用いただけるように考えていきたいということと、前回もご質問いただいたところでございますが、新しい場所の準備ができましたら速やかに御覧いただきまして、安心して通っていただけるように準備のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

（高橋）すごく丁寧にやっていたているのは分かるので、ぜひそういうところも、先ほどのキッズページではないですけども、課がちょっと違うかもしれないんですけども、そういったところもホームページ等に掲載していただいて、生徒も自分で見て判断も中学生になったら当然できますので、あっ、こういうふうになっているのだなとかというのも自分で確認をして、安心材料にもなりますし、そういったところも、なのでホームページ等でも検討していただければと思います。

（委員長）高橋委員、あと5分程度です。よろしく申し上げます。

（高橋）345ページの中学生海外派遣事業のところ、これは他の委員からも毎回ちょっと質問も出て、私もずっと気になっている市内の中学生の全体の20名しか派遣することができないと。これ公平性の観点からどうかなというのはいつもちょっと気になってはいるのですけれども、希望者が多い場合に、例えばオンラインの交流の導入などというのは検討は今回もされたのかというところ。あとは、この派遣事業の予算のうち生徒以外の引率者、当然大人も行かれると思うのですけれども、その方の費用は幾らなのか。また、その引率者の人数だったり、選定基準という

のをちょっと、費用負担を抑えている工夫とかもされているのかというのを伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 8 分)



(開議 午前 9 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

海外派遣のオンラインでの実施につきましては、課のほうでも様々な協議等も重ねながら考えたところもありますが、やはり実際の現地に行ってみて体験することを重視することで本課としては今後も海外派遣を実施したいと考えております。

引率者の事業費につきましては、3名で今回161万4,000円を見積もっております。

以上でございます。

(高橋) 答弁漏れかなと思うのですが、すごく大事な、これは私も当然この20名が現地に行つてというのはとてもいいことだと思うのですが、オンラインとか、例えば希望者が多いときにオンライン交流とかも導入するとか、そういうことは検討されたのかということと、3名と言いましたね、今。引率者の150万円でしたっけ。そこの、例えば2名にするとか、そういうちょっと費用の負担を抑える工夫とかというのはされているのかというのを伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

オンラインにつきましては、現在オンラインによる海外の国々の学校との交流事業等を行っている学校もございまして、そういったところを本課としては今後も重点的に支援していきたいと考えております。

また、3名の引率者の削減による費用負担ということのお話もございました。こちらの学校支援課としては、市の事務局員2名と現在引率として中学校の教員をお願いしているところでございます。やはり中学校を引率する部分で教員1名は必要であるということと、また事務局2名と

しては様々なコーディネート、また責任者等もございますので、引率者については3名は必要と考えております。

すみません。大変失礼しました。訂正をお願いします。教員につきましては、中学校に限らず、小中学校両方考えております。大変申し訳ありません。

以上です。

（高橋）ちょっと確認です。教員は小中学校の教員1名ずつ来ている…  
…1名ですね。大丈夫です。

最後1件。すみません。では、355ページの中学校の教育ICT環境整備事業、これは、すみません、一応確認です。こちらはデジタル教科書の予算でよろしいですか。

（学校支援課長）お答えいたします。

デジタル教科書については、こちらの事業の中には入ってございません。そして、デジタル教科書は市のほうで予算として行っておりませんので、子どもに対してのデジタル教科書については計上しておりません。

以上でございます。

（高橋）すみません。教員のデジタル教科書はここですか。合っていますか。

（学校支援課長）お答えします。

教員のデジタル教科書、いわゆる指導書につきましてもこちらではございません。

以上です。

（高橋）すみません。では、そしたら逆にお聞きしてもいいですか。デジタル教科書はどこに計上されておりますか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

子どもの教科書については、無償で給与されているので、予算化はしておりませんが、教員については学務課の事業で計上しております。

（高橋）何ページですか。

（教育部副部長兼学務課長）教師用指導書等整備事業ですので、ページが…

(委員長) 333ページかな。

(教育部副部長兼学務課長) 333ページです。失礼しました。

(高橋) すみません。ありがとうございます。そうしましたら、その333ページの教師用指導書等整備事業のところでは、では質問させていただきませぬ。

今先生がデジタル教科書を導入している状況だと思うのですが、その対象の学年と、あとは教科を伺います。というのも、現場に聞くとむらがあるのかなというふうに思っていて、そこら辺がどういうふうになっているのかというのを市として把握されているのかだけちょっと確認しておきます。

(教育部副部長兼学務課長) お答えします。

デジタル教科書については、まだ紙媒体で今教科書を子どもたちに支給しているので、限られた教科と限られた学年になっています。小学校の5年生から中学校3年生を対象に、英語はデジタル教科書が導入されています。また、小学校のこちらからお願いしている7校で、5、6年生には算数、中学校には4校全ての学年に数学……すみません。4校ですね。中学校の8校中4校には数学、全学年入っている。以上の教科が子どもたちのデジタル教科書として導入されています。

(高橋) すみません。では、ちょっと確認します。時間がないので。では、中学校の4校というの、その4校はどこになりますか。

(学校支援課長) お答えいたします。

数学、中学校1、2、3年生ですが、鴻巣北中学校、鴻巣南中学校、吹上中学校、吹上北中学校です。

以上です。

(委員長) 最後お願いします。

(高橋) すみません。ありがとうございます。学校で要するに今まで黒板ではなくて、先生が今画面に教科書をばあんと出して、そこに黒板も使わずやってくれるというものだと思うのです。それは聞いています。ただ、科目なのか、学校なのかちょっと、鴻中の話を聞くと、先生によっては使っているというのは聞いています。これって教員

のICTのスキルによって、使える学校だとしても差があるのかなとか、そういうところの課題みたいなのはあるのか、そこだけちょっと伺っておきます。これから多分広げていくと思うのですけれども、そういった課題が出てくるのではないかなと思うのですけれども、そういうことは出ていないでしょうか。出ていないというか、多分出ているという声は聞いているのですけれども。

また、ごめんなさい。ちょっと時間がないので、すみません、もう一個付け足して、それに対して教員のICTのスキル向上のために研修やサポートみたいなどころも予定しているのかというところも最後聞いておきます。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

教員にはこちらの学務課の教師用指導書等整備事業でデジタル教科書と紙の教科書の指導書が支給されていますので、例えば社会の授業なんかで資料として画像とか動画とかを画面から流したりすることが可能になっていて、その使い方については、おっしゃるとおり教員によって変わっていきますので、そのスキル等の研修等は学校によって確かに差があるかもしれません。

（高橋）分かりました。では、そこはやっていただいたほうがいいのかなと。結構差が出ているのかなって。差が出てしまうと思うのです。先生によって、できない、つなげ方が分からないとか、そういうことが、ちょっとご高齢の教員になると、そこで生徒が教えたりとかというのも聞いています。やっぱりそれは仕方ないと思うのです。そこら辺の研修とかもしっかりと、せっかくデジタル教科書があるのにそれが使えていないというのはもったいないので、ぜひそれを研修とかも市のほうでちゃんとしっかり実態調査していただいて、子どもたちに公平に、せっかくデジタル教科書がありますので、使ってもらえるようにしていただければというふうに思います。

すみません。では、以上で。ありがとうございました。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時11分）



(開議 午前10時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められていますので、許可いたします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 先ほどの高橋委員の質問の中で、産後ケアの利用状況のところのご説明の中で「1月末までの実績」と申すところ、「1月の実績」と申し上げました。おわびして訂正をお願いいたします。

(こども応援課副参事) 同じく発言の訂正となります。

先ほど高橋委員の質問の中で、こどもの居場所支援事業の中で、「夏休み等長期休業期間」と申し上げるところを「夏休み」と申し上げました。発言の訂正をお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(教育部参事兼教育総務課長) 先ほど高橋委員からのご質問で、今年度の説明会等の開催について、すみません、ご答弁をさせていただきます。令和6年度につきましては、川里地域義務教育学校の新設に係る意見交換を1回開催しております、そのうち未就学児童の保護者が、すみません、世帯数になりますが、6世帯、そして在校生の保護者が4世帯ご参加をいただいております。また、鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会につきましては2回開催しておりますが、こちらはPTAの代表の方が4名、未就学児の保護者の方が2名ということでご参加をいただいております。令和6年度についての開催状況は以上です。

ちなみに、令和5年につきましては、川里の小中一貫教育における基本構想、基本計画の策定に当たりましてワークショップを3回、そして令和4年は意見交換会を5回開催しております、全てこちらの議事録の中で参加人数等につきましては、また審議の内容、ご意見の内容等につきましても全てホームページで公表をさせていただきます。広く皆さんに見ていただける形になっております。申し訳ございませんでした。以上です。

(西尾) では、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算について質問をさせていただきます。通告は出してあるのですけれども、複数通告に追加して新たに質問をさせていただくものもございます。よろしくお願いいたします。

まず、債務負担行為のほうなのですけれども、2件出してあるのですが、これは昨日の説明でいただきましたので、結構です。その代わり7番の下忍小学校仮設教室リースについてお伺いしたいのですけれども、これはどういった材質とか、どういった形の仮設教室なのかということをお伺いします。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

プレハブ工法を予定しております。プレハブ工法というのは、建築物の一部または全部をあらかじめ工場で製作したものを現場で組み立てるような工法の建築工法でございます。プレハブというと工事現場によくあるような仮設事務所をイメージされるかなと思うのですが、そういう簡易のものではなく、断熱性ですとか防音性を考慮した軽量鉄骨造の一般住宅と同等のようなものを考えております。現在、広田小学校においては、同様の仮設というか、プレハブ増設校舎が広田小学校においてもございまして、1年今経過しておりますが、特に学校のほうから何か不具合等の話は聞いていないというような状況で、同様のものを造る予定でございます。

以上です。

(西尾) プレハブ工法ということですが、断熱性はあるという答弁だったのですけれども、広田小のほうで1年経過しているそうなのですが、先生方の学校のほうからの情報だけではなくて、ぜひそこで学んでいる児童に直接状況はどうだというふうにアンケートを取るなりして、子どもたちの健康、体第一ですので、過ごしやすい環境をぜひ整えていただきたいと思います。見解はいかがでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) 委員のおっしゃるとおり、子どもたちにとってよき学びになるようにしていきたいと思っております。広田小学校の児童につきましても、新しい校舎ができて、見た感じも本当に工

事現場にあるような、ああいうグレーのプレハブ校舎ではなく、見た目もすごく子どもたちにとっては新しく、すてきに見えるのかなと思っていて、新しい校舎ということで喜んで使っていただいているというような声も聞いておりますが、引き続き子どもたちにとってよりよい学びになるように検討していきたいと思っております。

以上です。

(西尾) 次に参ります。

159ページの生活困窮者自立支援事業なのですが、市のホームページから鴻巣市社会福祉協議会の生活困窮者自立支援センターへのリンクが、詳細はこちらであったのですが、リンク切れを起こしていたのです。ただ、先ほど確認しましたらリンク切れが直っていたので、早速対応いただいたのは感謝しますが、これいつからリンク切れを起こしていたのか。というのは、これやっぱり生活に困っている方が助けを求めてホームページを見ているのに、助けを求めて見た肝腎な先がリンク切れを起こしていると。これは福祉課だけではなくて本市のホームページ時々そういうことがあるのですけれども、肝腎な情報がリンク切れというのは、これはやっぱり問題だと思っております。もし分かれば、いつからリンク切れを起こしていたのかということと、令和6年度の相談件数と支給世帯数をお伺いします。

(福祉課副参事) 今回は、ホームページのリンクが切れていたことにつきまして、大変申し訳ございません。こちら、社会福祉協議会のホームページのほうなのですけれども、更新したことによりまして令和7年2月14日からリンク切れとなっているような状況でした。現在は、3月3日の時点で解消済みという形にはなっております。今後なのですけれども、リンク切れにならないように社会福祉協議会と連絡を取りながら対応のほうはしていきます。

それと、令和6年度の相談件数、支給世帯ということなのですけれども、令和6年の12月末時点での相談件数なのですけれども、1,196件となっております。この支給件数なのですけれども、住居確保給付金ということで、こちらは延べ8世帯、8人に対して支給のほうはしております。

以上です。

(西尾) 相談件数が1年間で、12月末まででも1,196件ということですので、たとえリンク切れ、半月なのですけれども、その間に多分何十人も御覧になっている可能性がありますので、できれば、社会福祉協議会との連携もそうなのですけれども、職員の方がちょこちょこ自分の担当課のホームページ、リンク切れ起こしていないかチェックしていただくといいと思うのですが。よろしくお願ひします。

次に参ります。159ページの重層的支援体制整備事業なのですけれども、これの令和6年度の支援件数、それから支援が完了したものと支援が継続しているもの、また継続中の見守り等居住支援の件数をお伺ひします。

(福祉課副参事) 令和6年度の支援件数なのですけれども、令和6年12月末時点という形になります。アウトリーチにつきましては1,554件、多機関協働につきましては827件という形にはなっております。こちら支援の完了につきましてはなのですけれども、支援をしている方につきましては、その方、その方について課題が解決されたと捉えるのがなかなか困難な部分があります。完了とは判断できない場合もあるのですけれども、支援したことで救われているという状況もあります。

支援継続件数についてなのですけれども、定期的に支援が進んでいるかどうかということで随時判断、確認のほうはしているような状況です。以上です。

(西尾) 継続している件数がもし把握できれば、おおよそでも結構です。それが継続になっているか、完了したかというのは確かにおっしゃるとおり難しいのですけれども、大体30件ぐらいずっと見守っている件がありますとか、そういうところが分かればお伺ひします。

あと、すみません、これ従事する職員の方々、関係諸機関とも連携しながらなのですけれども、人数は足りているのかどうか。大変だと思ひのですが、こういった重層的支援、今のところ人数は足りているのか、ちょっとお伺ひします。

(福祉課副参事) 継続している件数なのですけれども、その月、その月で件数のほうは確認、該当者ということで上げたりはするのですけれど

も……すみません。

（健康福祉部副部長）お答えさせていただきます。

継続の方の件数ということなのですが、重層的支援体制で担っている方々というのは、複合的、複雑的になっていることから、世帯の中のいろんな方が支援対象者になってまいります。なので、例えばお子さんがいたり、高齢者がいたりとかという世帯を支援をさせていただいているのですけれども、お子さんに対しては解決ができた、だけれども高齢者に対してはまだ解決ができないよねということになると、その捉えている評価の件数とかがなかなか取りづらいところがございます、国のほうで、我々のほうで報告をさせていただいている件数は、先ほど副参事のほうから答弁がありましたアウトリーチの件数と多機関協働でいろんな方たちと支援をした件数にとどまっているところです。なので、なかなかその継続の方たちの件数のみを捉えるのは完了件数とともに難しいところですが、なかなか、すぐに解決ということであると重層的支援体制のほうで共生担当が関わることというのはないので、減っていかないのかなとは思っております。

それと、職員の人数ですけれども、今は共生担当の正職が4名、それと会計年度が7名で今予算配置をしておるところなのですが、今実際は会計年度は6名なのですけれども、様々な庁内の関係機関、例えば子ども未来部ですとか、教育とか、そういったところと関係しておりますので、共生担当だけで担っているところはありませんので、大変な仕事なのですが、皆さんの協力を基にやっているところです。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

169ページの障害者日常生活用具給付事業です。これなのですが、鴻巣市に鴻巣市障害者等日常生活用具給付事業というのがありまして、その実施要綱を見たのですけれども、例えば視覚障がい者の方ですとパソコン用とかスマートフォン用の文字読み上げソフトというのを最近では導入されている方が非常に多いと伺っています。一回文字読み上げソフトを導入して、それから今度メール用の文字読み上げソフトも欲しいという

場合がございます。そういったことを想定してちょっとこの要綱を読んでもみますと、この要綱の第2条の2のほうに、既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、修理不能により用具の使用が困難となった場合を除き、前回の給付日から同表の、同表というのはその一覧表ですね、耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は給付しないという文言が条文にあります。これ何かというと、例えば視覚障がい者用の活字文書読み上げ装置というのが給付の対象の機器の一覧にありまして、これは耐用年数が6年と書いてあるのです。上限基準額が9万9,800円。なので、その視覚障がい者の方がパソコンやスマートフォンに入れて使う活字の文書読み上げ装置については、一回入れたら6年たたなければ追加はできません。買い換えられません。また、上限は、基準額は9万9,800円なのですけれども、一回例えば1万か2万のソフトを導入したら、基準額以内であっても、最初に入れたソフトの耐用年数6年を超えない限りは追加で導入できないという仕組みになっているのです。でも、実際視覚障がい者の方々、今パソコンも持っているし、スマートフォンも持っています。それぞれにウェブの文字の読み上げソフトも入れたい、入れたら今度はメール用の読み上げソフトも入れたい、あとはいろんな何かに特化した読み上げソフトも入れたいということで、どんどん追加で複数のソフトウエアを入れたい、入れなければいけないという状況があると思うのです。でも、今の鴻巣市の実施要綱だと、一回入れてしまったら、それがほかの種類のソフトウエアであっても、活字読み上げ装置というソフト、その範疇の読み上げソフトであれば、一回入れたら6年間は追加もできないという状況なのです。なのですけれども、例えば京都市さんなんかは令和5年の8月から情報通信支援用具というのを新たに給付対象に追加しています。それは、情報機器、パーソナルコンピュータや携帯情報端末を使用する際に障がい特性に応じて使用する必要のあるソフトウエアや周辺機器が対象なのですけれども、これは耐用年数が5年なのですが、10万円以内であれば耐用年数以内であっても基準価格を上限として、10万円を上限として複数回に分けての給付が可能ですとなっているのです。なので、今の鴻巣市の

障害者等日常生活用具給付事業実施要綱というのは昔の、もう何回か改正して、最近では令和4年に改正しているのですけれども、内容的には昔からある機器に対しての給付の一覧になっているのではないかなと思うのです。今やっぱりパソコンもスマートフォンも皆さんお持ちで、それに入れるソフトウェアも幾つも買い足したいという状況が生じているのですけれども、ソフトウェアに関しては、活字読み上げのソフトウェアに関しても耐用年数6年で上限が9万9,800円、上限価格はこれでもいいのかもしれないのですけれども、耐用年数6年を超えないと、一回導入したら追加のソフトウェアが購入できないという仕組みになっているのです。これはやっぱり障がい者の方の実情に合わせていないと思うので、ぜひこれほかの自治体の事例も研究して、今障がい者の方がどういう日常用具を使っているか、特にソフトウェアとかアプリケーションの面について改定が必要ではないかと思うのですけれども、見解を伺います。

（障がい福祉課長）お答えをさせていただきます。

そのアプリケーションソフトにつきましては、先ほど委員のほうからお話がありました視覚障がい者用活字文書読み上げ装置のほうではなくて、情報通信支援用具のほうで対象となってくるのかなというふうには考えております。今回、ある障がい者の方からそういったご意見をいただきまして、我々も近隣市のほうに照会等をしております。先ほど西尾委員のほうからお話がありましたように、鴻巣市障がい福祉課としても、今までは、種目ごとに耐用年数が定められていますので、給付履歴がある場合については、その耐用年数を経過している場合について再給付が可能だということ考えておったのですが、昨今の情報通信機器等のアプリケーションソフト等についてはやはり、いろいろな別の用途のもの等もありますので、今後については近隣市の状況等も確認しながら、要綱を改正するのか、また内規とかその辺も含めて今後検討はしていきたいというふうに考えております。

（西尾）今実際困っている人もおりますので、早急に調査して、改定が必要なところを改定していただきたいと思うのですが、先ほど述べました鴻巣市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱というのが、これホー

ムページのほうで探しても出てこないのです。これは市民の方が見ても差し支えないものだと思うのですけれども、分かりやすいところにやっぱりホームページに置いていただきたいというのと、それから今物価高でいろんな日常用具も高騰しているのではないかと思うのです。なので、ぜひ今の販売価格も調べて最新の基準額に設定し直すというところも必要かと思うのですが、そこら辺も含めて早急にやっていただけるかどうかお伺いします。

（障がい福祉課長）まず、要綱のほうについては、全てのこういった要綱が掲載されているわけではございませんので、その辺については総務課とも相談をさせていただきたいと思っています。（P. 53「障がい福祉課のホームページには掲載しておりませんが、市のホームページの例規集には掲載しております」に発言訂正）

それから、基準額等の見直しにつきましては、埼玉県ですとか他の自治体の動向等を注視をしまして判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

185ページ、放課後児童クラブ管理運営事業なのですけれども、市内の放課後児童クラブにおける直近2年間の不審者情報があれば何件かお伺いします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）直近2年間の市内放課後児童クラブにおける不審者情報につきましては、令和5年度に中央放課後児童クラブで1件ありました。

以上です。

（西尾）次に参ります。

189ページの要保護児童対象事業なのですけれども、児童相談システム標準化移行等対応業務委託料及び支援対象事業等見守り強化事業委託料の内容をお伺いします。

（子育て支援課副参事）お答えします。

まず、児童相談システム標準化移行等対応業務委託料の内容についてで

すが、児童相談システムは地方公共団体情報システム標準化の基幹系20業務システムではないのですが、基幹系20業務システムである住民基本台帳システム及び健康管理システムと情報連携をしております。両システムが地方公共団体情報システムの標準化に伴い標準準拠システムへ移行するため、連携している児童相談システムも付随して改修が必要となるための改修業務委託費となります。データの連携方法が変更となりますが、システムの利用に影響はないかと思っております。

2点目の支援対象児童等見守り強化事業委託料の内容ですが、要保護児童対策地域協議会にて取扱中のケースについて、各家庭からの申請によりまして、1か月に30世帯1回ずつぐらいを目安に家庭訪問での見守りを実施しております。子どもと保護者の様子や室内環境の変化に配慮し、県の社会福祉協議会や企業などから提供のあった食料品や物資を配布しております。

以上です。

(西尾) では、次に参ります。

199ページの子どものための安全対策事業なのですが、直近2年間における市内保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認定外保育施設における性被害、それから不審者情報、不審者の件数ですね、これをお伺いします。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

直近2年におきまして市内各保育施設における性被害についての報告は受けておりません。また、不審者につきましても同様に報告は受けていない状況です。

以上です。

(西尾) 次に参ります。

203ページ、保育所費庶務事業、保育業務支援システム設定委託料についての具体的内容と導入施設をお伺いします。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

具体的な内容としましては、令和7年10月14日以降、ウィンドウズ10の延長サポートが終了となりまして、セキュリティー更新プログラム等が

提供されなくなることから、ウィンドウズ10からウィンドウズ11へのOSのアップグレードの作業、あとクライアントのOSの使用環境の個別設定作業など、そういったものを行い、引き続き保育業務支援システムを安全に使用するための設定委託料となっております。また、導入施設につきましても、全公立保育所7か所となっております。

以上です。

(西尾) 次に参ります。

205ページの吹上地域保育園等新設整備事業ですが、新設保育園についての地域住民、保護者との合意形成はどのように行っているかお伺いします。

また、除草の方法なのですが、これもどのようにやっているのかお伺いします。

それから、環境事前調査の内容について、これはどのようなものを調査するのかお伺いします。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

まず、合意形成につきましても、地域住民に対しましては施設概要や整備スケジュール等案につきまして吹上地区町内会長会議において説明したほか、建設予定地周辺の地権者や居住者に対しまして個別に説明させていただきました。その際、特にご意見等はございませんでした。また、保護者からは、両保育所とも老朽化問題や駐車場問題のほか、きれいで広いところに通わせたいという意見が多数出ておりました。地域住民及び保護者の多くが新設保育園の建設を望んでいることから、合意形成はおおむね図れているものと考えております。

次に、除草の方法なのですが、おおむね2年に1回(P.35「おおむね年に2回に発言訂正」、機械による除草のほうを実施しております。

最後に、環境事前調査の内容なのですが……失礼しました。発言の訂正をさせていただきます。おおむね年に2回、機械による除草のほうを実施している形になります。申し訳ございません。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続けてください。

（こども未来部参事兼保育課長）最後に、環境事前調査の内容なのですがけれども、令和8年度から予定しております建設工事等により周辺家屋等に影響があった場合の補償費用の算定に必要な基礎資料を作成するため、工事前に周辺家屋等の現況を調査する費用となっております。以上です。

（西尾）除草の方法なのですが、機械ということなのですが、薬剤散布はしないのかという確認です。

それから、環境事前調査なのですがけれども、ちょっと私が想定していたのと違うところだったので、では例えば子どもの体に影響を与えるようなものがこの場所に存在しないかとか、そういった点での環境調査はなされるのか、なされたのかお伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）まず、1点目の薬剤の使用につきましては、基本的に機械刈りだけですので、特に除草剤等は一切使っていない状況です。

それと、環境事前調査の子どもに対してのことなのですが、ごめんなさい、そちらのほうにつきましては今のところ想定しているところはございません。あくまでも今回の環境事前調査は周辺家屋の事前確認という部分になっております。

以上です。

（西尾）子どもの体に影響を与えないかどうか、これ騒音も含めてだと思っておりますけれども、空気、大気の状況とか、騒音とか、そういったものを含めて子どもの体に悪影響を与える要素がないかどうかの調査も必要ではないかと思うのですが、その点今後行わないのか、見解を伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

その点につきましては、資産管理のほうで建設の、建築の関係者等おりますので、その辺と協議しながら、ちょっとその辺は研究してまいりたいと考えております。

以上です。

（西尾）次に参ります。

221ページ、生活保護総務費庶務事業、これは飛ばします。債務負担行為と重なりますので。

その下の生活保護扶助事業なのですけれども、医療扶助が前年度より大幅に増加しているのですが、これ顕著な理由があるのかお伺いします。

（福祉課副参事）主な要因としまして、生活保護受給者の増ということと考えられます。

以上です。

（西尾）では、その生活保護受給者の方で特に医療的な支援を必要としている方、お体を悪くされている方が多いという状況なのか、確認します。

（福祉課副参事）受給者の方が特にではないのですけれども、中には医療費のほうも高額にかかる方というのもしゃったり、あとは新たに受給されている方についてもそのまま継続して医療機関にかかるということになっております。そういった原因、そういった内容になります。以上です。

（西尾）229ページの予防接種事業に参ります。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の今回の上げられている対象人数、それから被害程度を個人情報に触れない程度でお伺いします。

（健康づくり課副参事）お答えします。

給付金の対象者は、既に認定になった方10人と認定待ちの方2人を合わせた12人分となっております。

被害の程度は、発熱、倦怠感等、個人の特定につながるおそれがありますので、その程度に控えさせていただきます。

以上です。

（西尾）325ページ、スクールバス運行事業ですが、バスの運行の人員体制をお伺いします。

それから、朝バスの出発時刻が最も早いのはどこの乗降場所で、その時刻をお伺いします。

それから、各乗降場所及び周辺における保護者や地域住民の方々の見守りをどのように教育部としては把握してその方々と連携しているかお伺いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

まず、1点目のバス運行の人員体制につきましては、まずバスの運行中の人員体制、運転手1名で対応しております。また、学校におきます登下校時の学校の人員体制といたしましては、下忍小学校が会計年度任用職員が2名、鴻巣中央小学校が会計年度任用職員が1名、吹上小学校につきましては、学校統合に伴う県の加配職員にて受入れをする予定が令和7年度の状況でございます。

続きまして、2点目、バスの出発時刻についてですが、最も早い乗降場所は北新宿地域の、下忍小学校のほうへスクールバスが出ておりますが、そちらの北新宿生涯学習センターでございまして、時刻は7時25分発となっております。

3点目の各乗降場所等における見守りについてでございますが、こちらは基本的には徒歩の通学と同じ考え方となっております、保護者ですとか地域の方、PTA、学校が情報交換の上、保護者の見守りにつきましては主にPTAが決定をしております。また、地域の方の見守りにつきましては、主に学校が決定して把握をしております。教育委員会におきましては、各学校の通学路を学校から情報をいただいているところもございまして、通学路等について何か危険箇所等へ対応してほしいというような依頼があった場合につきましては、庁内の関係部署等へ連絡をさせていただきまして、例えば横断歩道や歩道の整備をしたりですとか、交通指導員を配置したりするなど、また状況によっては警察とも連携しながら対応をしているところでございます。

以上です。

（西尾）スクールバス運行が始まっているところについて、保護者の方々、それから児童にヒアリングとかをスクールバス運行が始まってからどういうふうに、朝の時間ですね、特に、困ったことは起きていないかとか、時間的に余裕がなくなったとか、危ない目に遭ったとか、そうい

ったところについての調査をしているかどうかお伺いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

改めて調査というところはしておりませんが、例えば統合後に統合先に通っている保護者やお子さんにアンケート等を実施しておりますが、その中ではお声としてスクールバスについて課題があるというような、アンケートで、その中での声は上がっておりません。現状では特に問題なく、順調に安全に運行ができていますと教育委員会としては思って考えておるところです。

以上です。

（教育部長）先ほどの答弁に追加なのですが、職員がスクールバスのほう定期的に乗車しておりまして、そのときに保護者の方から直接お話をいただいたりですとか、子どもたちの意見を聞いたりですとかもしております。

以上です。

（西尾）先ほどスクールバスの運転手は1名という体制でやっているということなのですが、費用の面もあるかと思えますけれども、例えばスクールバスの運転手さんが雨の日に子どもたちの傘を全部1人でまとめていらっしゃるとか、結構そういったいろんな細かい、子どもを安全に乗せていくためのいろんな細かい気遣い、バスの運転手さん相当されていると思うのです。バスの運転手さんも年齢的に若い方よりもむしろ年配の方が多いというふうに伺っているのですが、そういったバスの運転手さん1人でかなり負担になっていないか、交代体制とか健康面、体の疲労度合いとか、そういったところにも気を遣っているかどうかちょっとお伺いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、雨の日の傘の開け閉じとかというのは、正直最初の頃は慣れない1年生については少し手伝いが必要な部分もございます。年度当初につきましては、先ほど部長のほうで答弁させていただいたように職員のほうができる限り乗るようなこともしておりまして、最初は少しずつ声をかけながら子どもたちの様子を見守っているところ

ですが、やはり子どもたちだんだん慣れてきておりますので、現時点ではその辺は、本当に子どもたちは成長が早いなというか、経験を積む中でしっかりバスの乗降について、また乗っている間のマナーについてもしっかりできております。

また、バスの運転手の健康管理につきましては、運行会社のほうにきちっと仕様でも定めておりまして、乗降前に健康状況についてもきちっと点検というか、確認をしていただいて乗車をしていただくように、きちっと市の教育委員会のほうからもお願いをしているところでございます。

以上です。

（西尾）次に参ります。

339ページ、教育支援センター管理運営事業です。まず、除草の方法です。小谷小学校のところの除草をするということが書いてあるのですが、除草の方法。

それから、小谷小学校において過去にタイムカプセルを校庭に埋設しているのですけれども、その位置などの管理、記録はどうなっているかお伺いします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。まず、除草の方法は機械除草を想定しておりまして、除草剤等を使用する予定はございません。

それから、タイムカプセルについてのご質問になりますが、教育委員会のほうで今まで閉校となりました学校様からタイムカプセルの情報ですか引継ぎ等は特にいただいている状況なのですが、今回小谷小学校につきまして学校様のほうにお聞きしましたところ、100周年モニュメントというのがあるそうで、そちらの下に鍵がかかるスペースがございまして、卒業生と担任の先生で毎年将来の自分宛ての手紙というのを箱に入れて保管をされているというふうなイベントといいますか、そういうふうな行事という、催しをやっていらっしゃるというところで、二十歳の集い等でみんなで開けて自分宛ての手紙を読むというような取組をされていたそうなのですが、小谷小学校の閉校に当たりまして、既に

もう中にしまっておいたものが全て運び出しが今終わって空の状態というふうなお話を伺いました。そのほかに例えば埋めているとか、そういった情報を現時点ではつかんでいないのですが、もし来年度以降にあるタイミングで掘り出したいというようなご相談がございましたら、教育委員会のほうでぜひちょっとお話のほうを伺えればと思っております。以上でございます。

(西尾) 除草については、先ほどの保育園もそうなのですが、子どもに体に影響のあるような除草剤、薬剤を使っていないということで安心いたしました。タイムカプセルなのですが、100周年モニュメントのタイムカプセル、運び出して今どこに保存されているのかというところまでは、聞くと夢がなくなってしまうのかな。でも、きちんとしかなるべきところに保存されているというところはよろしいのでしょうか。確認です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時10分)



(開議 午前11時11分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) ご質問いただいた内容につきまして確認しまして、またお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(西尾) では、追加の質問させていただきたいのですが、資料で頂きましたが、小中学校ともに不登校と長期欠席が増加しております。中学校は、令和4年度よりも令和5年度のほうの不登校は減少しているのですが、長期欠席は増えているという状況です。長期欠席者の中に限りなく不登校に近い児童生徒もいるのではないかと心配しております。そこでお聞きしますが、不登校になった場合、どのようなアプローチをしているのか。

それから、保護者もつらい思いをされている方々もいらっしゃると思うのです。そのため、保護者への相談とか支援体制はどうなっているのか。

また、フリースクールその他の居場所につながっている子どもさんならまだいいと思うのですけれども、特に心配なのは自宅に引き籠もったまま外部や社会とのつながりが絶たれた状態で保護者も孤立していく、そのまま成人年齢に達してしまうことがやはり心配だと思います。不登校の子どもたちに対して、それから保護者に対して支援とか居場所づくりも含めた教育部と、それからこども未来部での連携も必要かと思うのですけれども、そういった体制づくりを早急に進めていく必要があると思うのですけれども、それについての見解を伺います。これ強引にどうだ、どうなっているのだから押しかけるのではなくて、積極的にこちらからこういう体制をつくっています、こういう相談窓口がありますというような情報発信をしていくことも必要だと思うのです。前任者の質問にもありましたけれども、キッズページの活用もそうですし、それをカラーでパンフレットにしていろんなところに置いておくとか、そういった工夫も必要かと思うのですが、そこら辺の連携とか不登校に対するアプローチ、現状、それから今後どうやって連携していくかというようなところをお聞かせいただければと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））まず、教育支援センターからお答えをさせていただきます。

市の教育委員会のほうでは、鴻巣市立教育支援センターの適応指導教室、L e t ' s 教室やスクールソーシャルワーカーによる支援、それから学校での教育相談担当者及びさわやか相談員の連絡会議等を中心に、児童生徒個々の状況に応じた対応について検討し、登校状況の改善や教育相談体制の充実に努めておるところでございます。また、不登校児童生徒への支援に加え、保護者が悩みを抱えて孤立することなく、適切な情報や支援を得られるよう保護者との連携を図ることは重要であると捉えております。鴻巣市立教育支援センターをはじめ、各小中学校に配置されているスクールカウンセラーや各中学校に配置されているさわやか相談員等、それから関係各所が緊密に連携し、個に応じた支援体制の充実に努めている状況でございます。

以上です。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

私どものほうにも子どもの居場所づくりコーディネーターというのを配置してございます。こういったところと教育部とも密接に連携を図りながら、他市の事例等も参考に取り組んでいく必要があるのかなと思います。先ほど高橋委員からの質問に対してキッズページの活用について答弁させていただいたのですが、学校に行けない状況にある子どもたちに対してそういう情報をいかに届けるかということが重要になってこようかと思っております。そういったツールを含め、確実にそういった情報が届くように我々としても、教育部、我々こども未来部連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(西尾) この問題、もう少しやりたいのですが、時間がなくなってきましたので、次に参ります。

少し質問を飛ばしまして、追加の質問なのですが、343ページ、人権教育推進事業なのですが、これいじめの件数の資料を頂いて拝見したのですが、例えばやはり中学校で特に大幅にいじめの件数が増加している、小学校、中学校ともに年々増えているということで、非常に心配しております。それに対する対策といってもすぐに簡単にこの時間で答えられるようなものではないかと思うのですが、特筆すべき対策、最近始めているものがあればお伺いします。

また、鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針、それから鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例、これ今改定しているかと思うのですが、その進捗状況をお伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、こういったいじめの数の増加というものにつきまして、学校支援課、教育委員会としても大変喫緊の課題であるということとはもう十分捉えております。このいじめの認知の増加につきましては、一方、各校において法にのっとったいじめ対応や、またいじめ見逃しゼロを目指している実践の表れとも捉えております。学校が非常に積極的にいじめを認知しているというところで、私たちもお願いというか、指

導はさせていただいているので、そういった表れの一つではないかと捉えております。委員もご存じのとおり、いじめを未然防止するためには豊かな心を育て人間関係を築く、またいじめを生まない土壌づくりに取り組むということで、効果的な対策という部分につきまして特段といえ、今年度まずは教職員全員研修会におきまして、大学の先生方にもご教授をいただきまして、特にいじめの実際の対応についての研修を積ませていただきました。また、これは例年行っているところではございますが、いじめ防止ノートの活用、また学校訪問を通じての先生方へ直接指導できる貴重な機会ですので、改めて支持的風土を醸成できる学級づくりについて指導させていただいているような状況でございます。

そして、ご質問のありました鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針の改定につきましては、前回もご質問いただきまして、先月開催したいじめ問題対策連絡協議会にてご審議いただき、おおむね承認をいただきました。現在、今月中に改定が終了する見込みでございます。改定後、3月中には公表させていただく予定でございます。

以上でございます。

(西尾) 答弁漏れかと思えます。鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例、こちらのほうは改定はなされないのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 19 分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午前 11 時 21 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

調査員につきましては、教育委員会が委嘱するということになってございまして、こちらの条例については変えてはございません。委員会がその決め方について第三者委員会にお願いしているところになります。

以上です。

(委員長) 西尾委員、あと10分程度ですので、よろしく願いいたします

す。

（西尾） これまた後で、では聞きに行きます。

では、時間がなくなってしまったのでちょっと飛ばしますが、345ページの学校図書館支援事業ですが、司書の配置状況、これ資料を頂いたのですけれども、保護者の方からも学校の図書館もう少し充実してほしいと、人員配置も含めて、そういったお声もいただいているのですけれども、子どもの読書離れ、やはりこれ本市だけではないのですけれども、これ対策や工夫が必要だと思うのです。それから、学校がやっぱり子どもの居場所の一つ、学校の図書館ですね、居場所の一つとして非常に重要かと思うのですけれども、本市の学校の図書館の特に司書資格を有する10名の方なのですけれども、この方が掛け持ちで巡回しているような状況なのです。できれば常時学校図書館にも司書資格を持った職員の方がいて、子どもの居場所としても機能するような環境づくりが必要かと思うのですが、これは今後も変える必要はないのでしょうか。

（学校支援課長） お答えいたします。

まず、子どもの読書離れについてのご質問でございますが、こちらの図書館支援事業につきましては、小学校につきましては週1回、中学校につきましては月1回、読書活動の推進ということで環境整備等を図っていただいている状況でございます。特に子どもの居場所ということにつきましても、児童生徒が本に親しみやすい環境、この支援員の方々が大変環境整備も努めていただいております。また、小学校につきましては読み聞かせの、こういった支援員にも読み聞かせをやっていただいている現状なのですが、その効果的な実施、また中学校では朝読書等の取組を行っている学校もございまして、各校の実情に応じて読書の推進を図っているというふうに捉えております。

また、ご指摘の人員の部分につきましては、現状、小学校は週1回、中学校については月1回となっておりますところなのですが、校長会等の意見等もまた踏まえながら、人数については考えていかななくてはいけないかなというふうに捉えております。

以上です。

(西尾) 時間がなくなってしまったので、あと5分。

(委員長) はい。

(西尾) では、すみません、333ページの日本語指導支援員配置事業についてお伺いします。

資料を頂いたのですが、本市の外国籍を有する子どもの人数、それから日本語指導員の人数、これ情報いただいたのですけれども、やはり外国籍を有するお子さんが年々増えているのに比べて、日本語指導員の数は毎年3人ずつということで変化なしなのです。外国籍を有するお子さんでも日本語が堪能な方もいらっしゃると思うのですけれども、この数で、外国籍を有する子どもの数と、それから日本語指導員の数、このアンバランスさ、これは実際人数は、先生の指導員の数に足りているのかお伺いします。

(教育部副部長兼学務課長) お答えします。

日本語指導を必要としている児童生徒の定義というのが非常に難しく、まず毎年5月1日に児童生徒調査という県に提出しなければいけない調査がありまして、この項目の中に日本語指導を受ける児童生徒数という項目があり、本市では毎年ゼロで報告をしております。なぜかというと、こちらが学校教育法施行規則に規定する特別な教育課程による授業を受けている児童生徒数ということで、その特別な教育課程というのは、いわゆる教室に貼ってある時間割の、1時間目、国語、2時間目、国語という通常学級の教育課程ではなく、特別支援学級のような特別に教育課程を組んで個別の指導計画とか支援計画とか立てて行う計画を設定している日本語指導を受ける児童生徒という数なのですけれども、本市ではゼロなのですけれども、ただおっしゃるとおり日本語指導を必要としている児童生徒というのは市内に存在はしています。指導員の面談ですけれども、聞き取りによると1校四、五人程度いるというふうに聞いています。この四、五人というのは、いわゆる教室で国語とか算数の授業を受けているときに、日本語がよく分からないので、母語の支援が必要なので、いわゆるこの支援員の方たちが教室に入って支援をしてい

るという形になっているので、はっきりとした数がかめません。資料提供させていただいた外国籍を有する数というのは、委員おっしゃるとおり、必ずしも外国籍イコール日本語指導を必要としている児童生徒ではないので、この数がイコール日本語指導を必要としている児童生徒ではなく、むしろもっと少ない数であるし、鴻巣は散在地域といって点々と各校に1人とか2人とか、またその2人が急に増えたり減ったりするようなそういう地域ですので、なかなか数を定めるのが難しい状況になっていますが、この指導員さんとのやり取りでは1校に四、五人程度いるということではあります。

(西尾) 1校に四、五人程度いるということで、現状、指導員の数は足りているという認識ですか。

(教育部副部長兼学務課長) お答えします。

毎年数変動するので、なかなか難しいところはあるのですが、こちらの資料提供させていただいた学校は比較的外国籍とか指導を必要としている児童生徒の家庭が多い地域に設定させていただいているので、特にこれで学校から困っているという要望とかというのは、時々入ってくることもありますけれども、連続してということはないです。

あと、会計年度任用職員以外に市民ボランティアという活動団体に協力をお願いして、要請すると1時間、時間に来ていただいて、見ていただけるという、そういった事業も行ってはおります。(P. 49「こうのす国際交流市民の会というところに、予算化をして、学校支援課の事業で行っております」に発言訂正)

(西尾) では、あと1つ。

今の日本語指導員の件なのですが、これ会計年度任用職員の中で日本語指導員、日本語指導支援員の募集があったのですが、たしかスペイン語とかポルトガル語とか複数言語を話せばなおよいみたいな形で、時給1,184円という募集要項だったのですが、普通、複数言語がしゃべれる方で時給1,184円というのは集まらないのではないかと思うのです。通訳レベルまではいかなくても、多言語しゃべれますという方はそれなりの時給でないとやっぱり集まらないのではないかと思うのです。

会計年度任用職員の時給全体がもう本市低いなど私は、本市だけではなくて全国的に低いとと思っているのですけれども、やはりこういった特定の技能をお持ちの方はそれなりの時給にするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

この金額が安いとか高いとかについてはちょっとお答えできる立場ではないのですけれども、ここで確かにスペイン語、ポルトガル語等を話すことができ、日本語指導ができる方というのが応募資格にはなっております。私どもとしては、複数言語を別にしゃべっていただけるという、そういう方を求めているわけでもないし、また高い言語能力を有する方を求めているわけではなく、どちらかという、先ほどお伝えしたように国語とか算数とか、一緒に教室に入って児童生徒が孤立しないように寄り添った学習支援ができるコミュニケーション能力の高い方を求めていますので、いわゆる英検1級とか多言語、たくさんしゃべれる方という方を求めているわけではなく、児童生徒に寄り添った学習支援ができる方ということで募集をさせていただいております。

以上でございます。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時32分）



（開議 午前11時41分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められていますので、許可いたします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））先ほど西尾委員からご質問いただきましたタイムカプセルの件でございますが、100周年コメントから出されたタイムカプセルのお手紙は今どうなっているかということなのですけれども、既に対象となるお子さんに、皆さんにお配りをして終了となっております。

以上です。

（教育部副部長兼学務課長）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど西尾委員の日本語指導を必要としている児童生徒の関連のご質問に対して、日本語指導員以外に市民ボランティアの方をお願いしていると話したのですが、正式にはこのす国際交流市民の会というところに、予算化をして、学校支援課の事業で行っております。

以上でございます。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（芝寄）では、令和7年度一般会計当初予算、質問をいたします。重複するところあるかもしれませんが、答弁のほうよろしくお願いたします。

まず、11ページの債務負担行為で1点だけちょっとお聞きします。11ページの下から2番目の鴻巣北・鴻巣西中学校LED照明リースの債務負担行為について、10年のリースということなのですけれども、まずはLED、どの程度までどういうものを交換の工事だというか、どのような工事なのか、詳細のほうをお願いいたします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

鴻巣北中学校と鴻巣西中学校の既存の蛍光灯のランプ交換を基本といたします。ただ、ランプ交換の対応ができないものにつきましては器具交換を実施する方法で交換作業を実施したいというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）器具自体交換ではなくて、ランプだけLEDに交換するというのも今あったのですけれども、これはリースということですが、買取り、購入して交換するというものもしっかりちゃんと積算した結果リースにしたのかどうかを、ちょっとそこをお聞きします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

これまでも鴻巣中学校と吹上北中学校で同様にLEDの照明リースを実施しております。こちらについては、10年のリース契約をするということで、その当時いろいろ検討して、財政負担を平準化するというのを目的に庁内で検討した結果でリースという形での交換作業になります。

以上です。

（芝罘）では、次に歳出のほうに移ります。

117ページをお願いします。ふるさと館維持管理事業について、まず教育支援センターがあったところ、たしか遊戯室か何かというふうになにかご説明あったかな、ちょっと間違えていたらまた答弁をお願いします。まず、教育支援センターがあったところの利用を改めてもう一度お伺いします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。現時点ではまだ教育支援センター移転後のふるさと館の本館及び東館の具体的な活用方法は定まっていない状況でございますが、公共施設等総合管理計画庁内検討委員会での継続検討事項として上げられている状況でございます。前回のご説明のちょっと繰り返しになってしまうのですが、教育支援センター内がございます大きな収納スペースがございますので、そういった中で伝統的な物品や書物が収納されておりますので、収納庫としての活用ですとか、あと伝統的な民具等を市内から集めまして展示をするようなことなども現時点では考えてございます。

以上となります。

（芝罘）では、157ページ、避難行動要支援者事業についてお伺いします。昨年度末までの加入率と今現在の本年度の加入率をお教えてください。

（福祉課長）令和7年1月1日現在の加入率になりますが、こちらは12.2%になっております。それと、令和6年の1月1日現在になってまいりますが、そちらは13.1%となっております。

以上です。

（芝罘）この名簿って大変重要なことだとはもう常々今までも一般質問でも皆さんしている中で、なかなか加入率が上がらない、本当難しいなと思っております。多分これ以前よりパーセンテージも下がってきているのかなというふうに思うのですけれども、本年度、令和6年度、この加入率を上げるためにどのようなことを行ってきたか、確認のためお聞きします。

（福祉課長）令和6年度より、新規に対象者になり得た方に制度の案内

と一緒に申請書と返信用の封筒を入れてお送りさせていただきました。  
以上です。

（芝寄）郵送で案内を出したということなのですが、その後はそれに対してのアフター的なアクションというのはなかったのでしょうか。

（福祉課長）今年度、新規対象者についてお送りさせていただいた後、申請をした方の人数になりますが、そちらは71名の方が郵送で登録がありました。  
以上です。

（芝寄）いえ、その返信等がなかった、無回答の方に対しての何か行動を取ったのかなということをお聞きしたのですけれども。

（福祉課長）すみません。そちらのほうについては、特に何もしておりません。一応広報ですとかホームページで周知しているのみ、あとは自治会ですとかそういった場所でイベントがある場合には周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

（芝寄）これあんまり使う機会がなければいいのですけれども、災害のときには本当必要な名簿となることは皆さん重々承知だと思うのですけれども、ぜひとももう少しパーセンテージ上げる何かを考えていただければなというふうに思うのですけれども、今後やっていける何か方法がありましたらお教えてください。

（福祉課長）今後、引き続き新規の対象者には制度をお知らせするとともに、以前お送りした方についても再通知等をできればいいかなと考えております。

以上です。

（芝寄）では、161ページをお願いします。福祉団体補助事業の中で6団体ありますが、全体的な金額は少ないのですけれども、金額はばらばらなので、この各団体の補助金の算定基準、根拠をお聞かせください。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

各団体の補助金の交付基準ということなのですが、こちらの補助金に

ついてはかなり前から交付をしておりました、我々もこの基準について過去をちょっと調べたという経緯はあるのですけれども、なかなかその経緯というのが、申し訳ありません、ちょっと判明をいたしておけません。一番新しく交付した団体についても、もう10年ぐらい前からは交付をしておりました、そのときには、新規の事業所についてはもう、事業所というか、団体については一律2万円みたいな、そういった何か一つの基準というか、そういったものがございまして、それが以前、歳出の5%のマイナスシーリングみたいなのがありまして、そのときに一斉に5%カットで現状1万9,000円になってしまったみたいなどころがありまして、申し訳ないです。実際明確な基準というのがちょっと判明はしておけません。ただ、こちらについては、鴻巣市の補助金等の交付に関する規則に基づいて補助金等は交付をしておりました、その活動内容のほうから、交付の原則である公平、適正、公益性、重要性、行政効果というような基準を満たしているということで交付のほうはしております。

以上です。

(芝寄) では、明確な基準がないというのは結論的な答えかなとは思いますが、もしたら補助申請するときたくさん補助申請して5%カットという形に、それは幾らでもなってしまおうということなのか。上限がこれ決まっているのですか。

(障がい福祉課長) すみません。補助金の金額は、各団体ごとにもう毎年決まっておりますので、その金額が例年交付をされているということでございます。

(何事か声あり)

(障がい福祉課長) すみません。先ほどのちょっと説明のほうが不足してしましておし訳ありません。以前、財政非常宣言のときに5%カットをしたということでもありますので、今回7年度について、特段5%カットするとかということではございませんので、基本的には例年6団体に補助金のほうは毎年交付はしておるのですけれども、それぞれの団体には毎年同じ金額を交付をしております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時55分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

(障がい福祉課長) 発言の訂正をお願いいたします。

先ほど西尾委員の質問の日常生活用具の質問に対する答弁で、全ての要綱がホームページに掲載してあるわけではありませんので、総務課と協議をしますというふうに答弁をいたしましたけれども、正しくは、障がい福祉課のホームページには掲載しておりませんが、市のホームページの例規集には掲載しておりますというふうに訂正をお願いいたします。おわびして訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、質疑のほうを続けたいと思います。

(芝寄) では、ページ数163、重度心身障害者介護者手当支援事業についてお聞きします。

過去、令和5年決算が579万5,000円、本年度当初予算が600万、来年度の当初予算が600万、横ばいに推移しているわけなのですけれども、過去一、二年の利用者数と、またこの金額の算定基準、根拠をお願いいたします。

(障がい福祉課長) お答えをいたします。

まず、重度心身障がい者の受給者数の人数でございますが、令和5年度が101人、令和6年度が96人となっております。対象者につきましては、本市に1年以上住所を有し、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当のいずれかを受給している方と、引き続き1年以上同居し、現に介護している方が対象となります。

以上です。

(芝寄) それでは、同じページの下から2番目の難聴児補聴器購入費助成事業についてお聞きします。

これも令和5年決算が40万、本年度が50万、来年度当初予算が70万と少しずつ増加しているわけではありますが、今までの本年の利用人数と、補聴器も値段のいいもの、悪いもの、いいものというか、高いのあれば安いのもあるかなと思うのですけれども、平均どのくらいのものを購入しているのか、またこれ予算上限があるのか、1人に対して、をお聞きします。

(障がい福祉課長) こちら、まず実績でございますが、令和6年12月末現在の難聴児補聴器のほうで支給者数が2名で、助成額のほうで14万8,000円となっております。一方、難聴者の補聴器のほうですが、こちらでも令和6年12月末現在で支給者は12名、助成額のほうは48万円となっております。補聴器のほうは、平均というのはいちよつとこちらのほうでは把握はしておりませんが、補聴器、高額なものでありますので、全ての方が上限の4万円ということで給付のほうは受けております。以上です。

(芝罘) そうすると、毎年これ予算をフルに使い切っているというふうに認識だと思うのですけれども、その年に使えなかった、これを利用できなかったけれども、購入した人等は次の年にまたそれは対象になるのですか、これは。ちょっと言っている意味が分かるかな。購入したけれども、今年度は利用できなかった、では次年度に回しますよとか、そういった配慮というのはいけるのでしょうか。

(障がい福祉課長) 今年度、例えば購入できないということは基本的にはないのかなというふうには思っています。予算がなければ流用するなり補正で対応するということになると思いますので、今年払えないから翌年度ということではなくて、流用なり補正なりで対応させていただくということになるかと思えます。

(芝罘) では、165ページ一番下の在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業についてお聞きします。

令和5年度決算が401万円、本年度当初が819万6,000円、これで来年度予算が400万というふうに組まれているわけなのですけれども、本年度当初と来年度当初の減った理由と、本年度の現在の利用状況をお聞きしてお

きます。

（障がい福祉課長）まず、減の理由でございませけれども、先ほど芝寄委員からもありましたとおり、令和5年度の決算額及び令和6年度の執行状況等から判断をしまして、419万6,000円の減額となっております。それから、令和6年度の12月末現在での利用状況でございませけれども、こちらは利用者のほうが5名でありまして、補助金額が208万円となっております。

以上です。

（芝寄）現在208万円ということなのですけれども、もう3月なのですけれども、これはもうちょっと増えそうな、ちゃんと利用しているような状況というのは把握しているのですか。

（障がい福祉課長）定期的にご利用されている方については、今後も継続でというところはこちらも考えております。

（芝寄）すみません。もう一度ここをお聞きしますけれども、そうするともう年々減っているという、そういった認識でよろしいのですか。

（障がい福祉課長）必ずしも年々減ることではないかと思いますが、その時々状況によってやはり施設をご利用なさるとか、なさらないとかというところがあるかと思っておりますので、その個人人のいろいろな状況によって前後するというふうには考えております。

（芝寄）この件もいろいろ今までたくさんの議員が質問してきたのだと思うのですけれども、そのたびに出てくるのですけれども、本市の中にもこれ使える事業所というのは今後は検討できないのでしょうか。

（障がい福祉課長）こちらについては、医療的ケアが必要になりますので、総合病院ですとか専門的な医療機関などが実施することとなりますので、今後も調査研究のほうを進めていきたいというふうには思っております。

（芝寄）では、次へ行きます。

167ページ、鴻巣市障害者施設推進協議会事業、これについて、本年も来年度も9人分ということなのですけれども、予算が増えております。その増えている理由、根拠をお願いします。

(障がい福祉課長) 令和6年度については、当初2回の協議会を予定をしておったのですが、実際は、令和5年度に作成をしました計画の評価、点検を行った関係で、1回だけの実施となっております。それでまた、令和8年度に新たな計画を策定するに当たりまして、令和7年度は前年度に当たりますので、協議会の回数を6年度より1回多く見込んでいるということで、こちらの予算のほうが増えております。以上です。

(芝寄) 183ページをお願いいたします。こどもまんなか推進事業についてお伺いします。

前質問者もしている部分でありましたが、ではコミュニティバスについて私もちよっと聞きたいと思います。暑さ対策等で子どもたちの利用ということでご説明があったかなと思いますけれども、47万1,000円、この算定根拠はどのように出したのかお聞きしたいと思います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

こちらの根拠というところなのですけれども、これフラワー号の夏休みの運賃無料化、令和6年度も実施しているところでした、そこでの実績が3,919件でした。これを継続して続けることにより、この施策の知名度とか、より広く知っていただけたらいいなというところもございまして、継続して実施することによって使ってくれる子どもが増えてくれるかなというところも見込んで、2割増を見込んで計上しております。

以上です。

(芝寄) よく分かりました。

では、189ページをお願いいたします。要保護児童対策事業についてお聞きします。こちら令和5年度決算が約2,537万、令和6年、本年当初が994万、本年度、現在の状況と来年度の予算根拠をお聞きします。

(子育て支援課副参事) お答えします。

まず、本事業の令和5年度の決算額は2,537万5,000円となっております、令和6年度当初予算は994万1,000円です。この差は、こども家庭センター設置のため、主に人件費を要保護児童対策事業からこども家庭センター事業に組み替えたことによるものです。令和7年度も同様に予算

を計上しているところです。令和7年度の当初予算の増額分は、主に標準化に伴う児童相談システムの改修委託料となっております。

以上です。

(芝罘)では、199ページをお願いします。子どものための安全対策事業の中で、既に説明が出ていたパーティションやカメラの設置についてお聞きします。

カメラは当然録画機能がついているものだと思うのですが、そのメモリー等の保管状況はどんな形になるのか、予定をしているのか、どなたが管理するのかをちょっとお聞きしておきます。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

今回、カメラの購入につきましては民間の事業所のほうで予定しております、申し訳ございません、ちょっとそこまで詳しくはまだ聞いてはいないところがございます。通常、恐らく2週間ぐらいとか保存できるような機能になるのかなというふうには考えております。

以上です。

(芝罘)では、またそのカメラなのですが、設置場所というのは廊下とか教室全体とかなのか、設置場所についてもお聞きしたいのですが、要は着替えとか、裸が映るようなところもカメラが入るのか、つけるのか、だからそれでちょっとその録画機能のメモリーの責任状態というか、そういうことを先ほどお聞きしたのですが、設置場所と、もう一つ、設置時期とスケジュール等をお聞きしたいと思います。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

設置場所等につきましては、これもちょっと恐らくだと思うのですが、保育室のほうに設置してくるのかなと。要は保育の支援内容をそのまま記録する形になりますので、当然そこで着替え等行うことがあれば映る可能性もあるのかなというふうには思うのですが、国のほうの目的の中でも、保育の実践記録を映して、例えば保護者から問合せがあった場合の開示というか、そちらのほうを伝えるような内容も性被害防止対策ということで言っていますので、そういう部分でやるのかなというふうに思います。

スケジュールにつきましては、こちらのほう、完全な国の補助金の要綱がまだ来ていないものですから、それを確認次第こちらのほうから各事業所のほうに交付申請の依頼を出しまして、実績に合わせてお支払いしていくという形になると思います。

以上です。

（芝罘）では、205ページの吹上地域保育園等新設整備事業、これ前任者の質問の中でちょっと質問であります。

環境事前調査委託料、これは周辺の家屋の多分工事中に被害があったら補償しなくてはならないためのその事前調査かなと認識しているのですけれども、周辺の家屋、あそこ田んぼの中ですけれども、3メートル、あそこ4メートル道路かな、4メートル道路を挟んで二、三軒しかなかった、あとはもうかなり家はないと思うのですけれども、どの辺までをこれ調査する予定でいるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

今委員さんのおっしゃられるとおり、周辺の住宅が棟でいうと多分四、五棟（P. 67「4戸」に発言訂正）あるかと思うのですけれども、こちらのほうの調査を行っていく形になります。

以上です。

（芝罘）では、215ページをお願いいたします。障害者等歯科診療運営業務委託事業であります。これもいろいろちょっと調べましたら大変な事業であって、受ける歯医者さんも大変かなというふうに私認識しているのですけれども、実際の令和5年の利用者数と本年、今までの利用者数をお聞きしておきます。予算は去年と今年も多分同じかなと思うのですけれども、利用の増減をちょっとお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）こちらの受診状況について答弁させていただきます。まず、令和5年度でございますけれども、延べの受診件数が306件でございます。令和6年度が12月末現在で245件となっております。近年のとうか、推移で申し上げますと、毎年大体同じぐらいの件数で推移は、多少前後はあるのですけれども、大体推移はしておるかなというふうには思っております。

(芝寄)では、235ページ、献血推進協議会補助事業において質問いたします。

まずは、この協議会の具体的な活動内容をお聞きします。

(健康づくり課副参事)団体の活動内容ですが、主に健康で良質な輸血用の血液の確保の協力ということで、献血計画の策定及び実施、血液の供給に関する関係機関との連絡調整、あとは献血の普及啓発等になっております。

以上です。

(芝寄)すみません、ちょっと今のところよく分からなかったのですが、協議会で話し合ったことを年間の計画も立てたりするという内容でよろしいのでしょうか。また、それをどこにフィードバックしていくのですか。もう一度、すみません、お願いいたします。

(健康づくり課副参事)血液センターとのやり取りで協議会の中で了解得て年間計画等を立てます。そこで血液が不足とかがあったときに、血液センターから調整の日程連絡が来たときにまた調整して、それを普及啓発ということで計画を立てて、その団体との調整をして計画をして実施するというような形になります。

(芝寄)内容は分かりました。

では、協議会を構成している人の内訳と、年どのくらい会議を行っているのかお聞きします。

(健康づくり課副参事)すみません。先ほど申し上げたのは、主に事務局が調整でやっておりますが、中にこの協議会の役員等は会長1名、副会長2名、幹事2名おまして、委員の任期が2年。構成は、市の、会長は副市長、あとは赤十字奉仕団の方、あと保健所長、あと各種、医師会等、あと団体等が入っております、現在は14名で構成されております。開催の回数ですが、コロナ以降、年1回から2回なのですが、書面開催等で実施しているような状況になっております。

以上です。

(芝寄)325ページへお願いします。真ん中下段のほう、小中学校適正規模及び適正配置事業について、来年度は大芦小学校と吹上小学校の統合

に向けての内容というふうに聞きましたが、具体的にどのような内容をしていくのか、また前回の小谷小のことを考えれば本年度中に閉校の話が出てくるのかなと予想される場所ではありますが、スケジュール的なもの等改めてお聞きします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

大芦小学校と吹上小学校の統合に関して、来年度は方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。来年度早々に保護者の方や未就学児の保護者の方も含めた保護者の方と地域の皆さんと意見交換をしていきたいというふうに考えております。閉校に向けては、小谷小のときと同様に、1年以上、閉校が決まってから準備等、通学区域の見直し等が必要なことから、教育委員会といたしましては、今適正配置等審議会からの答申の中では、令和6年から9年ということだけをこれまで地域の保護者の方や地域の方にご説明して進めてまいりましたが、令和9年度には新入学の児童が1桁になってしまうというところもございまして、令和9年度の統合を目指しているというところを皆さんにご説明しながら意見を伺い、方向性を決めていくというようなスケジュールで進めていきたいというふうに考えております。

（芝罘）もし答えられるならいいのですけれども、これを話進めて来年度いろいろと地元の方と意見交換会する中で、大芦小の利活用について当然質問出ると思うのですけれども、今現在答えられる範囲で構わないので、お聞きします。

（教育部参事兼教育総務課長）閉校になった場合の跡地の利活用についてのご意見はこれまでも幾つかは伺っております。大芦小学校につきましては、これまでどおり学校開放等でグラウンドを使っていきたいというご意見ですとか、または地域に開放して、学校の敷地もかなり広いというところもございまして、運動ができるような場所として使ってほしいとかというようなご意見はいただいているところですが、具体的な跡地の利活用につきましては、閉校のお話とともに地域の方のご意見を引き続き伺いながら、跡地の利活用についても同時に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

（芝罘）333ページの真ん中よりちょっと下、入学準備金及び奨学資金貸付事業についてお聞きします。

こちらの令和5年の決算が180万、本年度が当初予算が288万、来年度、令和7年度当初予算が324万となっております。予算根拠をまずお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

過去の実績から予算額を決定しております。今年度につきましては、入学準備金が120万円、奨学資金のほうは204万円、合計324万円となっております。内訳としては、入学金のほうは昨年度も同じ金額でした。これは、高校生のほうは20万円の貸付けが限度額で2名と見積もっています。大学生のほうは、40万円が限度額で、掛ける2の2名で合計120万になっています。増額したのは下の奨学資金のほうでして、今年度、大学生1名分、新規の分を増額しました。増えているのは、新規で申請されると翌年から継続になるので、この継続の方がまたさらに同じように申請してくると増えていくということで、実際的人数はそんなに変動はないのですけれども、大体高校生、大学生、入学金のほうは2名ずつで、奨学金のほうも大体3名以内には収まっているのですけれども、3名新規で申し込んでいただくと翌年、大学なんかは4年間ずっと払い続けること、申請されたらお支払いすることになるので、それでちょっとかさんできているということになっています。

（芝罘）同じページの県外私立高等学校等入学金補助事業についてお聞きします。

こちらも本年度予算が320万、来年度が100万というふうになっております。まず、この予算根拠、こちらもお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

令和6年度当初320万というふうに見積もっておったのですが、今年、6年度の4月に県外私立高等学校の全日制に入学した生徒が23名でした。申請があったのは7件です。そのうち交付決定したのは2人ということで、今年度の実績は20万になっています。ただ、問合せ等を含めると14件

問合せがあつて、いたのですけれども、いずれの世帯も所得基準を超えているような状況でしたので、想定がちょっと我々も高いものだったものですから、本年度は直近の5年間のうちで一番入学者が多かったのが令和2年度に29人であったのですけれども、それで参考として30人と見込んで、その掛ける3分の1で10人の100万円ということで令和7年度は設定させていただきました。

(芝罘) 339ページをお願いします。教育支援センター管理運営事業、これも前任者が質問しておりますが、その中で少し。

中段辺りの、まずはここでいう芝刈り業務委託料はどこの部分のことかをお聞きします。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。校庭の芝の部分といいますか、芝の校庭の芝刈りの業務委託となります。以上です。

(芝罘) そうしますと、これ今の校庭というのは小谷小のことでよろしいのですね。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) 失礼いたしました。小谷小学校の校庭でございます。以上です。

(芝罘) では、ちょっと確認なのですけれども、今まで校庭を管理しているところの予算は、事業名は緑の校庭推進事業のほうから出ているのかなと思うのですけれども、これって所管が替わったことによりそのお金の出どころがここが変わったという認識でよろしいのでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) 委員さんのおっしゃるとおりでございます。以上です。

(芝罘) そうしますと、今までの申請の仕方とか、その団体のはこれからどうなっていく。では、変わるのでしょうか、それともそのまま継続、変わらないような申請の仕方になるのかお聞きしておきます。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。申請や契約の方法は同じでございます。この窓口といたしまして学校

支援課のほうで承らせていただきたいと思います。とっております。

以上です。

（芝寄）345ページをお願いします。中学生海外派遣事業で、通告では過去の参加者への調査についてというふうに書いてあるのですがけれども、これ意味分かったかどうか、ちょっと改めてご説明しますけれども、以前文福で私がこのことについて、知り合いのお子さんがこの海外利用して、海外というものは物すごくよく思い、専門学校卒業後、単身で海外に一人で行って、今現在も向こうで仕事も自分で見つけて、今までもずっともう10年以上、10年ぐらいかな、働いている子がいるという前例を出して、これすごく私いい事業だと思うので、参加した子のその後の社会人になった動きを調査したらどうでしょうかとお聞きしたことがあります。そのときには、ぜひとも検討していきますという返事をもらったのです。その後調査等を行ったかどうかをお聞きした。

（学校支援課長）お答えいたします。

海外派遣生のその後の進路を以前に調査した記録は残っております。その結果を見ると、大学へ進学し、お医者さんを目指している方とか、また外国語を専門に、今委員のおっしゃったように勉強をされている方、また英語のみならずフランス語などほかの言語も学んで勉強して、将来ユニセフで当時は働きたいとお考えの方、また看護師を目指して学業に励んでいる方など、その後の進路を調査したことはこちらとしても把握しております。

以上でございます。

（芝寄）ぜひちょっと興味あるところなので、それはもういつ頃調べたもので、そういうのを、私が委員会にいなかったときの年なのかな、分からないですがけれども、そういうのは私たちのほうにそういう情報としてフィードバックはしてもらえなかったのですか。

（学校支援課長）申し訳ございません。今ちょっと私を手元にあるものは、調査が平成23年に確認したということと、また令和元年度に広報かがやきにて、一部の方ではあるのですが、海外派遣に行かれた方のその後の今のご職歴とかインタビューをさせていただいたものを特集記事と

して載せてはございます。

以上です。

（芝寄）前質問者が言ったように、人数的なものちょっと問題は少々あるかなとは思うのですけれども、非常にいい事業だと思いますので、その辺本当に追っかけて、調査をフィードバックして、もっといいものにしていくべきだと思うのですけれども、最後にそこをお聞きします。

（学校支援課長）お答えいたします。

今後とも可能な範囲で、現在も個人的な住所とかそういったものを保存年限等もあるのですが、その中で可能な範囲でこういった過去の参加者の方のその後、どのように今回の事業が役立ったというところは確認していきたいとは思っております。

以上です。

（芝寄）349ページ、小学校給食運営事業についてお聞きします。

今月をもって小谷小が閉校するわけでありますが、小谷小の中の厨房設備等立派なものがあると思いますが、この扱いはどうなっていくのかお聞きします。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。小谷小学校閉校に伴う厨房機器の扱いにつきましては、今後、児童数、クラス数の増加に伴い、現在の設備での対応が困難となる学校への移設を考えております。また、他の学校で厨房機器の故障等が発生した際には、修繕対応だけではなく、小谷小学校からの移設を検討してまいります。なお、調理室完成から10年ほど経過しているため、費用面や設置場所等を鑑み、妥当との判断になれば移設にて対応してまいります。

以上です。

（委員長）芝寄委員、あと10分程度ですので、よろしく願いいたします。

（芝寄）363ページをお願いします。青少年健全育成事業の中で、本年、令和6年の予算の中では青少年問題協議会運営事業、青少年健全育成団体補助事業、青少年健全育成イベント開催事業と3つあった。これが統合されたこの青少年健全育成事業となっているように認識しているので

すが、どうして統合したのかお伺いします。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、青少年健全育成に係る様々な事業を統合したものとなります。これら統合した理由なのですが、ご指摘のとおり、こちらのそれぞれ統合前の事業が、会議の開催ですとか、補助金の交付ですとか、イベントの実施ですとか、必ずしもそれぞれ単独で行う必要がないものでして、かつ全てソフト事業であって、総合振興計画においては施策1の3の青少年の健全育成にひもづく、全て同じところにひもづく事業ですので、統合して合理化を図ったというふうなところになってございます。

以上です。

(芝寄) 369ページをお願いします。文化財保護啓発事業の中で、鴻巣御殿模型メンテナンス委託料10万5,000円と来年度ありますが、あれをどのようなメンテナンス行うのかと、これは毎年ではないようなので、どの程度のペースで行っているものなのかお聞きしておきます。

(生涯学習課長) 鴻巣御殿のメンテナンスというご質問でございますけれども、実際にエルミこうのすアネックス3階の市民活動センターに展示してあります鴻巣御殿模型のメンテナンス委託料につきましては、実際に道具というか、建物の模型というか、そういったがあると思うのですけれども、その中の前回のメンテナンスでいいますと、建物ののれんですとか屋根の剥離、接着面が剥離したというところ、それと上に日中はカバー等かけておりませんので、ごみ等がたまったりするということもありますので、ごみの除去、また中の人形が転倒していたものがあつたというところで、その人形の接着、あとは木、植生の形状調整、模型内やガラスフェンスの清掃、モニターの調整及びモニターの注意書きテープの剥離等の接着を行いました。今回につきましても、模型の清掃ですとか彩色の剥離等の修復を行うということで考えております。期間につきましては、2年ごとのメンテナンスということで予算計上しているところでございます。

以上です。

(芝罘)では、最後にいたします。393ページ、学校環境衛生検査事業についてお聞きします。

ホルムアルデヒド検査の更正手数料とありますが、もしかしたらホルムアルデヒドのことかなと想像はつくのですけれども、まずはこれほどのような内容なのかをお聞きします。

(学校支援課長) お答えします。

委員おっしゃるとおり、ホルムアルデヒド検査において使うチェッカーの更正手数料でございます。

以上です。

(芝罘)では、この次の12、委託料の中でこれが行う委託料なのかなというふうに思うのですけれども、場所や回数、どの程度学校の中で、1校に対してどのくらいのペースでやっているか、ちょっとその辺の検査状況をお聞きします。

(学校支援課長) お答えいたします。

こちらの委託は、学校環境衛生検査のダニアレルゲン検査、そしてシックハウス症候群を引き起こす化学物質であるホルムアルデヒドの検査となっていて、業務委託契約を結んで実施しています。こちらにつきましては、ダニアレルゲンについては寝具やカーペット敷きの教室等、ダニの発生しやすい場所について年1回、必ずどの学校も行っていますが、学校規模に応じて1ないし二、三教室で行っています。ホルムアルデヒド検査につきましても全校で行っております。こちらにつきましても、日照が多い教室や刺激臭、不快な臭いがする場所等で1か所選定して、年1回実施しておる状況です。

以上です。

(芝罘) ダニの検査やホルムアルデヒドの検査って、ホルムアルデヒドも住宅でいうと夏場によく建材から発生するものであって、暑い時期に、冬ってあんまり出ないのです。そういうのって時期によってやっぱり検査、全然数字が違ってきてしまうものなのですけれども、そこは認識して検査ってしているのでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

委員のおっしゃるように、薬剤師部会の方が6月から8月におおむねかけて行っておるので、そこも認識してやっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時46分)



(開議 午後1時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められていますので、許可いたします。

(こども未来部参事兼保育課長) 貴重な時間、申し訳ございません。発言の訂正をお願いします。

先ほど芝寄委員の質問の中で、環境事前調査につきまして、棟数の答えにつきまして、四、五戸と言いましたけれども、積算上は4戸で積算しておりますので、4という形でちょっと訂正のほうをお願いします。よろしくをお願いします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、続きましてほかに質疑はありませんか。

(潮田) 基本的に通告してありますけれども、分量多過ぎますので、多少走りながらお願いいたします。

155ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業のところ、これ世帯、人数、所得制限で対象外となる世帯、人数をまずお聞きいたします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、お答えいたします。令和7年2月末時点での世帯、人数についてご説明いたします。支給対象世帯数は653世帯、対象人数は1,614名です。所得制限により支給停止となっている世帯数は142世帯で、支給停止となっている対象者数は328名です。なお、支給停止となっている対象者のうち18歳までの子どもについては、こども医療費支給事業の対象者となっております。

以上です。

(潮田) その中で、今女性、昔であれば母子家庭というのだったけれど

も、今は父子家庭、シングルパパもいらっしゃいます。その割合ってどのような感じでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 独り親家庭等の父子家庭の数字につきましては、今現在数字を持っておりませんので、ちょっと確認させていただきます。

(潮田) 続きまして、157ページ、社会福祉協議会運営補助事業のところでは、この社会福祉協議会への補助は、ここに出ている金額は全額人件費ということでよいのかということと、社会福祉協議会への支出の全体の合計を教えてくださいたいと思います。

(福祉課長) まず、こちらの金額ですが、全額人件費になっております。また、社会福祉協議会への支出の件になりますが、令和6年度、福祉課のみの委託料の金額でよろしいでしょうか。

(取りあえずの声あり)

(福祉課長) そちらですと、今年度については約3,159万円ほどを予定しております。

以上です。

(潮田) 今これ福祉課のということでありました。実際には福祉課以外でも幾つかのところの課が関わるかと思うのですけれども、それぞれが今は分かりますか。分からなければまた後でもいいのですけれども。ちょっとこれにつきましては、私としては社会福祉協議会への支出すごく多いように思っております、確かにいろいろな委託業務あるというのは了解しているのですけれども、ちょっと多いかなというふうに思うのですが、課として関わるのは、今、では数字が細かいのが出ないとしても、社会福祉協議会のほうと関わる課というのはどこの課になるか、それぞれの課が教えてくださいたいと思うのですけれども。

(福祉課長) 健康福祉部になりますが、健康福祉部については福祉課と介護保険課、それと障がい福祉課になります。

以上です。

(こども未来部は出ますかの声あり)

(委員長) いい。答えられる。

(こども未来部長) 以前は放課後児童クラブのほうで社会福祉協議会に委託をしておりましたが、現在は契約しておりませんので、現時点ではゼロということになります。

以上です。

(福祉課長) すみません。市全体の社会福祉協議会への人件費については、後ほどまとめてお渡しします。委託料については、後ほどお渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(潮田) 今回の予算の全体の中でどういうことかなというのを確認をしたかったというところでありますので、後にいただけるということであれば結構でございます。

続きまして、159ページ、生活困窮者自立支援事業の中の自立相談支援事業の内容詳細と利用人数、これについては、先ほど159ページのは、これについての人数は答弁なかったですよ。すみません。この内容詳細と利用人数、家計改善支援の利用人数を教えてくださいたいです。

(福祉課副参事) 自立相談支援事業のまず内容なのですけれども、こちらが生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立を促すための事業となりまして、生活困窮者の窓口になる生活困窮者自立相談支援センターの運営のものとなってまいります。こちら令和6年12月末なのですけれども、相談件数としましては1,910件という形になってまいります。

続いて、家計改善支援の利用人数なのですけれども、令和6年12月末現在なのですけれども、相談件数につきましては211件という形になっております。

以上です。

(潮田) これも社会福祉協議会に委託している事業ということによろしいでしょうか。

(福祉課副参事) 自立相談支援事業のほうは社会福祉協議会のほうに委託しております。

以上です。

(潮田) 家計改善支援事業委託料のほうは、この家計改善のほうも社会福祉協議会に行ったときに相談させてもらえると思っているのですけれ

ども、違いますか。

（福祉課副参事）家計改善事業につきましては、今年度から社会福祉協議会ではないところの、別の業者のほうに委託のほうをしております。以上です。

（潮田）別の業者への委託というのは、そうすると鴻巣市の福祉課に相談に行けば家計相談支援が受けられるということによろしいのでしょうか。

（福祉課副参事）この家計改善事業につきましては、こちら福祉課の窓口でも大丈夫ですし、自立相談支援センターの窓口でお話ししていただく形でこちらの窓口のほうにつながりますので、どちらで相談しても大丈夫なようになっております。

以上です。

（潮田）実際にこの1,910件、自立相談支援のほう、なかなかこれってすぐには生活改善にはならないかなというふうに思っているのですけれども、細かい数字ではなくていいのですけれども、肌感覚でいうと、こういった相談に来た方、解決の方向に行く方どのぐらいの割合でいるというふうに捉えているのでしょうか。

（福祉課副参事）1,910件ということで、これが改善という形なのですけれども、実際本当に例えば仕事をしてとか、そういった形で改善とか本当に生活が立て直せるという方は、今年度は多分1件（P.92「プランで解決できたか判断しづらい状況です」に発言訂正）というのは聞いております。あと残りなのですけれども、この相談のほうからつながって、結局生活保護のほうに結びついて終わりというのがあるのですけれども、そちらが、11、12、1月なのですけれども、3か月で10名という形でなっております。

以上です。

（潮田）要はこれの事業というのが生活保護にならないように指導していくという方向だったかなというふうに思っているのですが、例えばここに相談に行ったら歳末助け合いのほうのお金のご案内があったりとか、またはジョブサポートこうのすへの案内とかというのは確実に引っ

ているということでしょうか。

（福祉課副参事）行っております。

以上です。

（潮田）分かりました。

161ページ、介護保険特別会計の繰り出しが、これ1億が増となっておりますけれども、この中の特筆すべき原因というのは何でしょうか。

（介護保険課長）こちら地方公共団体システムの標準化における介護保険システム更新の諸経費を計上しておりますので、それが主な原因となっております。

以上でございます。

（潮田）分かりました。

163ページ、重度心身障害者医療費助成事業の中の医療給付の、これが減になっているのですけれども、医療給付3,000万の減というのが、これが増えてくることはあっても減るということはあんまりないかなという認識があるのですけれども、これについては対象者が減ったということでしょうか。3,000万ってすごく大きいかなというふうに思っているのですが。

（障がい福祉課長）医療給付の3,000万の減の理由なのですけれども、基本的にはやはり受給者については減少傾向となっております。自然減のほかに、65歳以上の新規で手帳取得をした方については重度医療の対象外になったりとかということがございますので、やはり取得をされる方よりも減の方のほうが多いという中で、若干というか、基本的には減少傾向なのかなというところで、今回は5年度の決算額ですとか6年度の執行状況等を勘案しまして3,000万円の減額となっております。

（潮田）167ページの地域活動支援センター補助事業のところですか。これは夢の実とコスモス工房かなというふうに思うのですけれども、でよろしいかどうか。また、事業内容、目的、利用者状況を伺います。

（障がい福祉課長）こちらの事業所については、夢の実とコスモス工房でございます。こちらにつきましても、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つでありまして、全市町村必須事業となっております。地域

活動支援センターにつきましては、障がい者の創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などの活動を支援する場でありまして、市内の夢の実とコスモス工房に対して運営費等の補助金を交付しております。なお、夢の実については、北本市と共同で設置をしております。

あとは、具体的な活動内容としては、夢の実のほうは沙龙的な憩いの場として毎日10名から20名ぐらいの方が集まりまして、支援員の指導の下、日中過ごしております。また、コスモス工房のほうでは、バリ取りですとか段ボールの箱詰め、袋詰め、製品の計量などを行っております。それから、利用者数につきましては、夢の実のほうは、まず令和6年12月末現在の延べ利用者数で申し上げますと、3,215人となっております。一方のコスモス工房のほうでございますが、こちらも令和6年12月末現在で延べ利用者数のほうが1,915人となっております。

以上です。

(潮田) これはイメージ的に、例えば鴻巣ではあしたば作業所であったりとか、また吹上にも作業所があったりとかしますよね。その精神障がいの方の皆さんはここに行くというイメージということによいのか。ちょっとその設定の仕方というのが、あしたばとか吹上のところは、吹上コスモスというのでしたっけ。違うかな。吹上のところは、あそこは知的障がいであったり、身体障がいの方かな。精神障がいの方がいらっしやらないかなと思うのですけれども、その意味と同じような居場所ということによろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長) あしたばポプラ作業所等は障がい福祉サービスの事業所になっておりまして、逆に言うとそういったところにはちょっと通所できない方の受皿としてこういった地域活動支援センターのほうがあるというような状況でございます。

(潮田) これは、では委託ではなくて、やっている事業への補助金ということによろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長) おっしゃるとおりです。

(潮田) 167ページ、障害者自立支援給付事業の中の、これについての具体的内容、またこれが抱えている課題について伺います。

(障がい福祉課長) こちらにつきましては、障害者総合支援法に基づく介護給付と訓練等給付等の障がい福祉サービスに係る給付を行う事業となっております。課題につきましては、例年事業費の伸びが顕著に見られる事業となっております。利用者及び利用されるサービス量が増加しているため、扶助費のほうは毎年1億円以上増加しておるのですが、利用者負担のほうは決められておまして、利用者にとって必要なサービスであれば、サービスの支給基準の範囲内において利用を制限することができない状況となっております。また、令和6年度につきましては、4月と6月に報酬改定のほうがございまして、扶助費がより増額する一因となっております。

以上です。

(潮田) これは今非常に心が病んでしまう方も多くなって思うのですが、けれども、これの今対象の方、利用している延べ人数とかそういうのではなくて、対象の方の人数が今何人でしょうか。

(障がい福祉課長) こちらの令和6年11月の利用分までの数字で申し上げさせていただきますと、利用の実人数としては853名となっております。

(潮田) これについては障害者手帳の交付は要らないものということでよいかどうかの確認をいたします。

(障がい福祉課長) こちらについては、手帳のある方はもちろんなのですが、難病患者の方等もご利用のほうがいただけます。

以上です。

(潮田) いえ、難病でもなく、手帳も持っていないけれどもという方でこの自立支援給付の対象になる人はいないのですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時19分)

---

(開議 午後2時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(障がい福祉課長) 大変申し訳ありませんでした。自立支援医療の方、

精神通院の方については、手帳がなくてもご利用はいただけます。

（潮田）毎年、補正でも毎回毎回これがすごく増えているので、それでちょっと確認をさせていただいたところでは、そうすると、現時点で今この自立支援医療、手帳があるかないかというのが条件にはなっていないとしても、ある方となくとも受けている方とかという割合というのは分かるのでしょうか。

（障がい福祉課長）申し訳ありません。そこは把握はしておりません。

（潮田）後に数字出ることには可能でしょうか。

（障がい福祉課長）後ほどお調べしてお答えさせていただきたいと思えます。

（潮田）171ページ、障がい者基幹相談支援センター運営事業で、これにつきましては、しゃろ一むさんのほうがどちらかという知覚的障がいのほう、また夢の実さんのほうが精神障がいのほう、詳しいというのはよく分かるのですけれども、実際にはこれが身体障がいの方に特化しているというのがなかなか、医療的ケアの必要な方のほうからはあまり詳しくないという話を聞いているのですけれども、身体障がいの方の場合の基幹相談支援というのはどちらのほうがやってもらえるものなのでしょうか。

（障がい福祉課長）身体障がいについては、一粒のほうになりますので、しゃろ一むのほうになります。

以上です。

（潮田）分かりました。では、ちょっとしゃろ一むのほうにしっかりとまた聞いていきたいと思えます。

173ページ、要援護高齢者等支援事業の中の外出支援の利用状況と、この中では難聴高齢者のほうの補聴器補助の利用実績を伺います。

（介護保険課長）外出支援につきましては、常時ねたきりの状態にある高齢者または常時車椅子を利用している高齢者を対象として、年間利用件数700件ほどで推移しておりまして、おおむね9割程度は病院の通院のほうで使われております。ごく一部、例えばお墓参りとか、冠婚葬祭とか、市役所に手続ということで使われている方もごく一部いらっしゃる

ました。

あと、難聴者補聴器購入費助成につきましてですけれども、令和5年度の支給実績は122件でございました。今年度につきましては、2月末日現在で151人の方に支給決定をしております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、すみません、難聴高齢者のほうは令和7年度については、これは何件を想定しているということになりますか。

(介護保険課長) 令和7年度の予算としましては、130名で積算をしております。

(委員長) 潮田委員、20分を経過していますので、時間配分を考えてお願いいたします。大体3時ちょっと過ぎぐらいまでですので、配分のほうをよろしくお願いいたします。

(潮田) すみません。どこで支出されるか分からないのですけれども、今までちょっと議案説明のほうでも……ともかく窓口で福祉課と、あと障がい福祉課と介護保険課で補聴器の窓口で使えるものというのが今回ありましたよね。それって予算どこで計上されているものなのでしょうか。

(福祉課副参事) 予算につきましては、福祉課のほうの……すみません、ちょっと休憩を。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時26分)



(開議 午後2時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課副参事) 予算書の161ページになります。その前の重層的支援体制整備事業の続きになるのですけれども、この重層的支援体制整備事業の17の備品購入費ということで計上しているのですけれども、その部分となってまいります。

以上です。

(潮田) それでは、177ページの生活支援体制整備事業、生活支援コーデ

イネーター配置業務の業務内容を伺います。

（介護保険課長）こちらは、日常生活の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続するために、多様な主体による多様な生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置しております。

以上でございます。

（潮田）すみません。業務がどういったことをやる。今の目的だとかは分かるのですが、具体的にどういうのをやっているのですか。

（介護保険課長）失礼いたしました。まず、高齢者の日常生活ニーズの把握、あと地域資源の見える化の推進、地域組織等多様な組織への協力依頼、関係者のネットワーク化の推進と、あと移動販売等のコーディネーター等になっております。

以上でございます。

（潮田）すみません。これ1,245万1,000円ということは、かなりな委託料かなというふうに思うのですが、委託先はどちらになるのでしょうか。

（介護保険課長）先ほど福祉課のところでもご質問がございましたけれども、鴻巣市社会福祉協議会になります。

（潮田）分かりました。

続きまして、185ページ、放課後児童クラブ管理運営事業の中で、これは通告出しております放課後児童クラブの職員のメンタルケアについてです。学校のほうとかでもやっぱり先生たちがお母さんたちの対応で心が大変だったり、また子どもたちもなかなかやんちゃだったりって、やんちゃといふかな、学校でも我慢をされていて、おうちでも我慢をされていて、放課後児童クラブだと本音といふか、出せるということで、結構やんちゃになってしまう子もいるかと思うのですが、それを抱え切れなくなってしまうようなぐらいな事態があるというのも聞いております。その意味で、この放課後児童クラブの職員のメンタルケアはどのようにしているのか伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 放課後児童クラブの職員のメンタルケアについてなのですが、公設公営のクラブの職員につきましても、期首と期末に管理職による個別面談を行ってございまして、その時点で悩み等があればその際に伺うようにしております。また、個別面談日以外にも随時、相談等があれば面談を行ってございます。また、公設民営の指定管理事業者及び民設民営の委託業者につきましても、それぞれストレスチェックですとか個別面談、ホットライン窓口受付等の各事業者において適切に対応していると伺ってございます。

以上です。

(潮田) 今適切に対応しているということでありましたけれども、実際にはちょっとそれに対してはお母さんたちからも苦情というか、いただいております。各委託先であったり、または民間であったり、公設民営のところも、これは調査と言ったらちょっと言葉があれかな、でも市のほうとしても、担当としてもちょっとそこら辺を聞いていただく、各事業所であったりとか、またはそれぞれのところに聞いていただくというのをしていただきたいと思いますが、そういうことが可能かどうか伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 指定管理事業者ですとか民設民営の放課後児童クラブにつきましても、こども応援課職員のほうが各クラブのほうへ訪問するなどして現状把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(潮田) 続きまして、187ページ、こどもの居場所支援事業のところですが、こどもの居場所づくり支援体制強化事業補助メニューが4つありますけれども、その中の今回のこれはどれになるのかを伺いたいと思います。要は今までは地域こどもの居場所づくり支援体制強化事業補助金のほうで、コーディネーターだったかなって思うのですが、コーディネーターの部分だけなのか、どういった形の内容になっているのか伺います。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

こども家庭庁から出されている補助メニューを御覧いただいているというところかと思うのですけれども、まずこちらのうちのこどもの居場所づくりコーディネーターの配置に関しては、こちらの補助メニューで活用させていただいております。そのほか応援金について、これは予算書の歳入の41ページにあるのですけれども、母子家庭等対策総合支援事業補助金の地域こどもの生活支援強化事業を活用してございます。以上です。

（潮田）このコーディネーター、すごく大事だというふうに痛感しております。ヤングケアラーとかをちょっとチェックするとかという意味でも大事な、教育との連携が非常に大事だと思っているのですけれども、このコーディネーターの方は今やってくださっている方が継続、更新という形ができるのでしょうか、それともまた新しい方というふうになるのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。委員ご指摘のとおり、これ教育部、教育との連携というところで大変重要なポジションだと痛感しております。私どもとしましても、このポジションには学校現場と円滑に連携を図るために教職員経験者を配置してございます。来年度におきましても、引き続きこちらの担当のほうで当たってもらうような形になってございます。以上です。

（潮田）これは本当に大事ななってますます、当初コーディネーターがついたとき以上に重要な部分かなというふうに考えておりますので、これよく教育のほうでも連携を取るようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、189ページ、こどもの医療費支給事業のところ、これ審査支払委託料で対象世帯数1件当たりの審査支払いの単価、対象世帯数に対して申請割合、また未申請の数を教えていただきたい。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、審査支払手数料についてご説明いたします。

こどもの医療費支給事業の対象世帯数は、令和7年2月末時点で対象者

数は1万6,000となっております。世帯数は、9,785世帯となっております。支払手数料の1件当たりの単価ですが、審査支払事務を行う期間によって単価が異なります。国保連合会、6年度と7年度の単価は変更がなく、1件当たり55円です。社会保険診療報酬支払基金、こちらのほうは6年度、7年度、単価が変わっております。医科と歯科につきましては、6年度が72.9円、7年度については57.5円、調剤薬局については6年度が36.5円、7年度が29.8円となっております。

続きまして、対象世帯数に対して申請の割合はというご質問ですが、こちらの算出に関しましては、現物給付で支払いしている人がこの支払手数料の、委託料の対象となりますので、7年度の予算ベースで割合を算出しました。こちらが約88.8%となっております。

また、最後の実申請者の数というところなので、申請をしていない数というのは残念ながら把握はしておりません。未申請者は随時、後追いで出してくることが考えられます。

以上です。

(潮田) すみません。これを聞きたかったのは実は、児童虐待のネグレクトとかというのがあるかなというところで、それを見つけるのにはこれができるかなというふうに思ったのですけれども、そういったような調査は特にはしていないということになるのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 委員のお聞きになった目的がネグレクトの発見というような重要な、医療にかかっているというところがご心配なのかなと思います。当然、ネグレクトだったり、いろいろ家庭に問題があった際には、ちゃんと子どもが医療を通っているのかなとかそういった面では、こういった医療費の申請があるかないか、どこの病院にかかっているか等にも着目して、この辺も見たりして、ちゃんと医療にかかっているかなというところでは参考とさせていただいています。

以上です。

(潮田) そうすると、現実には数件はいるということになりますでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 一つの例にはなるのですが、例えば不登校でご心配なお子さんがいるといった案件で、では実際医療かかっているのかなというところで見たとときに、ああ、実際医療にかかっていないなという発見がございました。そうしますとやはり、もし成長の面でご心配があったりする案件ですと、医療に結びつけたい、そういった一つのアクションとしては参考になっておりますので、そういった形の支援という流れにもつながっているのは現実としてあります。

以上です。

(潮田) 同じく189ページ、要保護児童対策事業のところ、現在要対協での協議をしている対象家庭数、児童数はどうなっていますでしょうか。

(子育て支援課副参事) お答えいたします。

令和6年12月末現在の要保護児童対策地域協議会での進行管理家庭、世帯数は41世帯、児童数は86人となっております。

以上です。

(潮田) その41世帯、86人は、面談することができない家庭というのものあるかどうか伺います。

(子育て支援課副参事) お答えします。

現在の41世帯、86人のうち、子育て支援課の職員などが会えない世帯はありますが、その他の所属機関につながっている家庭がほとんど、全数となっております。

以上です。

(潮田) 今その他のというのは、児童相談所とかということでしょうか。

(子育て支援課副参事) お子さんの所属機関になります。小中学校や保育所、幼稚園などで捉えております。

以上です。

(潮田) ここから先はまた個別に聞いていこうと思います。

193ページ、こども家庭センターの300万円の増は人件費だけなのかを確認します。

(子育て支援課副参事) お答えします。

300万円についてですが、前年度と比較しましてヤングケアラーコーディネーターの person 費及び高校生年代の実態調査費用分の増となります。以上です。

(潮田) ヤングケアラーは、今こども家庭センターで把握しているのは何人ぐらいでしょうか。

(子育て支援課副参事) ヤングケアラーのみに限定をした数字は捉えておりません。その他の事由、例えば要保護児童ですとか、そういった形に含まれている場合がありますので、すみません、ヤングケアラー単独での数字は現在把握しておりません。

(潮田) 今回この300万の増の中にそういったヤングケアラーの対応が入るということですので、今後はそこら辺も把握していくようにということによろしいでしょうか。

(子育て支援課副参事) 委員のおっしゃるとおり、ヤングケアラーコーディネーターが取り扱ったヤングケアラーの件数については捉えていきたいと考えております。

以上です。

(潮田) 次が195ページ、出産・子育て応援給付金支給事業、妊婦のための支援給付金が事業名として増えておりますけれども、金額も増えていきます。これが令和6年度までと事業内容に令和7年度何か違うものはあるのか伺います。

(子育て支援課副参事) お答えします。

出産・子育て応援給付金、今までの10万円については、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付として制度化されることから、事務処理上の変更点はありますが、妊娠届出後に5万円、出産後に児童数掛ける5万円を給付するということの変更はございません。

以上です。

(潮田) 197ページ、母子家庭等対策総合支援事業のところになります。これのひとり親家庭生活向上事業委託料、これ子どもの生活・学習支援事業はアスポートによる学習支援と思っておりますけれども、これはほかの事

業、相談支援だとか、家計管理とか、生活支援講習とか、そういったものも、これはどこがやるものになるのか伺います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) お答えいたします。

国で言っているひとり親家庭等生活支援向上事業には、ひとり親家庭等生活支援事業と子どもの生活・学習支援事業の2事業が含まれており、本市では子どもの生活・学習支援事業のみを一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークに委託して実施しております。ひとり親家庭等生活支援事業に委員がおっしゃる相談支援事業、家計管理・生活支援講習会等が含まれておりますが、本市では実施しておりません。

(潮田) 分かりました。

あとは、199ページ、いきいき子育て支援事業、これ300万円の増となっておりますけれども、これは紙おむつの処理とか、ほかの事業はどういったことをやっているものか伺います。

(保育課副参事) お答えいたします。

300万円増の理由については、障がい児保育対策事業について、入所の状況から加配職員の人数が増える見込みであることと、令和7年の4月新設の保育園に対する補助を見込んでいるための増加となっております。ほかの事業内容としましては、障がい児保育対策事業のほかに、保育の質の向上のために処遇改善に要する経費を補助するもの、おむつの廃棄処理に要する費用を補助するもの、そのほか保育環境の充実のため、施設の修繕や備品の更新等に係る費用を補助するものの4つの事業となっております。

以上です。

(潮田) 今、障がい児の加配という答弁がありました。鴻巣市でこういった障がい児への加配というのは、何人ぐらいに対しての加配となっているのか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時46分)



(開議 午後2時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(保育課副参事) 申し訳ございません。この後調べてご回答させていただきます。

(潮田) それでは、199ページ、保育人材確保事業のところ、これに直接ではないかもしれないのですけれども、市内の公立保育所で男性保育士って何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

(保育課副参事) 令和7年の2月1日現在で男性の保育士は3人となっております。

以上です。

(潮田) すみません。そうすると、3人に対して女性は全部で何人になりますか。

(保育課副参事) 正職員につきましてなのですけれども、女性は78人となっております。

以上です。

(潮田) 分かりました。先ほどの男性の3人というのも正職員ということによろしいでしょうか。

(保育課副参事) はい、正職員でございます。

以上です。

(潮田) 205ページ、吹上地域保育園等新設整備事業についてです。これがたしか令和10年からだと思えますけれども、ここにはつつみ学園もそちらのほうに行くというふうに聞いております。そうすると、障がいとかがあるお子さんとかではない場合は、前年の10月とか11月でいいと思うのですけれども、障がいのあるお子さんたちにとって、つつみ学園に行くというのはもう少し前から、心的にもいろんな不安を抱えながらお母さんたちはどこを選ぶかというのがあると思うのですけれども、いつぐらいから、つつみ学園が吹上に行くというふうになると、こっちの大間にあるときとまた感覚が違ってくるかと思うのですけれども、それについてはいつぐらいから募集が始まるのか伺います。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

まず、つつみ学園につきましては、通常、入所の申請時期としましては

例年２月末を申込期限としているところでございます。今回吹上のほうに移転を予定しているのですけれども、ちょっとあくまでも予定になりますけれども、工事に係る予算の議決以降、つつみ学園の吹上地域の移転について関係機関に周知するとともに、入所についてご相談された方へも周知を図った上で、４月入所につきましては通常どおり２月末の申込期限として現在考えているところです。

以上です。

（潮田）そうすると、令和何年生まれの子からこの対象になるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

つつみ学園につきましては、基本的に入園できる年齢というものが就学前までの児童ということになりますので、通所受給証が発行されるということが条件なのですけれども、例えば変な話、ゼロ歳児とか、そういう生まれてすぐという部分でも受給者証が発行されるのであれば可能ではあります。ただ、実際的におおむね３歳以上を対象として現在は行っているところです。

以上です。

（潮田）令和何年生まれ以降の子。今現在で考えると。だって、10年になのだから、そこから逆算すると何年生まれの子からだったら……何かそれは別に決まっていないということですか。

（こども未来部参事兼保育課長）早ければ９年度に生まれた子でも入所できる形にはなります。ただ、先ほど言いましたとおり、通所受給証が必要とか、そういう諸条件がございます。

以上です。

（潮田）これは、今つつみ学園は児童発達支援センターということに位置づけられているかと思えます。本市が行っている児童発達支援の中の、今こどもデイサービスセンターが行っている部分というのがありますけれども、こどもデイサービスセンターで今行っているポータージであるとか、いろいろな療育支援というのは今度の吹上のほうには移るか移らないか確認します。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

現在こどもデイで行っているポーテージとか、そういうものにつきましては、引き続きこどもデイのほうで行う予定です。

以上です。

(潮田) そうすると、今までだとつつみ学園とすぐ隣り合わせにあったけれども、今度少し場所が離れてしまう。児童発達支援センターとしての役割というのがちょっとどっちになるのかなって心配なところがあるのですけれども、これはどんなふうな感じになっていくと思ってよろしいのでしょうか。

(こども未来部参事兼保育課長) お答えします。

つつみ学園で外来的な療育の実施につきましては、今後関係部局と児童発達支援センターの在り方につきまして協議してまいりたいと現在は考えております。

以上です。

(潮田) 続きまして、231ページのがん対策事業のところのアピアランスケア補助事業の詳細と、あとAYA世代患者在宅療養費支援の詳細をお願いいたします。

(健康づくり課副参事) まず、がん患者アピアランスケア用品購入費助成金の詳細についてお答えします。

がん治療に伴う脱毛または乳房の切除による影響を緩和するため、アピアランス用品を購入した方を対象に、令和7年4月1日から実施する予定のものです。助成金の額については、助成対象1人につきウィッグと、あと胸部補整具等をそれぞれ1回までとして、その経費の額または1万円のいずれか低いほうというふうにしております。予算としては、申請件数、ウィッグを40件、補整具等10件、合わせて50件を見込んでおります。周知方法は、広報、ホームページ、SNS等で周知してまいります。次に、若年がん患者在宅療養支援事業助成金の詳細ですが、こちらは年齢が18歳以上40歳未満で、医師が回復の見込みがないと判断したがん患者で在宅生活の支援及び介護が必要な方を対象として、令和7年4月1日から実施するものです。助成の額は、訪問介護、訪問入浴介護の利用

料、福祉用具貸与について、1か月当たりの利用料につき10分の9を乗じた額で、上限月7万2,000円としております。また、福祉用具の購入についても同じく10分の9を乗じた額で上限を9万円までとして、1回限りとなります。あと、最後に意見書の作成料も上限5,000円として1回限りとしておりました、予算は2件を見込んでおります。同じく周知方法ですが、広報、あとホームページ、SNS等で周知してまいります。以上です。

(潮田) 分かりました。

次に、331ページ、教育指導費庶務事業です。これ高校、大学入学準備金、奨学金貸付けの相談の際に、今国が無償化の話をいろいろしておりますけれども、そういった案内、または国のほうでやっている事業についての案内とかも、要はみんな子どもたちを育てる親としては必死な思いで相談をすると思うのですけれども、基本的には教育委員会の管轄というのが中学校までかなというふうになっているかと思うのですけれども、ここら辺については丁寧な相談対応とかというのは期待できるのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) お答えします。

国の高校教育の無償化の話題については、テレビとか新聞等で今行われているのは把握しているところなのですけれども、まだ決定しているものではないので、それ自体こちらでも注視しているところなのですが、入学準備金と奨学資金貸付事業に関しては、基本的に授業料、高校無償化は授業料を無償化することになるかなと思うのですけれども、入学金のほうはもちろん入学金の準備に使っていただくものなのですが、奨学資金のほうは、これ別に授業料に限って使っていただくものではないので、本事業としては様々な用途に使っていただけたらという目的で貸付けをしていますので、高校の授業料が無償化ということになったとしても、貸付事業に関しては同じように続けていくということなのですけれども。お答えになってますか。

(潮田) それに関連して、333ページの県外市立高等学校等入学金補助事業というのもありますよね。これ令和6年予算320万だったけれども、実

績、申請の流れとか周知方法も聞きたいのです。要は、子どもたちが教育委員会に言ったとする。子どもではないですね。親御さんですね。言ったとする。その進学に対して金銭的なことで心配があった場合に、市ではこういうのはやっていますよだけで終わるのではなくて、いろいろなきちっと制度とかも紹介をしながら、丁寧な、子どもたちの進学ということをちゃんと相談できる体制になっているのでしょうか。今回の333ページのほうの県外市立高等学校等入学準備金補助事業、これたしか去年からだったと思うのです。すみません。令和6年度ですよ。令和6年度で、これ市長としても物すごく誇り高く始めたと思うのですけれども、申請数がそれほどなかったのかなというふうに思っているのですけれども、そういった意味でも、子どもたちの将来を考えて親御さんが相談をしてきたときに、そういった丁寧な相談というのが教育委員会の窓口のほうですてもらえるというふうに考えてよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

もちろん来ていただいた市民の方には丁寧に説明をさせていただきますし、広報とかホームページ等で周知はしているところですが、今後、4月のサービス助成制度一覧、4月の広報に載せるそういったものにも周知していただくことも予定していますし、10月に県に向けた就学支援制度のリーフレットというのを配布するのですけれども、それもこれに併せて配布しています。就学援助制度のお知らせをするときも併せて県外市立の助成金のお知らせもしておりますので、懇切丁寧に説明していきたいと思っています。

以上です。

（委員長）潮田委員、あと10分程度ですので、よろしく願いいたします。

（潮田）345ページの学校図書館支援事業のところで委託料が200万減になっております。これって前にやはりすごく減るということがあって、中学校のほうの巡回がなくなるというのを、でもその後もう一回小学校のほうを少し減らしてでも中学校のほうを増やしていただいたというのが、二、三年前だったでしょうか、あったかと思います。今回これ200万

円の減によりまして今までと何か違うふうになるのか伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

今まで同様の仕様となっております、変更はございません。

以上です。

(潮田) 変更はないけれども、200万円安くなるってどういうことですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時01分)

---

(開議 午後3時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) すみません。お答えします。

小谷小学校の閉校に伴いまして、1校減という影響というところで捉えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、371ページ、映画館管理運営事業のほうをお伺いします。指定管理料200万円が増となった根拠、あと市民カードがありますよね。この登録状況と利用状況を伺います。

(生涯学習課長) お答えします。

最初に、映画館の指定管理料200万下がったというところがございますけれども、指定管理の期間は令和5年度から9年度までの5年間となっております。その中で総額を5年間で割った、5年間の数字を積み上げた金額が5年間の指定管理料となっておりますけれども、初年度から人件費、光熱費等の上昇を見込みまして、6年度、7年度については3%程度、8年度、9年度についても前年度の同等、3%ぐらい、端数の違いはありますけれども、おおむね3%の上昇ということで指定管理料のほうを決めているというところがございます。

市民カードのほうなのですけれども、登録状況ですが、令和5年度で申し上げますと3,753枚の新規の発行がございます。利用者については6万549人で、令和5年度の総動員数、観客数から見ますと31.8%利用されて

いるというところでございます。

以上です。

（潮田）この映画館の利用者数、総動員数、これの推移というのはどんな感じでしょうか。こういうのって、いい映画というか、ヒットする映画があるかないかで随分違ってくると思うのですけれども、今6万549人というのその前年は幾らぐらいだったのでしょうか。

（生涯学習課長）すみません。ちょっと手元にその前年を持っておりませんので、答えられないのですけれども、2023年、令和5年度でいいますと、大体一番少ない月がおととしでいうと10月だったのですけれども、その人数が9,497人、一番多かったのが5月、2万3,603人というところで、この間で12か月、1年間推移しているというような状況。総動員数としましては、2023年度が19万426人となっております。そのうち先ほど申しました市民カードを利用された方が6万549人いらっしゃるというところでございます。

以上です。

（潮田）それでは、最後の質問です。393ページ、公共施設予約システム事業のところ、これがたまたまスポーツ課でありますけれども、実際には鴻巣市内の全部の公共施設の貸し館業務のところがこのシステムを使うということでもありますけれども、現状での窓口申込みの場合と、あとこれがネットでやれるものとの割合、これはスポーツ課だけではなくて公民館のほうとかも全部関わっておりますので、両方からの答弁いただければと思います。

（中央公民館長（課長級））それでは、お答えいたします。公民館と生涯学習センターにおける今年度の4月からの9館の平均のデータになりますけれども、利用者がパソコンやスマホを利用して施設予約を行った割合は約6割、一方で利用者が窓口で予約した日にちを申請紙に書いて、それを職員が代行してシステムに入力した割合が約4割というようなデータが残っております。課題といたしましては、公民館、生涯学習センターの多くの利用者、ご存じのとおり高齢者が多いということがあります。ですので、ご自身のスマホ等からシステム予約をでき

る方はまだまだ少ないということはありません。せっかく今のシステムで使い慣れた方がリニューアルしたシステムをまた最初から覚えなないといけな、そういったことで、窓口代行申請をお願いすればいいかなということになってしまうとシステム操作から離れてしまうということが課題ということが上がってきております。

以上でございます。

（スポーツ課長）潮田委員の質問にお答えいたします。

スポーツ施設におきましても、やはり公民館同様、大体6割ぐらいとそうでない方というのは4割程度、課題にしましてもやはり同じように、多くの方利用しているかなということでもちょっと調査をしたところ、システムでの利用ではなく、実際に窓口にお越しただいて、空いているので、では予約しようかという方も結構いらっしゃると思いますので、やはりシステム導入につきましては公民館と同じような課題を持っているのかなということでも、その辺を今後システムの入替えのときにいかに説明をしていくか。今回も、ちょっと話変わるのですけれども、このシステムが4月から導入されますけれども、市民向けの研修会とか講習会、これを3月9日、これは広報にも載せさせていただいているのですけれども、9日の日曜日、また14日の金曜日、18日の火曜日の3日間、3日間とも午前10時と午後2時から1日2回、計6回、利用者向けの説明会を開催予定しております。また、どうしてもその日程が合わなかったりした場合につきましては、これは各施設全てで同じように窓口対応をしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

（潮田）すみません。今の答弁の中で、今回また新たに変わることですか。今までの公民館やスポーツ施設のほうでやっていたシステムから変わることでしょうか。今までやっていた方はそのままなのか、市民活動センターとかが今回増えるのかなというふうに思っているのですけれども、そのシステム自体がまた変わることかどうかを確認したいと思います。

（スポーツ課長）システムも今までの業者とはまた別業者になります。

内容的には、空き状況と予約、プラスで今までも説明させていただいたとおり料金の支払いが可能になる、この1点の変更になるところになっております。オンラインで今回から支払いができるということ、その1点の変更点。新たに3事業所が増える。市民活動センター、にぎわい交流館にこのす、川里農業研修センター、この3施設が新たにということ、この辺が変更点となっております。

以上です。

(潮田) それ変更したとしても、それほどすごく難しくなるわけではなくて、今までやってきた方だったらそれほど問題なくできる変更ということでしょうか。それとも、先ほどの説明会があるということでありましたけれども、そこに行かないと分からないぐらいのレベルのものなのか確認をしたいと思います。

(スポーツ課長) これはやはり以前入れていたものよりもより分かりやすく簡単に使えるようなシステムになっておりますので、その辺につきましても問題はないとこちらのほうは考えております。

以上です。

(潮田) すみません。1つだけ、戻りまして391ページ、児童生徒健康安全管理事業のところを確認です。この委託料には交付税措置のあるものがあるのか、ないのか。これ全部市単独の一般財源なのか、交付税措置があるかどうかの確認です。

(学校支援課長) お答えします。

こちらですが、普通交付税の算定の基礎となっていることは確認しておりますが、事業そのものに充てるものではないというふうに捉えておりまして、そのため予算書上は全て財源は一般財源となっております。

以上でございます。

(潮田) そういたしますと、この児童生徒健康安全管理事業自体は普通交付税の措置の対象であるけれども、1個1個の事業かどうかまでは分からないという意味でよろしいでしょうか。

(学校支援課長) 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 3 分)

---

(開議 午後 3 時 1 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) すみません。よろしくお願いたします。

先ほど潮田委員のほうからひとり親家庭等医療費の事業の中で、父子家庭の世帯数のご質問があったかと思えます。こちらの世帯数なのですが、25世帯となっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 3 分)

---

(開議 午後 3 時 2 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

(福祉課副参事) 発言の訂正をお願いします。

先ほど潮田委員の生活困窮者自立支援事業のご質問の中で、生活困窮者自立支援事業で解決した人はとご質問があり、1件ですと答弁させていただきましたが、訂正させていただきます。生活困窮者自立支援事業には自立相談支援事業、家計改善支援事業、子どもの生活・学習支援事業とある中で、自立相談支援センターでのプランを作成した人のうち、本人の自立をした人数が1件ですということで答弁いたしました。正しくは、プランについて聞かれてはおりませんので、本人の個々の相談内容に応じて解決できたかは判断しづらいという状況ですということ……プランで解決できたか判断しづらい状況ですということで、すみません、訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（健康福祉部長）申し訳ございません。潮田委員からのご質問で、鴻巣市社会福祉協議会へ鴻巣市から補助あるいは事業委託でどのくらいの金額が出ているのか、総額が分かればということですので、お答えをいたします。

社会福祉協議会に確認をしたところ、令和6年度の資金収支予算書から数字を拾いますと、まず鴻巣市からの補助金収入、これは社協から見て鴻巣市補助金収入の額が6,756万5,000円でございます。もう一つございまして、鴻巣市受託金収入が1億2,186万7,000円。この2本の合計、1億8,943万2,000円が社協の6年度収支予算書上の鴻巣市からの収入という金額になります。

なお、今の金額が事業活動による収支という区分に載っておりまして、全体の事業活動収入としては社協さんでは3億7,060万5,000円の全体の収入の額のうち、先ほどの金額が鴻巣市からの補助、事業委託ということでございます。令和6年度の資金収支予算書上の数字でございます。以上です。

（保育課副参事）先ほど潮田委員からの質問で、市内の保育施設に在籍している障がい児が何人いるのかというご質問がありましたが、それについてお答えさせていただきます。

現在障がいのあるお子さんについては、はっきりとした人数について把握はしておりませんが、公立保育所の加配職員と民間保育施設の補助金の交付申請状況による加配職員数で申し上げさせていただきます。加配職員数については、合計で31人となっておりますので、障がいのあるお子さんや配慮の必要なお子さんについてはそれ以上の人数がいると考えております。

以上です。

（諏訪）では、通告してあるところとないところも少しあるかなと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、1点目がページでいいますと117ページ、ふるさと館維持管理事業でございます。こちらのほうは、いわゆる前年度の予算より500万円減と

なっております。こちらは、年度途中で教育支援センターさんが移転になるということですので、このための減なのかどうかを確認させていただきます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。委員さんのおっしゃるとおりでして、教育支援センター移転による主に光熱水費、教育支援センターとして使用する予定の光熱水費の部分を減額をさせていただくということになります。

以上です。

（諏訪）続きまして、教育支援センターが移転となりますが、そうしますとふるさと館維持管理事業そのものが学校支援課の所管のままなのかどうか、今後のことを伺いたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。先ほど別の委員さんからもご質問いただいておりますが、ふるさと館全部で5館ございますが、図書館と、あとひまわり荘以外の教育支援センター部分等につきましての今後の跡地の活用について、現時点でまだ決まっていないという状況で、令和7年度は現時点では学校支援課のほうでふるさと館の維持管理事業の事務事業としまして継続して実施をさせていただく予定でございます。

以上です。

（諏訪）続きまして、別のところでちょっと質問を予定していたのですが、ひまわり荘も含めてということになっておりますので、いわゆる修繕の費用に関してなのですけれども、130万円以下ですと包括管理で行うということになっているかと思いますが、ひまわり荘の床部分の修繕を利用されている方からいただいておりますが、所管のところにもお伝えはしてあるのですが、いまだに修繕がされていないようなのですが、この辺について伺いたいと思います。

（介護保険課長）諏訪委員等からひまわり荘の床の修繕につきましてご依頼というか、お話は確かにございました。それで、今委員ご説明のとおり、130万以下につきましては施設管理のほうの委託になりますので、そちらのほうで修繕の依頼のほうが来たのですが、喫緊性が低いとの理

由で、床材がめくれるようであれば、ごぎ等を備品購入して対応するようなコメントがございました。指定管理者の社協に確認したところ、ごぎの購入はそれなりに高額なので対応できないので、全体の傷みはそれほどでないで、縁のめくりが見られるため、縁にテープを貼り、爪先等が引っかからないように対応したとのことの報告を受けてございます。

以上でございます。

（諏訪）続きまして、159ページの生活困窮者自立支援事業でございます。こちらのほう、前任者もいろいろたくさん聞いてくださっているのですが、前年度の予算から1,700万以上の減額となっておりますが、この理由をお願いいたします。

（福祉課副参事）委託料の減額の理由なのですけれども、やはりこちらにつきましても補助金を充てる事業になってまいりまして、交付申請に対しまして国の内示額等に合わせて計上したものという形になっております。

以上です。

（諏訪）続きます。すみません。次は、181ページ、総合福祉センター管理運営事業でございます。委託料が前年度並みになっておりますけれども、こちら令和6年度、あしたばポプラ作業所が移転をしておりますけれども、そういったところでいわゆる事業費が前年度並みでよかったのかどうか伺いたいと思います。

（福祉課長）あしたばポプラ作業所移転の影響は特になく、管理運営事業としては問題なく実施できております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、187ページ、こどもの居場所支援事業でございます。こちらが17団体、19か所あったということなのですが、これに関して団体や支援するところが増えているのか、現在増えるのか増えないのかを伺いたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

令和7年2月末現在で子ども食堂及びフードパントリーを運営する団体

さんが12団体で、市内15か所で活動いただいております。また、学習支援教室及びフリースクールを運営する団体が8団体、こちら市内8か所で運営いただいております。

以上になります。

（諏訪） そうしますと、合計すると増えるということによろしいのでしょうか。

（こども応援課副参事） 副委員長おっしゃるとおりとなります。

以上です。

（諏訪） では、199ページの保育ステーション事業でございます。現在の登録数と令和6年度の利用状況を伺います。

（こども未来部参事兼保育課長） お答えします。

令和7年1月末時点となりますけれども、登録者数は27人となっております。まして、利用状況につきましては、延べで送りが2,871人、迎えが2,698人、合計で5,569人となっております。

以上です。

（諏訪） この利用されている方の中に、いわゆる障がい児の方は登録して利用されているのでしょうか、伺います。

（こども未来部参事兼保育課長） お答えします。

障がい児のほうは、現在在籍しておりません。

以上です。

（諏訪） 障がい児の方が利用できないということになっているのでしょうか、それとも単なる申込みがないということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長） お答えします。

基本的にはバスに乗れるということが条件にはなりますので、その部分でクリアできるのであれば差し支えないかなというふうには考えております。

以上です。

（諏訪） 今まで障がい児の方、登録の希望があったか、ないのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長） お答えします。

障がい児からの希望のほうにつきましては、今のところない状況です。  
以上です。

（諏訪）201ページの地域子育て支援事業でございます。増額になっておりますが、今回の器具等修繕料というのはどういったものなのかを伺います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

まず、増額の理由なのですけれども、地域子育て支援拠点、子育て支援センターの機能拡充を図るために、令和6年8月から業務委託を行っております。令和6年度予算では、こちらの業務委託が8月から3月までの8か月分の計上となっておりますが、令和7年度予算におきましては12か月分の計上となっているため、増額となっているものです。また、器具修繕料なのですけれども、ご説明しましたとおり業務委託で行っておるところなのですけれども、こちらで使用する備品については、もともと直営でやっていたところで市の備品を継続して使用するものもございます。そういったものが故障した場合、備品が故障した場合の修繕費として計上させていただいているものです。

以上です。

（諏訪）207ページの乳児等通園支援事業でございます。7年度の予算が3,200万円を超えているのですけれども、利用の見込み数をどのように計算されたのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

令和7年度の利用見込みにつきましては、一応国のほうが算定した算定式に基づきまして、1日おおむね30人程度と見込んでおります。

以上です。

（諏訪）1日30人というのは、6か月児、それから1歳児、2歳児、それぞれどのような見込みになっていきますか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

ごめんなさい。30人につきましては、全て含めて30人という形で、ちょっと年齢別では算出はしてございません。

以上です。

（諏訪）221ページ、生活保護総務事業でございます。こちらのほうは、会計年度任用職員の報酬が減になっています。この理由、それと1人のケースワーカーが担当するケースの数をお願いいたします。

（福祉課副参事）まず、1点目なのですが、会計年度任用職員の報酬減の理由なのですが、こちらにつきましても補助金を活用しての事業実施という形になりまして、令和6年度の補助金に対しての実際の内示額等を参考にしまして計上したのとなっておりまして、

それと、1人のケースワーカーが担当するケース数なのですが、令和6年12月末なのですが、保護世帯が738世帯となっております。ケースワーカーのほうは9名となっておりますので、1人82世帯を担当しているような状況です。

（諏訪）続きまして、鴻巣市の相談件数と新規の申請の世帯数、また給付の開始の世帯数などは一覧で別の資料でございまして、手元にあります。600件前後ございまして、この相談が窓口にしての相談だったのか、電話も含めての相談件数なのかをまず伺いたいと思います。

（福祉課副参事）こちら相談件数につきましては、窓口、それと電話を含めての件数となっております。

以上です。

（諏訪）この相談件数なのですが、実際にもう既に保護の対象になっている方も含めての数なのか、それともまだ給付になっていない方の数なのかを伺います。

（福祉課副参事）この中につきましても、受給されている方につきましては、窓口や電話に来られると担当のケースワーカーとか、そっちのほうに対応する形になりますので、受給されていない方の相談件数という形になってまいります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、新たに保護の相談をしたいという方がこの数ということになるのですが、それで実際に申請になった数がまたさらに150件前後ということになっておりまして、この開きは何なのでしょう

か。伺います。

（福祉課副参事）まず、こちら相談につきましては、来庁者の方の相談内容をこちらでも聞き取りのほうをしまして、その中では相手の生活保護の申請の意思とか、そういったものを確認しながら、親切丁寧にこちらでも他法他施策とか、そういったものを採用して説明をしまして、中には一度持ち帰って検討するとか、そういった方もいらっしゃると思いますので、そういった関係でその開きということが考えられます。

以上です。

（諏訪）いわゆる窓口にいらっしゃる、相談に来られる方というのは、本当に生活保護の申請をある程度したいという方かと思われるのです。そういった方がやはり最初にいろいろ聞かれて諦めてしまうというケースもかなりあると聞いておりまして、本来ならば憲法の理念からいうと申請者は全て受け付けるということになるかと思えますけれども、申請に至らなかった方々がほかの何か支援を受けているケースというのはどのぐらいあるのでしょうか。

（福祉課副参事）相談者が相談の後とか、どういった支援を受けているのかという把握なのですけれども、その支援につきましても、その人様々な状況にもなってくるので、どういった内容で支援を受けているのかというのを把握するのはちょっと難しいような状況です。

以上です。

（諏訪）では、続きまして235ページです。すみません、こちら通告はしていないのですけれども、ちょうど真ん中辺りの自殺対策事業なのですけれども、ここに委託料、メンタルチェックシステム保守委託料というものがございます。このメンタルチェックはどういった方にするものなのかを伺いたいと思います。

（健康づくり課副参事）メンタルチェックシステムは、こころの体温計といいまして、利用したい方が自らそこにアクセスして自分でチェックするというふうな形で利用いただいているものです。

以上です。

（諏訪）そうしますと、このメンタルチェックシステムそのものは何ら

かの方法で市民の方にお知らせしながら、ご自身でチェックを行うというものということによろしいのですね。

（健康づくり課副参事）委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

（諏訪）続きまして、245ページ、母子健診事業でございます。こちらのほうは、吹上保健センターがいよいよ廃止になるのですが、それに先駆けて既に吹上の地域の方々はコスモスアリーナのほうで3歳児健診だとかゼロ歳児健診行っている、そのほかの接種事業を行っていると、思いますけれども、ここで吹上アリーナのほうで暖房システムがないということで、大変寒い思いをしているのですよということをご連絡いただきました。吹上センター廃止に伴ってのことですので、十分そういった暖房システムも完備しながら、もうそんなに寒いときはないかもしれないのですが、今後は夏に向けて、暑かったりするかもしれないので、環境の整備をきちんとすべきではないかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）回答いたします。

委員おっしゃるとおり、コスモスアリーナのほうで乳幼児健診等をただいま行っております。体育施設ということもありまして、今、冬になりまして少し寒いような状況です。その対応策としましては、ダイソンの冷温風機を3台用意いたしまして、特に裸になるような場面の部屋に配置して寒さ対策を整えております。また、少し小さめではありますが、毛布、ブランケットのほうを少しご用意しまして、希望者の方にはそれを巻いていただくような対応を今現在しております。

以上です。

（諏訪）あわせて、公共交通手段の利用ができるということでございますけれども、このす乗合タクシーはこのときにどのぐらい利用があったのかどうか分かればお願いいたします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）子育て支援このす乗合タクシーの利用率になりますが、令和7年1月末時点で予算に対しての執行率は約5.2%となっております。

以上です。

（諏訪）5.2%というのは何人ぐらいの方がご利用されたのか教えてください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）行き帰りというのがちょっと把握はできないのですが、枚数、1人に対して2枚配布しておりまして、利用枚数は255枚となっております。

以上です。

（諏訪）とてもよかったなと思います。

続きまして、325ページの小中学校適正規模及び適正配置事業でございます。こちらのほう前任者もご質問されていましたが、大芦小学校が今後適正規模の対象ということになるのですけれども、地域住民の意見交換会の予定などを伺います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

令和7年度の4月以降にできるだけ早く、未就学児を含む児童の保護者や地域の方を対象に早期に実施したいというふうに考えております。日程ですとか開催方法につきましては、今後PTA等にもご相談させていただきながら決定をする予定でございます。

以上です。

（諏訪）今まで既に笠原小学校、常光小学校と適正規模の対象となって、廃校になってきましたけれども、そういったところを踏まえて、今回意見交換会どのような形で行うべきかを伺いたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、これまでも幾つかの学校を閉校ということで統合ですとか通学区域の見直し等をさせていただいております。これまでも説明会や意見交換会という、改めてのそういう開催場所での集合でのお話を聞くことはもちろんのことなのですが、これまでも実施しておりますが、なかなか当日会場に来られない方等もいらっしゃると思います。教育委員会としては、お電話でも、教育委員会のほうに来ていただいても、またこちらにグループ等がもし来てほしいということであればそちらに伺って、直接お声を聞くなどして丁寧に対応していきたいと思

っております。また、会議録につきましては、これまで同様にホームページに掲載するとともに、ホームページに掲載していることも個別にQRコード等で保護者に通知を出すなどして、広く皆さんにご理解いただけるように丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

（諏訪） 広く住民の方、また本当に当事者の子どもたちの声を聞くという姿勢だとは思いますが、過去に私も笠原小学校の方だとかとお話をしたときに、オンラインでやはりやっていただければ時間も取りやすいのだけれどもというようなことを言われているのですけれども、そういったことをお考えの余地はありますか。

（教育部参事兼教育総務課長） お答えいたします。  
オンラインでの説明会の開催等につきましては、個人情報等の配慮の問題等もございます。今のところ、教育委員会としてはオンラインでの開催の予定はございません。

以上です。

（諏訪） そうしますと、小さいお子さん抱えた保護者の方などは非常に参加がしづらい状況になるかと思いますが、そういったご家庭にはどういった配慮をする予定でしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長） お答えいたします。  
この後、保護者への通知や広報等で意見聴取というようなことをやる予定でございます。QRコードをもって意見を書き込んでいただけるような仕組みを周知していきます。なかなかその時間に小さなお子さんがいる保護者の方は来られないと思いますので、個別にいつでもお話を聞くつもりで対応していきたいと思っております。

（諏訪） 325ページのスクールバス運行事業でございます。こちらのほうは、会計年度任用職員の配置先、配属先、また業務内容、そしてスクールバス委託先の人員の状況を伺います。

（教育部参事兼教育総務課長） お答えいたします。  
配置先でございますが、下忍小学校のほうに2名、鴻巣中央小学校に1名の配置を予定しております。業務内容といたしましては、スクールバスの児童の受入れ、送り出し、また運転手との乗降名簿の受渡し、また

下校名簿の作成や月間計画の作成等を業務内容としてお願いする予定でございます。また、スクールバスの委託業者の状況でございますが、運転手が1名、1台につき委託業務の中で仕様の中で定めております。また、運行から開始後1週間につきましては、添乗員が必ずバス1台につき1名乗車して添乗していただくようなことで仕様のほうで定めております。

(諏訪) 下忍小が2名、あと中央小が1名ということでございますけれども、人員の確保は必ずできると思ってよろしいのか。また、スクールバスの運行事業者のほうなのですけれども、バスが一斉に各学校に向かってということになりますので、時間帯に非常に、どの時間帯も同じぐらいの時間帯に人手が必要になるかと思うのですけれども、運行事業者のほうの人手のほうの不足はないのかどうか伺います。

(委員長) 1つ目の質問を再度。

もう一度、副委員長、お願いいたします。

(諏訪) 1つ目は、下忍小2名、それから中央小が1名の管理者が必要ということなのですが、人員のほうの確保がもうできるかということですね。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、学務課のほうで様々な会計年度任用職員のほうの面談等をしておりまして、そちらの募集の中から採用ができる見込みはございます。

それから、2点目のバス会社の状況につきましても、現在のところ人員の確保が難しいというような話は伺っておりません。

以上です。

(諏訪)では、次に333ページのさわやか相談員の活用事業でございます。こちらのほうは資料も頂いております。まず、相談内容を伺いたいと思います。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) 教育支援センターからお答えいたします。

主な相談内容といたしましては、不登校に関する事、性格やふだんの

行動に関すること、それから家庭や親御さんに関すること、友人関係に関することが上位を占めております。

以上です。

（諏訪）不登校が家庭の中のことということでございますけれども、その内容の割合はどんな感じなのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今ご相談の実人数はすぐ出るのでございますけれども、割合ですとちょっと計算してまたお答えをするほうがよろしいでしょうか。

（諏訪）では、実人数でお知らせください。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））令和5年度のご相談の実人数で上位のものを申し上げますと、不登校に関する……申し訳ございません。この相談の集計が面談とお電話という2つの入り口がございます。そのうちの面談について集計をしておりますので、面談についてのご報告となります。令和5年度の不登校に関するご相談の実人数が811名、それから性格、行動に関するご相談が399名、それからご家庭や親御さんに関することが70名、あと友人関係についてが15名といった数字になっております。

以上です。

（諏訪）ただいまの数字なのではございますけれども、こちらは保護者の方からがほとんどなのか、また生徒さん自らもご相談に来ているのかを伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。ふだんさわやか相談室を利用しているお子さんのほか、保護者の方からのご相談がございます。保護者の方の場合ですと、お電話ですとか、あと実際に直接さわやか相談室に来所して面談というふうな形になる場合もございます。

以上です。

（諏訪）この相談室利用に当たって、中学校にもよるかと思っておりますけれども、予約が原則と言われているところもあるようなのですけれども、予約制なのかどうかを伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

学校にもよるかと思うのですが、予約制でやっている学校もございます。以上です。

（諏訪）スクールソーシャルワーカーさんが各学校を回っていますので、スクールソーシャルワーカーさんを目指して、いつ来られるのかということで相談に来られる方もいらっしゃるのかと思うのですがけれども、ふだんはいわゆる専門職でない方も相談に入っているということでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））さわやか相談室にご勤務いただいている相談員は、採用の時点での条件としては特に資格は求めておりませんが、今現在勤めていただいている方はほとんどが教員のご経験があったり、長く相談員をやっていたりしている方等がほとんどでして、十分に、一旦はご相談をお受けいただく、もしくはさわやか相談室を運営していただくのに条件としては満たしているというふうな判断で採用をしている状況でございます。

それから、先ほどのスクールソーシャルワーカーのほかに県費のスクールカウンセラーが学校のほうを定期的に訪問してくださってまして、こちらのほうの面談というのも受けることができますので、より心に関する問題とか課題とか、そういったところで一步踏み込んでご相談を受けたいというような場合はこちらのスクールカウンセラーのほうをお受けいただくのもいいと思います。スクールカウンセラーにつきましては、基本的に有資格者、心理に関する資格をお持ちだったり、学校の管理職の方ですとか、精神科医ですとか、そういういろいろな条件をクリアした方が採用になっているというふうに聞いております。

以上です。

（諏訪）併せて不登校児童生徒数の資料も頂いております。こちらを見ますと、やはり小学生の不登校児童が大変増えているかなと、悩みが多いのかなという感じを受けるのですがけれども、現在さわやか相談室これだけいろいろなご相談があるのでありますが、今後小学校に設置する予定があるかどうか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

現在のところ、校内教育支援センターを各中学校、小学校も含めて設置を進めているところですので、小学校でのさわやか相談室の設置については、現在のところはまだ考えてはいない状態です。

以上です。

（諏訪） それでは、ただいまお答えもありましたけれども、校内の教育支援センターが設置されているということでございますが、今後増やしていく予定があるということでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級）） お答えいたします。令和7年度につきましては、今回当初予算のほうに3校新たに設置ということで、内訳といたしましては小学校1校、中学校2校ということで計上させていただいております。また、今後、具体的な設置のゴールというのは具体的にはなかなか掲げられないところでございますが、中学校全校に設置をまずは目指しているという状況でございます。

以上です。

（諏訪） 校内教育支援センターなのですけれども、さわやか相談室とは多少意味合いが違うかなと思いますけれども、今後は全中学校に設置していくということと、小学校も少しずつ増やしていくということがございます。さわやか相談室は、小学校には今のところ設置の予定はないと思ってよろしいわけですね。そういった希望は保護者の方からは結構出ているように思うのですけれども、設置の予定がないと、計画はないということでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長） スクールカウンセラーが定期的に入っておりますので、そちらで対応しているということで、今のところさわやか相談室の設置については考えてございません。

以上です。

（諏訪） では、329ページ、教育支援センターの運営事業でございます。移転の費用が入っているのかと思いますが、あとはスクールソーシャルワーカーの人員が増えるという予算のように思うのですけれども、この移転の費用、総額で幾らになるのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級）） お答えいたします。

ご質問で令和7年度に移転に係る費用ということでお答えいたします。  
918万4,000円となります。

以上です。

(諏訪) 教育支援センターの移転というのは、より利用しやすいように  
というようなことだったように思います。今回は午後も行うということ  
になっておりますので、その中で人員が増えると思ってよろしいのでし  
ょうか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。  
今、事務事業でいきますと、教育支援センター管理運営事業の中での先  
ほどの918万4,000円という金額についてご説明いたしましたが、適応指  
導教室活用事業のほうで、まず適応指導教室の午後開催の人件費のほう  
を今回計上をしております。それから、先ほどご質問いただきましたス  
タールソーシャルワーカーにつきましては、教育相談室活用事業のほう  
で1名の増員ということで計上させていただいております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、適応指導教室活用事業での人員増ということな  
のですが、会計年度任用職員の報酬が計上されております。こちらは、  
何人の予定をしておりますか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。  
適応指導教室活用事業につきましては、2つの事業について計上してお  
るのですが、まず先ほどの適応指導教室の指導員につきまして、午後の  
部を開催することになりますので、3名の増員を計上しております。そ  
れからもう一つ、ちょっとご説明が不足していたのですが、先ほどの校  
内教育支援センターWithの設置につきまして、来年度3校の設置を  
予定しておりますことから、そちらのほうの各1校に1名ということで  
3名の増員の予算も計上を併せてしております。

以上となります。

(諏訪) 大きく増員ということで、ありがたいなと思いますけれども、  
実際にこの人員確保というところでは、ある程度めどが立っていると思  
ってよろしいでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。  
年末に会計年度任用職員の募集をさせていただいておまして、採用の  
面談も行いましてというところで、今人員確保、充足に向けて動いてい  
るところでございます。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、続いて347ページ、小学校教育ICT環境整備  
事業でございます。こちらの予算額、やはり大変大きいものになってお  
ります。中学校も併せてなのですからけれども、ちょうど令和8年で更新  
なるのでしょうか。5年間ということによって現在の環境を用意しているか  
と思えますけれども、次の今回の更新に関しての協議などが始まっている  
かどうかを伺います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、現契約については5年間となり、令和7年度  
までというふうになっております。令和8年度以降につきましては、次  
期のシステムの更新を行って、新しい教育ICT環境として整備をする  
のか、または保守を延長して現在の教育ICT環境を継続していくかな  
ど、今後方針を検討して定めていくところでございます。

以上です。

（諏訪）その協議はいつ頃から行うのかということと、現在5年間で相  
当な環境整備が行われています。また、業者さんからは中央小学校と吹  
上小学校にICTの部屋まで準備していただいているという段階の中  
で、新たな事業者を選ぶというようなことは考えにくいのかなって素人  
は思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

いつからということですが、これは令和7年度から早々に検討  
を始めていきたいと考えております。

また、業者につきましても、現在の業者のほうと契約を引き続きしてい  
くのかどうかについては、今のところは決定しておりません。今後検討  
をしていきたいと考えております。

以上です。

( 諏訪 ) では、351ページでございます。小学校の給食、また同じように中学校の給食、359ページでございます。現在、多子世帯は給食費無償化が行われております。また、食材費高騰分に関しては、令和7年度に限り、1食35円が市のほうから補助がされるということで、大変喜ばれていると思っております。ですが、本当に物価高騰の中、給食費無償化というのが今全国で広がりつつある中で、今回の予算はこれだけなのですけれども、給食費無償化の協議が鴻巣市のほうで何か行われているのかどうか伺いたいと思います。

( 教育総務課中学校給食センター所長 ( 副参事級 ) ) お答えいたします。過去の質問でも答弁したとおりですが、小学校の給食費、また中学校の給食費の完全無償化を実施するに当たっては約4億7,000万円の多額の財政負担が生じます。これを恒久的に実施していくことは、現時点では大変難しいと考えております。引き続き、国や県の動向に注視しながら慎重に判断してまいります。

以上です。

( 諏訪 ) 国も県も給食費無償化は行っていないのです。ですが、市町村の間では大分進んでいます。国、県がやらないからこそ、市が直接手だてを尽くすべきではないでしょうか。その給食費無償化に関する教育委員会の中での、また市部局の中でそういった検討、協議行わないのかを伺いたいと思います。

( 教育総務課中学校給食センター所長 ( 副参事級 ) ) 現在、他市の無償化の状況、あとまた保護者の負担の軽減事業の内容については把握しているところでありましてけれども、鴻巣市につきましても、今のところ周りの動向を注視しながら判断していくという状況になります。

以上です。

( 諏訪 ) では、また中学校の給食なのですけれども、現在各中学校でいわゆる残菜を堆肥化すると、100%堆肥化している状況が続いているかと思うのですが、この状況を少し詳細で伺いたいと思います。

( 教育総務課中学校給食センター所長 ( 副参事級 ) ) お答えいたします。令和4年度から市政策SDGs及び施政方針に基づき、給食残渣の堆肥

化を行っております。業務内容は、残渣について、食品循環資源の再生利用の処理、堆肥化等を適切に行うものとし、年間排出数量は2万790キログラム、年間搬入回数は令和7年度77回を予定しているところです。以上です。

（諏訪）2万790キロが77回ということですが、現在堆肥化している業者さんは1社だけだと思われるのですがけれども、今後もこの業者さんが堆肥化の事業が行えるのか見込みを伺いたいのと、あとは小学校の給食の残渣があれば、こういったところも少しずつ手がけていけないのかどうかを伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。該当の業務での登録業者が1社しかないという状況にありまして、来年度につきましてもそちらの業者と契約をしていく予定となっております。

また、小学校につきましても、回収できる業者がなかなかいない状況となっております。

以上です。

（諏訪）小学校のほうはなかなか難しいというのは当初から言われております。こういったところに今いわゆるSDGsという言葉がどんどん広がっている中で、ごみの問題をやっぱり考えていくいい機会になるのではないかと考えているのです。そういった中で、いわゆる学校応援隊のような形での協力を要請するとか、組織していくというようなお考えがないのかを最後に伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。現在のところ、考えはございません。

（教育部参事兼教育総務課長）所長が申し上げたとおり、難しいところもありますが、給食の残菜って塩分がかなり入っている中で、例えば学校ファーム等で活用していくということも以前取り組んだ事例もございましたが、塩分が入っている残菜をファームのほうに入れるとなかなか植物ですとかお花ですとかが育ちにくいというような、過去においてそういうこともございまして、今現在では学校ファーム等で活用はしてい

ないというふうに学校からは伺っております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 2 4 分)



(開議 午後 4 時 3 4 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) 当初予算の予算書の185ページの放課後児童クラブ管理運営事業で質問をさせていただきます。

放課後児童クラブは、歴史的に言うと、鴻巣地域は主に直営でやってきて、それから川里については社会福祉協議会がやっていたと思います。吹上地域は、もともとは保護者が立ち上げた学童保育室だったものが指定管理へと移っていった、そういう歴史があったというふうに記憶しております。そして、1つ目の質問ですが、今放課後児童クラブは全部指定管理に変わっているのかどうか、ちょっと確認させてください。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 現在指定管理で行っております放課後児童クラブにつきましては、14クラブとなっております。直営が2クラブ、それと委託で行っていますクラブのほうが……すみません。訂正をお願いします。現時点で、令和6年度時点では直営のクラブが3クラブ、指定管理のクラブが14クラブ、民設民営のクラブが7クラブとなっております。

以上です。

(坂本) そうしますと、来年度は直営は2つに変わるということでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) はい、そのとおり2クラブになります。

以上です。

(坂本) 直営と指定管理の違いといいますか、多分職員の募集とか配置とか、トラブル対応とか、多分鴻巣地域でやっていた直営は今まで担当課の仕事だったのではないかと思うのですが、それがなくなるというこ

と、指定管理にするとなくなるという、大きな違いは、そういうことでよかったですでしょうか。それ以外に何かいろいろありますでしょうか。伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）大きな違いといたしましては、委員おっしゃるとおり、指定管理の事業者のほうで職員のほうの採用を行いまして、運営のほうをしていただいております。以上です。

（坂本）指定管理が1年前に担当する会社が替わったと思いますが、どこどこだったか伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）令和5年度から令和6年度への変更といたしましては、全部で15クラブの指定管理から、常光がありましたので、14クラブのほうに指定管理になっております。指定管理の事業者が変更になった放課後児童クラブにつきましては、まず鴻巣放課後児童クラブ、箕田放課後児童クラブ、赤見台第1放課後児童クラブ、赤見台第2放課後児童クラブ、下忍放課後児童クラブ、大芦放課後児童クラブ、屈巢放課後児童クラブ、それとあと共和放課後児童クラブ、広田放課後児童クラブ、常光放課後児童クラブ、あと南放課後児童クラブ、中央放課後児童クラブの計12クラブとなっております。

（坂本）指定管理者を選考するに当たって、どのような形で1年前やられたのか、その流れをもう一度確認させてください。

（こども応援課副参事）手続としましては、プロポーザルで実施してまいりました。ガイドラインにのっとって実施したところです。以上です。

（坂本）1年前に選考して、今1年たちました。その検証というか、そのような、ここで選んでよかったなとか、そういう確認、そういうことはされているのか、もしくはされているとしたらどんな形でやっているのか伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）検証等につきましては、年2回のモニタリングを実施しております。以上です。

(坂本) 指定管理者とのやり取りの中で、放課後児童クラブ等については我々がふだん入るとか、そういうことがないわけです。例えば図書館の指定管理とか、にこのすとか、クレアの指定管理とか、どんな形で、利用すれば分かる内容もあると思うのですが、利用者でないと様子がよく分からないということになると思うのですが、それどのようにやり取りをしているのか、保護者や児童の声をどう拾っているのか、もしあれば伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 直営の放課後児童クラブにつきましては、市のほうの任期付職員ですとか会計年度任用職員がおりますので、直接保護者のほうとお迎えのときに対面でいろいろ相談事を受けたりとかしていますので、そのことについて私たちのほうに耳に入ることがあります。また、指定管理の事業者ですとか、委託をしている民設のクラブにつきましては、事業者のほうでアンケートのほうを実施して声を聞いているような状態です。

以上です。

(坂本) ありがとうございます。特に私は吹上地域にいたものですから、保護者が立ち上げた学童保育室に子どもを、下忍放課後児童クラブなのですが、1年だけ預けたことがありまして、その放課後児童クラブが長年やってきたわけです。長年やってきて、昨年新しいところに替わったのですが、あっ、こうやって替わることもあるのだなということでもちよっとびっくり1年前しました。競争をして、よりよいところにやっていたかというのが一番いいと私も思っております。例えばなのですが、スケートに行ったりとか、餅つき大会をしたりとか、保護者目線でかなり自由にやっていたと思います。本当に働いている保護者が連れて行ってあげられないようなところも行ってもらえてよかったというような声も聞いていたことがあります。最近どうやっているかはまた分からないのですが、下忍学童について、指定管理が替わった中で、もし聞いていることがあったら伺えたらと思います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 下忍学童につきましては、特に現在のところ何かあるということは直接は聞いておりません。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 4 3 分)



(開議 午後 4 時 4 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。大丈夫ですね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

吹上地域保育園等新設整備事業、鎌塚保育所と吹上富士見保育所を統合し、それからつつみ学園とともに鎌塚の地に移転し、地域子育て支援拠点も併せて新設するとのことです。周囲に民家が少なく、住宅街から離れていることに安全面、距離の面から不安の声も少なくありません。それから、保護者、地域住民への丁寧な説明と合意が果たしてなされているかも疑問です。

また、スクールバス運行事業、(仮称)川里義務教育学校整備事業、それから教育支援センター管理運営事業、小中学校適正規模及び適正配置事業ですが、本市において適正規模、適正配置の名の下に進められている学校統廃合については、教育的視点が欠けている、地域と学校との関係が軽視されている、スクールバス通学で子どもの負担が増えている、十分な説明や意見聴取がなされていないなどの声が保護者、教育関係者、地域、そして当の子どもたちから上がっています。市民への丁寧な説明と合意形成のプロセスを大切にすべきです。

したがいまして、以上の理由から本議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) 鴻巣市一般会計当初予算に反対の立場で討論をいたします。

第1に、物価高騰で苦しむ市民の切実な要求に応じている予算かどうか判断基準でございます。給食費無償化、検討がされておられません。また、小中学校適正規模、適正配置の名の下の小学校の廃止、そして小中一貫教育を推し進める行政をしようとしているところが今回の予算によく表れています。

以上の点から反対といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。大丈夫ですね。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時48分)

---

(開議 午後4時51分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第40号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時53分)

---

(開議 午後4時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
説明のほう続けてください。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) それでは、令和7年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、歳出のところから質問させていただきます。通告に従って質問させていただきます。

499ページ、地域密着型介護予防サービス給付事業について、こちらが…すみません、いいですか。このプリント見ながらでもいいですか。これは、具体的なサービスの内容、提供サービスの種類と、あとは対象者、これ要支援1、2の方、あともう一つの認められた人だと思えるのですが、その利用状況のそれぞれのところ、あと令和6年より予算が増額された理由を伺います。

(介護保険課長) こちらの具体的なサービス内容なのですが、こちら介護保険法第54条の2に規定されておりますサービスでございます、3つの通常のサービスがこの項目の中の該当になります。1つが介護予防認知症対応型通所介護に係るサービス、もう一つが介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス、3つ目が介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを利用された方の要支援1及び要支援2の被保険者が対象となるものでございます。給付費の増額につきましては、この3つのサービスの中で2番目の介護予防小規模多機能型居宅介護というものが要支援2の方が使うのですが、そちらがほとんどのものになります。1番目の介護予防認知症対応型通所介護と3番目の介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームなのですが、そちらについて要支援の方が入ることは基本的にはほとんどあり得ないので、こちらの積算では入っておりません。2番の介護予防小規模多機能型居宅介護をご利用の方がこの予算の項目に入っております。それで、なぜ増えたかという、過去2年間の伸び率と、要するに元のパイが少ないので、例えばちょっと何人か増えてしまうと一気に多くなってしまう

うという現象がありますので、要支援2の方が介護予防小規模多機能型居宅介護を利用したことによって予算額が増えるというふうに見込んで予算は積算しております。なお、本事業について、介護保険法に基づくものなので、新たなサービス等はございません。以上でございます。

（高橋）分かりました。そしたら、3施設ということ、小規模多機能がほぼ占めているということですのでけれども、もし差し支えなければ、施設名というか、は3つともお伺いできますか。

（介護保険課長）3つというか、ちょっと私の説明が悪かったのですが、3つというか、3つのサービス形態がありまして、認知症対応通所介護という認知症の方のデイサービス、介護予防で、それで2つ目がこれから説明いたします介護予防の方が小規模多機能型居宅介護を使うものが2つ目、3つ目が介護予防、要支援1、2の方が、ちょっと言葉が難しいのですが、要するにグループホームです。グループホーム、認知症対応型共同生活介護なので、要するに要支援2の方がグループホームを使うことになりますので、1番と3番目についてはちょっと対象者はいないので、2番目の介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、鴻巣市では市内で2事業所ございます。ちなみに、川里にあるくすの木と小松にある小松の里の2事業所でこの介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては実施しております。

以上でございます。

（高橋）では、すみません、その2事業の令和6年度の利用者数をそれぞれお伺いします。

（介護保険課長）こちらちょっと古い資料で恐縮なのですが、令和5年度決算ですと74件、令和6年度ですと12月31日までの数値で55件の利用がございました。

以上でございます。

（高橋）それは、両方合わせてですか。それぞれは。内訳を。

（介護保険課長）それぞれの内訳は、各事業所から実績報告が来ますので、それぞれの事業所については手元にはございません。

(高橋) ごめんなさい、確認したいのですけれども、それぞれの事業者には、その小規模多機能さんを利用して今の件数があって、その給付費のちょっとお金の動き、スキームなのですけれども、どういう形。その事業者にお支払いをする感じなのですか。ちょっとそこが分からないというのが、ちょっと今どういうふうになっているのかなと思って。

(介護保険課長) 保険給付ですので、基本的に利用者の方は1割から3割のことを事業者に払うのですけれども、残りの7割から9割は保険給付等出ますので、市が国保連合会に払って、国保連合会から各事業所のほうに払われることとなります。

以上でございます。

(高橋) 分かりました。

では、次に参ります。そしたら、503ページの介護予防生活支援サービス事業についてお伺いします。こちらは、さっきご説明いただいた要支援1、2の方のはつらつデイサービスとかになるのですか。介護予防の、これというのは財政の負担軽減に直接関わること、介護予防というのはやっぱり当然に要支援1だったりとか2の方、上がらないようにとか、要介護にならないようにとかというところに直結するということが前提にあるのかなというところで、このサービスの効果の検証というか、そういったものというのは何かされているのでしょうか。

(介護保険課長) まず、この介護予防プラン、介護プラン全体に言えることなののですけれども、ケアプラン、介護予防プランを当然個人個人で作成するものですから、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターが例えばその対象者の自立につけての目的を立てて、個々のケアプランでその必要なサービスを施して、少しでも自立の目標に向けてやっていくというか、それであと1か月もしくは3か月程度でモニタリング等をして、個々のプランで1個1個、そのためにケアプランとか組みますので、本来介護保険、介護予防プラン、ケアプランという、本当に根幹的なことなののですけれども、個人個人がケアプラン、介護予防プランを組むことによって自立支援に向けてケアマネ、事業活動と二人三脚になってというのですか、必要な介護サービスに基づいて自立に向けて努力さ

れていくというのが大原則でございます。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございました。きっとケアマネジャーさんもケアプランを立ててというのでやってくださっていると思うのですが、その介護予防のケアプランを立てて、結局効果が出ているのかということ、やることはできるとは思うのですが、では実際に介護予防に直結しているのか、介護予防にちゃんとつながっているのかという、そういった効果みたいなところというのは、数値だったりとか、そういうもので出ているという、そういう検証みたいのはやっていないということではよろしいですか。

（介護保険課長）こちら数値で置き換えるというのはなかなか難しいことなのですが、例えば私が先日ちょっと報告上がって拝見させていただいた中で、この介護予防生活支援サービス事業の中の短期集中訪問型リハビリテーションというサービスがあるのですが、その中で本当に、例えば予防というと何か元気な人が元気になる、こういうふうな感じでなくて、洗濯物をするのにちょっとスムーズにできるようになるという、本当にそういうささいな目標が介護予防の目標になるわけなのです。それが短期集中訪問型リハビリテーションをすることによって、最終的にモニタリングでいろいろ、動作支援だとか、例えば一緒に行った理学療法士とかでいろいろ動作支援とかいろいろなことをした上で、最終的にはそういう洗濯物をするのに動作が楽になりましたとかという報告がありますので、そういう1個1個の個人個人の程度に、お体の心身状態のバランスによって予防になるということですので、なかなか数値でどうのこうのということはないのですが、そういったことで各予防プラン、ケアプランで一人一人の自立支援に向けてケアマネ、各介護事業者が努力なさっているというのが現状でございます。

（高橋）今のご説明だと、恐らくリハビリテーションだったら、例えば握力だったりとか、そういうもので測れるのではないかなと思うのですが、何かチェックリストみたいのがたしかあるのかな、ご本人。ありますか。そういうもので、例えばさっきおっしゃっていた洗濯物が

できなかったのができるようになりましたとか、階段上れなかったのが上れるようになったとか、そういう本当にちゃんと効果が出ているのかなというものがちゃんと見えていないというのが、本来であるこの介護予防事業の意味というのですか、そういうものがなかなか見えてこないなと思ったのですけれども、そういうものというのは、なければ今後も考えてくださるのかなというところも含めて伺います。

（介護保険課長）その数値というのが例えば、またこれも例えばの話なのですけれども、訪問栄養指導の場合ですと、例えば入院した後に栄養低下があつてなるといった場合は、例えば体重が増えたとか、BMIがちょっと改善したとかという、今委員がおっしゃったような数値的なデータとかはそういうところがありますので、その他にも介護予防に結びつける数値が何かございましたら、また調査研究というか、各ケアマネとか、地域包括支援センターとか、各事業所とも話し合いながら、何かいいものがあれば進めていきたいと思えます。

（高橋）それでは、次は505ページの介護予防マネジメント事業、こちらは先ほどの説明だとケアプランを立てたり、ケアマネさんがするもの…すみません、ちょっとさっきと関連してしまいますね。これケアマネさんとかがやはり検証というか、しっかりケアプラン立てていただいて、それが効果として出ているのかって。ケアマネさんもやっぱり自分自身が関わっている担当の方とかが介護予防として何か改善しているというか、効果が出ているとか、何かそういうものを実感すると、ケアマネさんってすごく大変だなって、この間委員会のほうでもいろいろとお話をお聞きしましたけれども、ケアマネさん大変な中でもそうやって効果が出ているとか、やりがいとか、そういうものが出るとまたケアマネさんも違うのかなとかって思ったりしたので、そういう意味でもちょっとそういう把握、検証というのは、やられていないということだったので、ぜひやっていただきたいです。質問がさっきと重複してしまうので、すみません、質問にならなかったのですけれども。

次に参ります。すみません。次の一般介護予防事業、同じページですね、一般介護予防です。これは先ほど説明があつて、重層的支援事業のほう

で予算が補填されているから減っていないということの認識で合っていますか。

（介護保険課長）ご質問は一般介護予防事業が減額になったということだと思っておりますが、おっしゃるとおり重層的支援体制に予算が行きましたので、その分は当然目減りしております。あと、もう一点、毎年実施しておりますはつらつ健康スタジオの委託料が入札によって金額が少し減ったというところのその効果というか、減額になった理由としてございます。

以上でございます。

（高橋）はつらつデイサービスですか。

（はつらつ健康スタジオの声あり）

（高橋）はつらつ健康スタジオの今減額になった、入札がというお話あったのですけれども、これは事業が縮小になった、それとも事業者が替わった。何で減少になったのですか。

（介護保険課長）事業の仕様については全く同じでございます。事業者が6年度と7年度で1者変更になっておりますので、その辺の効果もあるかと思えます。

（高橋）分かりました。すみません、では大体同じような事業が令和6年よりもされるということですのでけれども、この事業の内容の課題だったりとか、先ほどのとまたちょっと重複してしまうのですけれども、市のほうとして、介護予防事業として何か効果だったりとか、そういうものとかというの把握されている上でのまた今回同じ予算で、そして同じ事業でされているのかという、そこをちょっと、どういうふうに議論されたのか。そのまま重層的支援事業の予算はスライドしていますけれども、同じものをスライドさせるというところで、そういったところの議論はあったのかというところを伺います。

（介護保険課長）午前中の高橋委員の質問とも兼ねてちょっと、いろいろ今回一般会計と介護特会に移っておりますので、令和7年度新たに介護予防普及啓発事業の中で、鴻巣市、当然補聴器事業をやっておりますので、難聴高齢者早期介入取組を開始する関係で、市内6か所のサロン

と2か所のシニア体操の場所に難聴高齢者の講話を実施するような予算を組んでおります。それで、アンケートを基に受診勧奨を行って、もし生活の質の低下とか認知症機能結果が、何かそこでアンケートとかヒアリングによってそれが把握できた場合は、早期の例えば耳鼻科さんのほうに行ってくださいとかという介入を令和7年度新たな事業として実施する予定になっております。それは、介護予防普及啓発事業の中で実施することになっております。

以上でございます。

(高橋) 分かりました。

ちょっとすみません、今、今回一般質問のほうでもあれなのですけれども、ちょっと伺いたいのですけれども、この一般介護予防事業って65歳以上の方が誰でも受けられるというものだと認識しているのですけれども、今高齢化が進んで、いよいよ団塊の世代の方たちが75歳以上になりますと。その世代というのは、本当にうちの両親もそうなのですけれども、かなりいろんなことを、それこそうちの母とかも本当に高齢者だと思わないでみたいな感じで、79ぐらいで、もう80近いのですけれども、そういう世代なのかなというイメージがありまして、こういったわがまちサロンとか、当然いい事業だとは思っているのですけれども、プラスで何か新しい事業として、予防事業として何か考えているというか、そういうものとかというのは議論されているというか、そういうものとかというのは、先ほどの補助金ではなくて、そういったもので、いろんなものがあると思うのです。体操もそうですし、あとは居場所、会話する場所とか、そういういろんなものがあると思うのですけれども、そういったものというのは検討されなかったのかどうか伺います。

(介護保険課長) まず、今委員ご質問の運動について、やはりはつらつ健康スタジオ、居場所についてはわがまちサロン等がございますし、今回新規でやはり認知症予防も含めて難聴高齢者に対しての早期介入取組というのを開始しました。ちょっと話は変わりますが、先ほど委員のご両親の話があって、今やっぱり高齢者の方が元気で、いろんな価値観をお持ちなので、どれが適切な行政として行う事業かというのはな

なかなか正直苦勞しているのが現状でございます。それで、一例としまして、これもまたちょっとこれとは離れるのですけれども、老人クラブというのを介護保険課で管轄しておるのですが、老人クラブの加入者数とか団体とかもやっぱり減っているということがありますので、我々としては老人クラブをターゲットにして何か見守りとか居場所づくりとかをできたら試みたいなと思うのですが、老人という言葉が気に入らないとか、何かそういったこともありまして、老人クラブを何かうまく活用したいのだけれども、なかなかこっちの思惑どおりいかないという、非常に高齢者の方お元気とか、いろんな価値観をお持ちなのは結構なのですが、やはり我々としても、行政としてもちょっと対応苦慮しておりますので、議員の皆さんとか市民の皆さんの意見とかも聞きながら、新たな介護予防活動ができれば我々としてもうれしい限りでございます。

以上でございます。

（高橋）老人クラブはちょっとあれかなと。最近は一アクティブシニアとか何かそういうのもありますけれども、やっぱり名称で結構印象が変わってくると思うので、まずはそこから検討してみるのもいいかなというのも思うのですけれども、そういうのも議論されているということで、よかったです。なので、そういったところから本当に実際に一般介護予防事業の検証というか、効果が出ているのかなというものもつながっていけばいいのかなというふうに思います。

では、次に参ります。507ページの地域ケア会議推進事業、こちらは多職種が連携した地域ケア会議になるのだと思うのですけれども、現在の多職種というのはどんな職種の方がいるのか、あとその職種の方の選定基準はどうか、専門性や地域ニーズというところも考慮されているのかというところを伺います。

（介護保険課長）地域ケア会議の参加者につきましては、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員でございます。それで、例えば歯科医師、薬剤師、理学療法士等につきましては、各職能団体に推薦をお願いして、

その方を派遣していただいているということになっております。

以上でございます。

(高橋) 分かりました。職能団体から推薦ということですがけれども、今ちょっと答弁漏れかもしれないのですがけれども、専門性というのは恐らく、専門職なので、大丈夫だとは思いますがけれども、地域ニーズというところがちょっとポイントかなと思っておりまして、幾ら専門性があったとしても鴻巣のことをよく知らないとかというのはいちよつと弱いかなど。そういうところ、地域ニーズというところも考慮されていらっしゃるのかというところを伺います。

(介護保険課長) 私もたまに地域ケア会議に参加するのですがけれども、なかなかやはりこの方たち、鴻巣市のことも恐らく勉強なさっているのか、かなり地域性も踏まえて助言とかアドバイスとかいただいておりますので、もちろん専門家ですので、その専門性についてはもちろん、もうそこで他言もありませんけれども、鴻巣市についてもかなり勉強されていて、私もたまに、本当にたまに出席するのですがけれども、かなり、ああ、こういった意見もおありなのだなということを一ちよつと、なかなか目からうろこが落ちるような意見もいただくことがありますので、鴻巣市の地域性も踏まえて活発に地域ケア会議を推進してきていただいていると思います。

以上でございます。

(高橋) ありがとうございます。

では、その会議の令和6年度の開催回数を伺います。

(介護保険課長) すみません、一ちよつと令和6年度まだ終わっていないのであれなのですがけれども、令和5年度の実績でいいますと、自立支援型地域ケア会議が18回、それで地域ケア推進会議が年2回行われております。

以上でございます。

(高橋) しっかりと回数もやられているみたいなのですがけれども、この地域ケア会議の実効性というのですか、実際にこれが地域の介護予防だったりケアの質の向上にどのように反映されているのか、フィードバック

クですね、そういうスキームというところをお伺いします。

(介護保険課長) 地域ケア会議につきましては、個別ケースの支援内容の検討を行いまして、先ほどから委員がおっしゃっている高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント支援を行っております、またその会議が終わった2か月後には、助言を受けて改善等のモニタリング発表をして継続的にその支援をするということで関係者の連携とかを行うのと、先ほど委員もおっしゃったように地域で何か課題があるのではないかと、いうところも議論としてはございます。それで、この会議の中で、最近高齢者の方の移動支援に関するものがちょっと地域的に不足しているのではないのかなというふうな地域ケア会議での提言等も行政に対していただいております。

以上でございます。

(高橋) 分かりました。提言書とかも地域ケア会議のほうから出たりとかもしているということですか、今の答弁ですと。

(介護保険課長) 提言書のほうを今年度私のほうに頂いておりますので、それを見させていただいて、ああ、なるほどと思いました。

以上でございます。

(高橋) なるほどと思って、それは反映されたのでしょうか。

(介護保険課長) なかなかこの辺、地域ケア会議の参加者の方にも話したのですが、やはり現場で立ち上がった課題と、それを行政でもんで例えば予算化するとか、なかなかちょっとその辺のハードルがありますので、ちょっと今はまだ検討中ではございます。

(高橋) 分かりました。この地域ケア会議というのは、本当に現場でやっというらっしゃる専門職の方たちのご意見として、とても貴重な意見だと思うのです。それがちゃんとフィードバックされて、それをちゃんと事業化させるとか予算をつけるというものというのが本当にこういうふうに反映していくということが大事なのかなと思うので、そういう仕組みとか、そういうのをしっかりやっていってくださるというお考えでよろしいでしょうか。

(介護保険課長) 本市につきましては、かなり地域ケア会議につつまし

ては、自慢するわけではないですけれども、かなり機能ができておりまして、P D C Aのサイクルもできていると思いますので、でも政策提言だとか事業化のところまではなかなか結ばないかもしれませんが、やはり本市につきましてはかなりこの地域ケア会議につきましては先進的にやっているというふうには自負はしております。

（高橋）すみません、ではあともう一点なのですけれども、ページ数というよりも、すみません、ちょっと介護予防事業の中、重層的支援体制事業の中でもやっぱり地域の介護現場の人手不足だったりというところが大きな課題に、これは社会的には大きな課題になっていると思うのですけれども、本市においてもそういったものがやっぱり課題となっているかなというふうに私は認識しております。そんな中で、地域住民が主体となった担い手というのがやはり必要になってくるのではないかと考えております。介護、9期かな、計画のほうにもそういった地域のほうで担い手をする介護予防事業というのも計画の中に入っているのかなというふうに思うのですけれども、地域住民主体の担い手養成というのがたしかあると思うのですけれども、これに関する事業費というのはこの項目にこれって計上されていますか。歳出予算。

（介護保険課長）委員ご指摘の住民主体のいわゆる総合事業ですか、確かにこれは委員ご質問のように介護職員が不足するとか、いろんなことがありまして、非常に大切な事業でございます。でも、反面、他自治体もなかなか、住民主体のことですので、なかなか立ち上げには正直苦慮しているのが現状でございます。それで、本市につきましては、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターに地域資源とか、このような介護予防事業の立ち上げ等も市と二人三脚で今いろいろ模索はしているところでございます。それで、ご質問のこれについての事業、補助金についてはどこで計上しているかということですが、予算書のページ数505ページの上から2番目の介護予防・生活支援サービス事業補助金で一応この住民主体のサービスが、今のところないのですが、来年度以降何とか住民主体を立ち上げたいということがありますので、このほうで予算措置をして前向きに取り組みたいと考えております。

以上でございます。

（高橋）では、今後に向けてそういった住民主体、担い手の養成に関する事業費もここに計上されているということですが、ではこの具体的な養成……委託ですよね。委託先と、あとは具体的な養成に関する方たちのプログラムというか、どういったもの、研修とかやるのかとか、そういう予算の内訳を伺います。

（介護保険課長）こちらが生活支援体制整備事業の中で市社会福祉協議会のほうに委託しております、その中ではつらつきいきさポーター養成研修というのを今年度2回開催いたしました。その中には、例えば介護保険の仕組みだとか、傾聴に対する基本だとか、住民主体でやっていただくための研修メニュー、例えば介護事業者のほうに講義をしてもらって、介護事業所の実情とかそういったものの講義をしていただきました。ちなみに、2回開催いたしまして、1回目が25名の方に参加いただきました。2回目が17名の方に参加いただきました。この方たちが少しでも住民主体になってくれればうれしいのですけれども、なかなかちょっと、アンケート、インタビューとかしますと、こういう講座だから興味深く聞いたけれども、どうのこうのとか、ちょっとそういった意見もありますので、なかなかちょっと難しいのですけれども、こういう裾野を広げていくのが大事だと思いますので、この事業につきましては今後も継続していきたいと思っております。

以上でございます。

（高橋）そうしたら、この方たちというのは総合事業の中で要資格者でなくても担える事業をやってくださるすごく貴重な人材になってくると思うのですけれども、今年度何名ぐらいを目標に、この養成講座受けて活躍を、本当にこの方たちが担い手となって地域で活躍してくださるといふ仕組み、当然新しく始まる、介護9期にも入っている住民主体の事業とかも想定している中で、これぐらいの人手が必要だよとかというのも想定されていると思うのですけれども、大体何名ぐらいいけば賄えるというか、やっていけるといふふうに想定してこの予算というのはいくら組まれているのですか。

(介護保険課長) なかなか何名いればという、正直この方たちが全てなっていただけるのが一番いいのですけれども、この方たち何名いれば住民主体の立ち上げとか、はつらつデイサービスとかに行くかということがなかなかちょっと想定できないので、そこはちょっと想定はしておりません。

(高橋) すみません。では、質問の仕方を変えます。この予算に対しての人材を確保する目標人数は、それは決まっていますか。

(介護保険課長) もしかしたら話がちょっと食い違っているのかもしれませんがけれども、先ほど私が介護予防・生活支援サービス事業補助金については住民主体が立ち上がったときの補助金として、サービスとしての、例えば実際そのサービスを利用した方に対しての補助金なのですけれども、委員がおっしゃっているのは、例えば生活支援体制整備事業の中のはつらつきいきいきサポーターの方で研修を修了した方が何人活躍なさる方ということだと思っておりますが、それは社協が委託している生活支援体制整備事業の中の事業ですので、正直、目標値は定めてはいないのですが、もちろん裾野が広がれば広がるほど実際の即戦力というか、戦力になる方というか、そういう方は当然広がると思いますので、人数的にはやはり、可能ならやはり研修受けた方については実際住民主体の立ち上げのサービスにも結びつけていただきたいということが希望でございます。

(高橋) 分かりました。社協に委託されているので、なかなか確かに把握しづらいかと思うのですけれども、介護予防事業もそうですけれども、市の事業の中で担い手となる社協さんが委託している事業というのも、その辺もしっかりと把握というか、しっかり見ていただいて、市でやる事業と連携してやっていくわけですから、そこがつながらなければ事業は当然できないと思うので、そういったところもしっかりと、チェックではないのですけれども、検証しながらというか、こういうふうと一緒にやっていくというのですか、やっていくというふうにお考えはあるのか、最後お伺いします。

(介護保険課長) 委員おっしゃるとおりでございますして、そのように社

協と連携して今後もやっていきたいと思えます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 5 0 分)



(開議 午後 6 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(西尾) では、議案第 40 号 令和 7 年度鴻巣市介護保険特別会計予算について質問させていただきます。通告を出しているのですが、3 番目の一般介護予防事業については前任者の質問に対するご答弁の中で把握できましたので、こちらは削除いたします。

1 つ目ですが、491 ページの介護保険特別会計庶務事業についてです。これ通知書作成、封入投函業務委託料とありますが、この内容についてお伺いします。

あと、その後の介護保険システム標準化移行対応については分かりましたので結構ですが、それから電算機システム借り上げ料の中途解約、これも標準化に伴う、使わなくなるからということだと思えるのですが、その確認です。

なので、通知書作成、封入投函業務委託料の内容だけお伺いします。

(介護保険課長) こちら、これも正直、標準化に伴いまして、現在高額介護サービス費支給決定通知書を毎月約千二、三百程度出しておるのですが、その帳票につきまして、現在は連続帳票で出力して、圧着のはがきで送っておりました。でも、それが標準化になることによって、その仕様ではなくて A 4 の紙で出して封入して出せという、ちょっとそういう標準の準拠システムの仕様になっておるので、当然数も多いので、事務処理を効率化するためにも、今回というか、この標準化に伴いまして、この高額介護サービス費支給決定通知書につきまして封入封緘委託料を計上させていただきました。

以上でございます。

(西尾) 分かりました。

では、493 ページの介護認定訪問調査事業についてお伺いします。直近 1

年間の本市における介護認定訪問調査員の人数と調査員1人当たりの訪問調査担当数をお伺いします。

(介護保険課長) こちら認定調査につきましては、任期付職員6名が行っております。1人当たりの件数なのですけれども、これ例えば誰が何件行ったとかという、そこまでの集計はないのですけれども、令和5年度におきましては、市が調査すべき新規申請等が1,769件ございましたので、単純に頭割りしますと、1人当たり平均で295件の方の介護認定調査を行っているということになります。

以上でございます。

(西尾) そうしますと、1人当たり295件というと、大体1日に1件か2件回るということでしょうか。かなりの負担にはなると思うのですが、その点いかがでしょうか。

(介護保険課長) 調査の日程ですと、ご自宅に伺う調査と病院に行く調査というのがあるのですが、ご自宅に伺う場合は大体午前1件、午後1件というのが基本的なペースになります。病院に伺う場合ですと、中には同じ病院にご入院されている方もいらっしゃいますので、例えば重なれば午前中に2件とか午後に2件というふうなペースで調査することがございます。委員ご指摘のとおり、かなり認定調査の件数が増えておりますので、正直、認定調査員の負担はかなり多いと思います。もしくは任期付職員だけでは当然賄えない場合は市の、私は行かないですけれども、正職員のほうも当然駆り出して認定調査のほうを行っているのが現状でございます。

(芝寄) 通告はしていませんが、質問したいと思います。

予算書のほうで509ページ、認知症サポーター養成等任意事業、この中の高齢者あんしんみまもりサービス業務委託について質問いたします。これは、いろいろ内容も幾つかあるみたいですが、緊急通報や無線機とか、何かそのようなもののサービスかなと思いますけれども、まずこれと、あと一般会計の173ページのほうの高齢者あんしんみまもりサービス業務委託料100万円、ちょっとこちらとの違いを確認したいのですけれども。

(介護保険課長) まず、委員ご指摘の認知症サポーター養成等任意事業に積算されておる高齢者あんしんみまもりサービス事業につきましては、昔でいう緊急時通報システムのこと……すみません。全体で高齢者あんしんみまもりサービス事業は3つのサービスがございまして、1つはIoT電球等を利用したサービス、もう一つは訪問とか電話でお元気ですかという、そういうサービスが2番目としてございまして、3番目として緊急時通報システムのサービスとしてございまして、その3番目の緊急時通報システムにつきましては、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業ということで介護保険特別会計に組み込めますので、この緊急時通報システムの部分だけこちらの介護保険特別会計の認知症サポーター養成等任意事業のほうに積算しております。残りのIoT電球とか訪問等による見守りににつきましては、一般会計のほうで予算を計上しております。

以上でございます。

(芝寄) では、この緊急通報システムのほうで、今現在利用者何名いるのかお聞きしておきます。

(ちょっと休憩お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時06分)



(開議 午後6時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) 確認して、後でご報告させていただきます。申し訳ございません。

(芝寄) やはり何日かに1回は迷い人の案内等たくさん、続くときには結構あったりして、高齢者の、そういう中でもこの通報システムで見つかったという例とか、例というか、そういうことあったのかどうかも含めて、この事業の成果を少しお聞きできればなと思います。

(介護保険課長) こちら緊急時通報システムって月に平均して1件、2件ぐらい、救急車を呼んですぐそのまま搬送させていただいて、事なき

を得た事例もございいますので、あと事業所によってはセンサーによって、例えば何か動かなかったりする場合はご家族に連絡行くとかということがありますので、そういったことで事なきを得たとかという事例もございいますので、これについては、お一人暮らし高齢者、高齢者と離れているご家族の方については、かなり重要なサービスだと感じております。以上でございいます。

（潮田）もう皆さんかなり疲れていると思うので、通告してはいますが、通告ではない全体な感じのところをまずちょっと確認をしたいのですけれども、通告してあるところでは居宅介護サービスの給付事業のところ、サービス内容はここに書いてありますのでいいのですけれども、居宅の方で2号被保険者の方というのがどのくらいいるかというのを教えていただきたいのですけれども。

（介護保険課長）まず、確認ですけれども、2号被保険者、認定を受けている方ということでしょうか。

（潮田）そうです。

（介護保険課長）介護認定を受けている方。こちら令和3年は108人、令和4年は128人、令和5年は134人の方が受けていらっしゃいます。

（潮田）これ2号被保険者の認定状況自体は歳入のほうのところの表にありますけれども、今の108人とかというのって2号被保険者……

（介護保険課長）失礼いたしました。こちら認定状況、令和6年10月時点はこちらの1の1の6番の認定状況のところにございいますけれども、令和6年10月時点は第2号被保険者で142名ございいます。先ほど私が過去から、令和3年108人、令和4年128人、令和5年134人で、令和6年10月には142人の方が介護認定を受けている状態。第2号被保険者の間で介護認定を受けていることになっております。

（潮田）すみません。私が聞いたかったのは居宅介護のほう。要は施設に入っている方と居宅の方の、2号被保険者の中で施設に入っている方が何人ぐらいで、居宅のほうで受けている方というのが何人いるかという意味で聞いたのですけれども、その数字は出ますか。

（介護保険課長）申し訳ございません。その数字はちょっと、施設と在

宅の142人の方がどういうふうになっているかというのはちょっと把握はしてございません。

（潮田）そうすると、ちょっと今私が聞いたかったのは、鴻巣市内に高齢者施設がありますけれども、そこには2号被保険者も入っているかなと思うのですけれども、その2号被保険者が大体どのくらいいるのかなというのを確認をしたかったのですけれども、その数字というのは出てこないということになりますでしょうか。

（介護保険課長）ちょっと私どもで確認している限りで、その2号被保険者の方で施設に入っている帳票らしきものがちょっと私の記憶にはないので、もしかしたら把握はできないかもしれないです。でもただし、やはり2号被保険者の方で施設に、例えば施設といっても特別養護老人ホームからいろんなことがあるかと思うのですが、何の施設に入っているかということ、ちょっとそこまではやっぱり追えないかなとは思っております。

（潮田）すみません。まず、高齢者施設といってもグループホームとかにはあんまり入っていないかなというふうに思うのです。老健とかというのあんまり入っていないかな。やはり2号被保険者だけれども、いろんな状況によって、介護施設での生活がよいかないというような方が実際には少ないかなというふうに思っているのです。その少ない理由というのが、高齢者施設だとつまらないとか、面白くなくて、違和感もあってというので、そういう声を聞くので、それでどのくらいいるのかなというのを聞いたかったのですけれども、特にそういった数値は出てこないということではよろしいですか。

（介護保険課長）今委員おっしゃるとおり、やっぱり少ないとは思っているのですけれども、やはりちょっとそこまでの数値、この2号被保険者の方がどこに入っているかということころまでは把握はしてございません。

（潮田）すみません。そうしますと、これ障がい福祉のほうに確認いたしますけれども、2号被保険者の方になると、障がいがあっても介護認定を受けていると優先されるのは介護のほうという形になりますよね。だから、障がい者施設に入っているのか高齢者施設に入るのかというふ

うになったら、2号被保険者ぐらいたったらどっちとかという、どんな状況なのでしょう。どっちが優先。優先は介護ということよろしいでしょうか。

(介護保険課長) 優先は介護です。それで、2号被保険者は基本的に16の疾病等に応じて介護認定受けている方が多いので、例えば末期がんだとか、そういったことの病気とかになりますので、施設よりも、ややもすると病院等の入院のほうが多いのではないかなとは思っております。

(潮田) こちら辺がちょうど文教福祉常任委員会で在宅医療、介護のずっとやってきた、みんなでいろいろ討議してきた中の部分にも関わってくる場所だったのですけれども、そうすると今回の予算で見ますと、歳出のほうで保険給付費のところの居宅介護サービス給付費も2,024万5,000円の増、施設介護サービス給付費のほうは、これはかなりな増ですよ。3億7,819万の増というふうになっておりますけれども、この施設介護サービス給付費の増というのは、まずこれの原因は単純に高齢化ということよろしいですか。他の自治体との比較とかというのはされておりますでしょうか。

(介護保険課長) 他の自治体と比較しますと、鴻巣はやはり施設数が多いので、施設介護給付費もやはり多い傾向がございます。やはりかなり多いと思います。それとあと、ご質問の居宅は2,000万で、施設は3億7,000万増えているということなのですが、大きい理由として、もちろん高齢者等施設を希望される方も多いと思うのですが、7年度に箕田のほうに箕田翔裕園もできますので、それもかなり考慮した上での予算措置にはなっております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、次の計画の、やっぱり介護でも計画に沿ってやっているわけですけれども、どうしても施設が増えれば当然ながら施設介護サービス給付費は増えるかと思いますが、今後、この鴻巣市の計画からいくと、こういった施設というのはまだ建てる枠があるというふうにしていいのですか。そうではないということになるのでしょうか。

(介護保険課長) 施設数につきましては、鴻巣はもうかなりできている

と思いますので、これ以上特別養護老人ホーム等の誘致というか、設置については好ましくないとは思っております。

(潮田) この施設介護サービス給付費の増、ちょっと本当にすごい数字かなというふうに思っております。実際には皆さん住民票を移しますけれども、ほかの市町村からの特別枠というのでしたっけ、前のところの地域からのほうの、でできるものというのは、今鴻巣市内にある特別養護老人ホーム内で、元から鴻巣にいた方とほかから来た方の割合とかというのはどんな感じでしょうか。

(介護保険課長) 正確な数値は把握しておりませんが、給付割合としては大体7割ぐらいが鴻巣の方というふうに積算しております。

(潮田) それについては、それこそ他自治体との違いというのはいかなる状況でしょうか。

(介護保険課長) 他自治体との積算は、ちょっと把握しかねるので、分りかねますけれども、おおむね多分該当自治体が7割ぐらいで、他自治体から3割程度入るのではないかと感じております。

(潮田) 大切なやっぱり税金からの部分も多いので、ちょっとここにはこだわりがあるかなというところになります。やっぱり本当に自治体によって全然そういう施設、特養とかが少ないところというのもありますので、ちょっとそれで聞かせていただきました。

あとは、通告していたものと少し違いますけれども、まずケアプランをつくるの介護度が1から5の方のケアプランの場合と、あと要支援の方の場合はケアマネジャーの担当もたしか違うかなと思うのですけれども、ちょっとそれ確認です。

(介護保険課長) 要介護1から5の方につきましては、居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネジャーの方が担当いたします。要支援1、2の方につきましては、各圏域で管轄している地域包括支援センターの介護予防プランナーが担当することになります。

以上でございます。

(潮田) それぞれに対するケアプランの報酬ってどのようになっているのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 6 時 1 9 分)



(開議 午後 6 時 2 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) すみません。申し訳ございません。手持ちにございませので、まだ後でよろしくお願いいたします。

(潮田) 実際には本当に高齢者のケアとか地域包括の全体を守っていく、継続していくためには何が必要かというところで確認をさせていただきかかったところでもあります。

あと、では 1 点だけ。先ほど介護予防普及啓発事業での補聴器のというところがありました。これもうちょっと、これが予算化されているということをお話をちょっと私認識していなかった。出張型というか、出張型ですよ。出張した場所でやるという形の、ちょっと認識していなかったの、これがどのようにされるのか。この前講演会がありましたけれども、そこで言っていた聞こえのことをその場でやるのか、ちょっとこの事業が予算化されている以上、内容を確認したいのですけれども。

(介護保険課長) こちら、わがまちサロンとすこやかシニア体操の計 8 会場に地域包括支援センターの職員が講話というか、耳の聞こえの大事さをそのサロン参加者、体操参加者の方にお話しさせていただいて、そのときに簡単なアンケートと、例えばヒアリングをして、ちょっと耳の聞こえ等に不安を感じる方については受診してくださいとか、そういったことの勧奨を行うというような事業を各サロン、シニア体操の場所で年 1 回予定しております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、新たに予算化というほどではないということでしょうか。

(潮田) 1 回幾らとかということで、7 年度から、金額は些少ですがけれども、地域包括支援センターに委託するものですから、その金額、1 回幾らということで予算化しております。

(潮田) この前行われた聞こえの講演会のところで、今すごくいいアプリが出ていて、そのアプリで聞こえ方、物すごい精度があるわけではないけれども、でもそれでその方がちょっと補聴器が必要かなとかというのの聞こえを調べることができるアプリの紹介がありましたけれども、そういったようなものを使うというものではなくて、お話をしてくるといことになるでしょうか。

(介護保険課長) はい、そのとおりでございます。

(諏訪) すみません、通告していないのですけれども、ちょっと気づいたところだけ質問させてください。

まず、令和4年から3年が有効期限になったということなのですからけれども、ちょうど更新の時期なのです。その更新にかかる保険の方々は何人が今回計上されているのか伺います。

(介護保険課長) 令和7年のあくまでも予想、予算の見込みで、更新の方は2,840件予定しております。ちなみに、今年度の見込みとしましては1,862件程度予定しておりましたので、約1,000件程度増加を、来年度更新の人が多くなるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

(諏訪) 予算もさることながら、実際にまた更新のための認定作業が入るといことなのですが、その認定調査員、先ほども前任者ありましたけれども、更新といっても認定調査はきちんとしなければならないかと思うのですが、その辺の人員的な不足はないのか伺います。

(介護保険課長) 更新につきましては、市の委託先の事業者等に調査を委託することが多くございまして、現在、包括支援センターや市内外の事業所等の85件と契約しております。当然更新件数が増えますので、なかなかご負担が多いかと思っておりますけれども、各委託契約事業所のほうにお願いすることになります。

以上でございます。

(諏訪) 施設介護サービスの給付がぐっと増えるということで、新たに100床の新しい特養が7年度にはできる可能性があつてという見込みで計上されております。現在、特養の待機者数というのはどのぐらいなの

でしょうか。

(介護保険課長) 正式な数字をちょっと今手持ちに持っていないのですが、毎年埼玉県が行っている実態調査ですと、今年度150名程度だったというふうに記憶しております。

(諏訪)入所待ちの方が大体いつも100人を超えているなという感じがするのですがけれども、皆さんが特養に入るかどうかはまた別としても、そのほかにもたくさん鴻巣市、有料老人ホームだとかサービス付高齢者住宅だとかというのが随分と増えているなという感じはするのですが、こういったところの入所状況というのは市のほうでも分かるのでしょうか。

(介護保険課長) 有料老人ホームとかサービス付高齢者住宅についても、直近の近々の入所状況については把握はしてございません。

(諏訪) では、最後になります。介護予防のプランを立てる給付費もあるかと思うのですが、大体介護予防プランというのは何件ぐらいいつも、月にして何件ぐらいずつ作成が行われているのか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時29分)



(開議 午後6時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(介護保険課長) 介護予防プランの正式な実人数は、国保連合会から送付されているデータを分析しないと分からないのですが、令和5年度決算でいきますと、年間5,568件ですので、一月あたりにしますと464件というふうになります。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第40号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後6時32分)